

リそなグループ

Resona Group

中間期ディスクロージャー誌

2011-2012



リそなホールディングス

リそな銀行 埼玉リそな銀行 近畿大阪銀行

りそなグループ経営理念

りそなグループは、創造性に富んだ金融サービス企業を目指し、

■ お客さまの信頼に応えます。

■ 変革に挑戦します。

■ 透明な経営に努めます。

■ 地域社会とともに発展します。

りそなWAY (りそなグループ行動宣言)

お客さまと「りそな」

「りそな」はお客さまとの信頼関係を大切にします

- ・お客さまからの信頼を全てに優先し、お客さまの喜ぶ顔や幸せのために、誠実で心のこもったサービスを提供します。
- ・お客さまのニーズに応え、質の高いサービスを提供します。
- ・常に感謝の気持ちで接します。

株主と「りそな」

「りそな」は株主との関係を大切にします

- ・長期的視点に立った健全な経営を行ない、企業価値の向上に努めます。
- ・健全な利益の適正な還元を目指します。
- ・何事も先送りせず、透明な経営に徹し、企業情報を公正かつ積極的に伝えます。

社会と「りそな」

「りそな」は社会とのつながりを大切にします

- ・「りそな」が存在する意義を多くの人々に認めていただけるよう努力します。
- ・広く社会のルールを遵守します。
- ・良き企業市民として地域社会に貢献します。

従業員と「りそな」

「りそな」は従業員の人間性を大切にします

- ・「りそな」の一員であることに誇りを持って働ける職場を創ります。
- ・創造性や変革に挑戦する姿勢を重んじます。
- ・従業員一人ひとりの人間性を尊重し、能力や成果を公正に評価します。

りそなグループ環境方針

- 1 環境関連法規等の遵守
- 2 本業を通じた環境保全
- 3 オフィスにおける環境負荷低減
- 4 環境コミュニケーション
- 5 グループ内啓発と全員参加
- 6 環境方針の公開

環境保全に関する法規制および私たちが同意するその他の要求事項を遵守します。
環境に配慮した商品・サービスの開発・提供などを通じて環境保全活動を支援します。
省資源・省エネルギー活動により、環境負荷の低減に努めます。
環境に関する情報を社内外に積極的に発信し、環境教育や啓発活動を推進します。
本方針を全役職員に周知徹底し、役職員一人ひとりが環境保全に配慮して行動します。
本方針は、内外に公表します。

りそなブランド宣言

「りそなブランド宣言」は、みなさまへの「約束」を価値として実感いただけるよう表したものです。

Vision

私たち「りそな」が目指すもの

りそなグループは、ヒューマンコミュニケーションを大切にし、お客さまひとりひとりの“満足を超える感動”を創造する金融サービスグループを目指します。

Promise

そのために実行すること

私たちは、お客さまの期待と信頼にお応えするために、自ら気付き、考え、行動します。
きめ細やかなリレーションシップと最適なソリューション、そしてスピード感あるサービスで、お客さまの夢の実現に貢献します。

Slogan

[ビジョン] [プロミス] の思いを込めた「りそな」のスローガン

新しいクオリティへ、新しいスピードで。『りそな』

HUMAN COMMUNICATION

りそなグループ

りそなグループ経営理念ほか	1
りそなホールディングス会長メッセージ	3
平成23年9月中間期のトピックス	4
りそなグループ ネットワーク	9
中間決算公告・開示項目等	266

りそなホールディングス

財務・コーポレートデータセクション	10
自己資本の充実の状況・バーゼルⅡ関連データセクション	42

りそな銀行

財務・コーポレートデータセクション	70
自己資本の充実の状況・バーゼルⅡ関連データセクション	114

埼玉りそな銀行

財務・コーポレートデータセクション	156
自己資本の充実の状況・バーゼルⅡ関連データセクション	182

近畿大阪銀行

財務・コーポレートデータセクション	200
自己資本の充実の状況・バーゼルⅡ関連データセクション	234

りそなホールディングス 会長メッセージ

皆さまには、日頃よりりそなグループをお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。

当中間期の日本経済は、3月11日の東日本大震災により大きな影響を受けました。この間、サプライチェーンの修復や電力不足への対応により、震災直後に大幅に落ち込んだ生産や輸出は、夏場には概ね震災前の水準に回復いたしました。一方、海外経済に目を移しますと、欧州債務問題が世界経済に影響を与え始めており、日本経済を取り巻く環境は、円高の影響や海外経済の減速が懸念されるなど依然として不透明な状況にあります。

こうした環境下、当中間期における業績は、投資信託の販売等フィービジネスが堅調に推移したこと及び不良債権処理費用が減少したことなどにより、グループ連結ベースの税引後当期純利益は、期初にお示ししておりました業績予想を上回る1,282億円（前年同期比464億円増益）の黒字を計上することができました。通期では、業績予想を上方修正し、1,700億円（前年比100億円増益）を見込んでおります。

当中間期に、前年から順次進めてまいりました「新営業店システム」の導入がりそな銀行、埼玉りそな銀行の全店で完了いたしました。これにより、申込書にご記入いただく際にキャッシュカードで投資商品等のお取引が完結するなど、お客さまの利便性が大きく向上し、同時に事務の効率化も実現されます。近畿大阪銀行への導入も計画しており、今後もグループの総合力を高めてまいります。

格付機関の日本格付研究所、格付投資情報センターは、平成23年9月、りそなグループの格付を1段階引き上げました。この格上げは、主に前年度に実施した「りそな



資本再構築プラン」によって財務基盤が強化されたこと及びりそな改革によって培われた堅固なバランスシートと安定した黒字体質を可能とするビジネスモデルが評価されたことによるものです。

6月には、CSR活動をより一層進化させるため、りそなホールディングス内に「CSR推進室」を新設し、8月には「ISO26000」に対応した「グループCSR方針」を制定するなどCSR推進体制を強化しました。CSRは経営そのものであり、「CSR経営=持続可能な社会づくりへの貢献」と位置づけ、全てのステークホルダーの皆さまからご支持いただけるよう、従業員一人ひとりが日常業務を通じてCSR活動を実践してまいります。

りそなグループは、これからも透明性の高い経営を継続するとともに、『真のリテールバンク』を目指した変革に挑戦し続け、企業価値の最大化に努めてまいります。何卒、今後とも皆さま方の一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年1月
株式会社 りそなホールディングス
取締役兼代表執行役会長

細谷英二

平成23年9月中間期のトピックス

信託ビジネスの強化 「リテール×信託」への取組みと成果

りそなグループは、差別化戦略として、広域店舗網を通じた幅広いお客さまとの接点とフルラインの信託機能を融合した「リテール×信託」の取組みを進めています。

資産運用機能のリテール展開

「信託のチカラ」は、年金運用を通じて培った資産運用機能をリテール分野に本格展開するため、りそな銀行において取扱いを開始した商品です。「りそなの運用力」を活用して安定的かつ有利な運用を目指すとともに、りそな銀行が販売・運用・管理を一貫して行うことにより低コスト化を実現しました。上期中に3ファンド、総額約105億円を販売し、これまで投資信託の購入経験のないお客さまにも数多くご購入いただくなど、好評を博しています。

商品のパッケージ化、情報発信の強化

企業年金や承継ビジネスの分野では、商品のパッケージ化を進めました。これは、オーダーメイド的な要素を持つ既存商品の特性を活かしつつ、機能を絞り込むことにより比較的小口のお客さまにもご利用いただきやすい報酬水準での商品提供を実現したものです。また、企業年金のお客さま向けの情報発信の強化にも取り組みました。運用環境や年金制度の動向についてセミナーや電子メールを通じた情報提供を強化するとともに、複雑な企業年金の税制について分かりや

すく解説した書籍（りそな企業年金研究所編『そこが知りたい 企業年金の税制』）の刊行も行いました。このような取組みの効果もあり、企業年金の新規獲得件数（下図をご参照下さい。）や、承継ビジネス関連商品の新規利用件数は、着実に増加しています。



法人のお客さま等に対するソリューション提供

従業員持株会支援型ESOPや株式給付型ESOPをはじめとして、信託の活用により、バランスシートの改善、新規事業の支援等、様々な経営課題の解決をお手伝いしています。

グループ体となった取組み

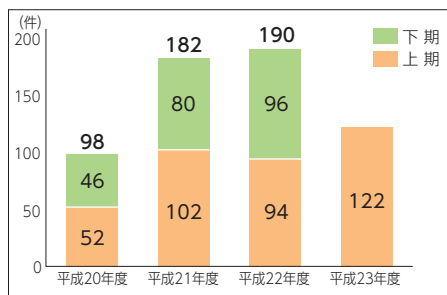
「リテール×信託」の取組みは、信託機能を持つりそな銀行だけでなく、グループ内の信託代理店である埼玉りそな銀行や近畿大阪銀行でも進めています。取扱商品を順次拡大するとともに、グループの研修体系の共通化等、人材育成にも努めています。

りそなグループは、今後とも、お客さまの課題解決に役立つ魅力的な信託商品の提供に努め、他の銀行（グループ）との差別化を図ってまいります。

<平成23年度上期の信託新商品>

資産運用機能のリテール展開	実績配当型金銭信託「信託のチカラ」
商品のパッケージ化	DBプランプレミアム（企業年金）
	資産承継信託「わたしのおまもり」
	自社株承継信託（遺言代用型EX）
法人のお客さま等に対するソリューション提供	株式給付型ESOP
	マンション修繕積立金信託

<企業年金新規獲得件数>



CSR(企業の社会的責任)への取組みを強化しています。

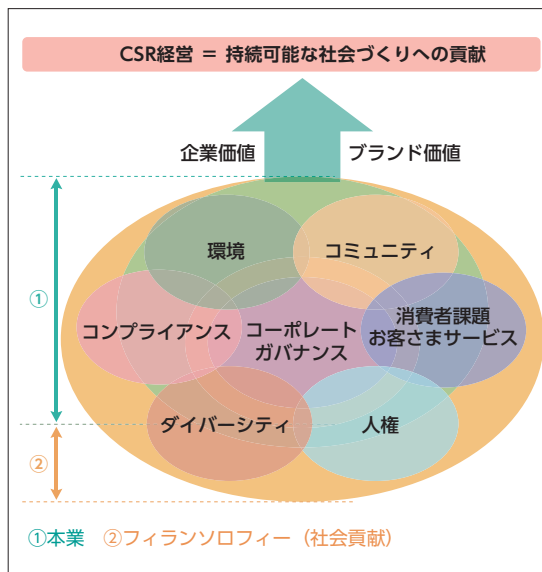
りそなグループ

グループCSR方針を新たに制定しました。

平成22年11月、組織の社会的責任に関する国際的なガイドライン「ISO26000」が公表され、企業をはじめとする各組織に求められるCSRの項目が具体的に示されました。りそなグループでは、こうした社会の動きを捉え、CSRに対する活動をより一層進化させるため、平成23年6月にCSRの専任組織として「CSR推進室」を新設、8月には「ISO26000」に対応した「グループCSR方針」を制定するなど、CSR推進体制の強化を図っています。

「CSR経営＝持続可能な社会づくりへの貢献」と位置づけ、「お客さまとの信頼関係」「株主との関係」「社会とのつながり」「従業員の人間性」を大切に、すべてのステークホルダーから支持を受けることができるよう、りそなグループの持つ経営資源を活かして様々な活動に取り組んでいます。

<CSR経営の概念図>

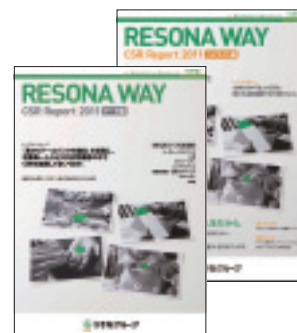


<りそなグループCSRレポートのご紹介>

りそなグループでは、グループ各社のCSRへの取組みを広く紹介するため、CSRレポート(データ編とハイライト編)を発行し、グループホームページに電子ブック形式で掲載しています。また、ハイライト編はグループ銀行の店頭でも冊子として配布しています。

CSRレポートの紹介ページ

<http://www.resona-gr.co.jp/holdings/csr/report/index.html>



地域・社会貢献活動を紹介します。

■りそなグループ

夏休みりそなキッズマネーアカデミーを開催しました。

夏休み恒例行事となった子ども向け金融経済教育『りそなキッズマネーアカデミー』。平成23年も全国各地で163回開催し、約2,500人の子どもたちが参加しました。昨年は、様々なお取引先との連携企画を実施したほか、子どもたちへのお土産にも多くのお取引先企業からご協力いただきました。



■埼玉りそな銀行

埼玉県とともに、「大学生合同会社説明・就職面談会」を開催しました。

埼玉りそな銀行は、平成23年10月、「大学生合同会社説明・就職面談会」を開催しました。この取組みは、県内の大学を中心に、大学生の皆さまと地元企業との出会いの場を提供するもので、平成22年に引き続き今回で2回目となりました。今回は、埼玉県と共催することで、互いに有する企業と大学のネットワークを活かし、当日は45大学177名の学生の皆さんと地元企業28社にご参加いただきました。



■りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行

ノーマライゼーション※への取組みを強化しています。

りそなグループの各銀行は、車いすご利用のお客さま、高齢の方や妊娠している方などを優先してご案内することを目的に、全有人店舗のクイックロビーコーナーに『優先ATM』サービスを導入しました。また、埼玉りそな銀行は、全有人店舗の店頭窓口で『簡易筆談器』や耳の不自由なお客さまに窓口の順番が来たことを振動でお伝える『無線式振動呼出器』をご用意しています。

※障がいを持った方、高齢の方、妊娠中の方など、全てのお客さまに安心してご来店いただき、快適にサービスが受けられるよう配慮することを目的とした取組み



無線式振動呼出器

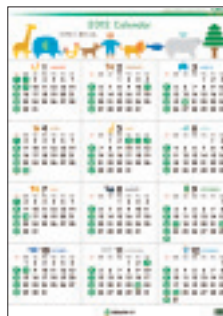


優先ATM

■りそなグループ

30年近くにわたり、点字カレンダーを制作・贈呈しています。

りそなグループは、1982年以降毎年、点字カレンダーを制作しています。2012年のカレンダーは、東日本大震災を受け、人と人とのつながりを表現したデザインを採用しました。全国各地の視覚障がい者団体などにお送りしているほか、グループ銀行の店舗を通じて、地域の小学校などへの配布も実施しています。



環境問題への取組みを紹介します。

■りそな銀行

りそな『エコビジョン・カンパニー』融資制度の取扱いを開始しました。

りそな銀行は、平成23年10月、大阪府・奈良県内の店舗において、環境保全やエネルギー節約等、環境への取組みを実践している企業を応援し、それらの

資金需要に積極的にお応えする「りそな『エコビジョン・カンパニー』融資制度」の取扱いを開始しました。

■近畿大阪銀行

「大阪・花のまちづくりエコ作戦」活動に継続的に取り組んでいます。

近畿大阪銀行は、「大阪を花いっぱいの街にしたい」との趣旨から、大阪府と連携した「大阪・花のまちづくりエコ作戦」に基づきエコ定期『花いっぱい』の取扱いを、平成23年2月1日から開始しました。定期預金はわずか10日間で予定額の100億円に到達。平成23年7月、販売総額の0.01%にあたる約100万円相当額の花の種、土等を大阪府に寄付し感謝状を受領しました。秋口に、府内33の小中学校・幼稚園で育てた苗は、今春、駅や道路など公共施設で花を咲かせる予定です。平成22年度からトータル5年間にわたる継続的な取組みとして、大阪を花いっぱいにしていきます。



■りそなグループ

夏の節電対策に積極的に取り組みました。

りそなグループは、平成23年7月～9月の節電期間中、『空調温度28度の徹底』、『店舗照明50%ダウン』、『スーパークールビズ』等の施策を実施し、店頭営業においても節電に努めました。また、従業員の自宅における節電意識を高めるため、埼玉りそな銀行は、埼玉県の「エコライフDAY」に参加、近畿大阪銀行は、社内節電コンテストを実施するなど、自発的・積極的な節電活動を呼びかけました。



■りそなグループ

冬も引き続き節電に努めています。

夏の節電に引き続き、冬も関西電力管内は10%以上、九州電力管内は5%以上、その他の地域でも積極的な節電への協力が求められています。

りそなグループの各銀行では、ウォームビズ期間である11月～3月にかけ、暖房時の温度設定を20℃以下とするほか、店内照明についても必要最小限での運営を行っています（各銀行本社ビルも同様）。お客さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



地域企業を応援する取組みを紹介します。

■近畿大阪銀行、埼玉りそな銀行

近畿大阪銀行が、埼玉りそな銀行とともに「第2回ネットワーク商談会IN大阪」を開催しました。

近畿大阪銀行は、平成23年10月、埼玉りそな銀行や4つの地方銀行（広島銀行、伊予銀行、肥後銀行、福井銀行）と共に「第2回ネットワーク商談会IN大阪」を開催しました。

今回は、東日本大震災からの力強い復興を後押しさせていただくため、特別招待として福島県に拠点を置く東邦銀行にもご参加いただきました。

「ネットワーク商談会」は、地方銀行各行が連携してお取引先の新たな商いの流れを創り出し、地域経済

活性化のお役に立つことを目的としており、2回目となる今回も第1回と同じく「食」をテーマに開催しました。

当日は約450件の個別商談が行われ、その内300件を超える商談は、今後の成約が期待されています。



■埼玉りそな銀行

県内中小食品メーカー向けの「食品マーケティングセミナー&交流会」を開催しました。

埼玉りそな銀行は、平成23年10月、埼玉県・社団法人埼玉県物産観光協会の後援により「食品マーケティングセミナー&交流会」を開催しました。

「食」を取り巻く環境が大きく変わるなか、食品メーカーには、商品のコンセプトや顧客層・品揃え、商品の特徴や強みを十分考慮した商品開発・販売戦略が必要とされています。そのようなニーズにお応えべく、商品開発から販売戦略・プロモーションに至る実践的

なアドバイスを内容としたセミナーを開催、セミナー終了後には、参加者同士のネットワーク構築などを目的とした交流会も実施しました。



■りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行

「タイ進出企業」復興応援ファンドの取扱いを開始しました。

りそなグループの各銀行は、平成23年10月、タイで発生した集中豪雨並びに洪水により被害を受けている

タイ進出企業の皆さまの資金需要にお応えする「タイ進出企業」復興応援ファンドの取扱いを開始しました。

■埼玉りそな銀行

埼玉県と「県内企業の中国ビジネス支援に関する業務協力協定書」を締結しました。

埼玉りそな銀行は、平成23年5月、埼玉県と「埼玉県上海ビジネスサポートセンター」に関して業務協力することで合意し、「県内企業の中国ビジネス支援に関する業務協力協定書」を締結しました。

「埼玉県上海ビジネスサポートセンター」は、県内企

業が中国に進出する際に抱える様々な課題をサポートすることを目的として埼玉県が設立したもので、本協定を機に、埼玉りそな銀行は埼玉県と連携して県内企業の中国進出支援等を積極的に行っております。

■近畿大阪銀行

バンコック銀行との業務協力協定の締結により海外現地金融機能の拡充を図ります。

近畿大阪銀行は、平成23年9月、バンコック銀行と業務協力協定を締結いたしました。

タイはアジアのなかでも近畿大阪銀行のお客さまが中国に次いで多く進出している国です。今回の業務協力協定の締結により、従来のりそな銀行バンコック

駐在員事務所を活用した情報提供等のサポートに加え、現地通貨（タイバーツ）建融資をはじめとする金融面での様々なニーズにお応えすることが可能となりました。

今後更にアジアビジネスのサポート機能の拡充を図ることで、お客さまを強力にバックアップしてまいります。

国内ネットワーク

	りそな	埼玉りそな	近畿大阪	合 計	関東圏	関西圏
有人店舗数	341	128	128	597	300	277
無人店舗数	498	303	30	831	513	300
店舗数合計	839	431	158	1,428	813	577

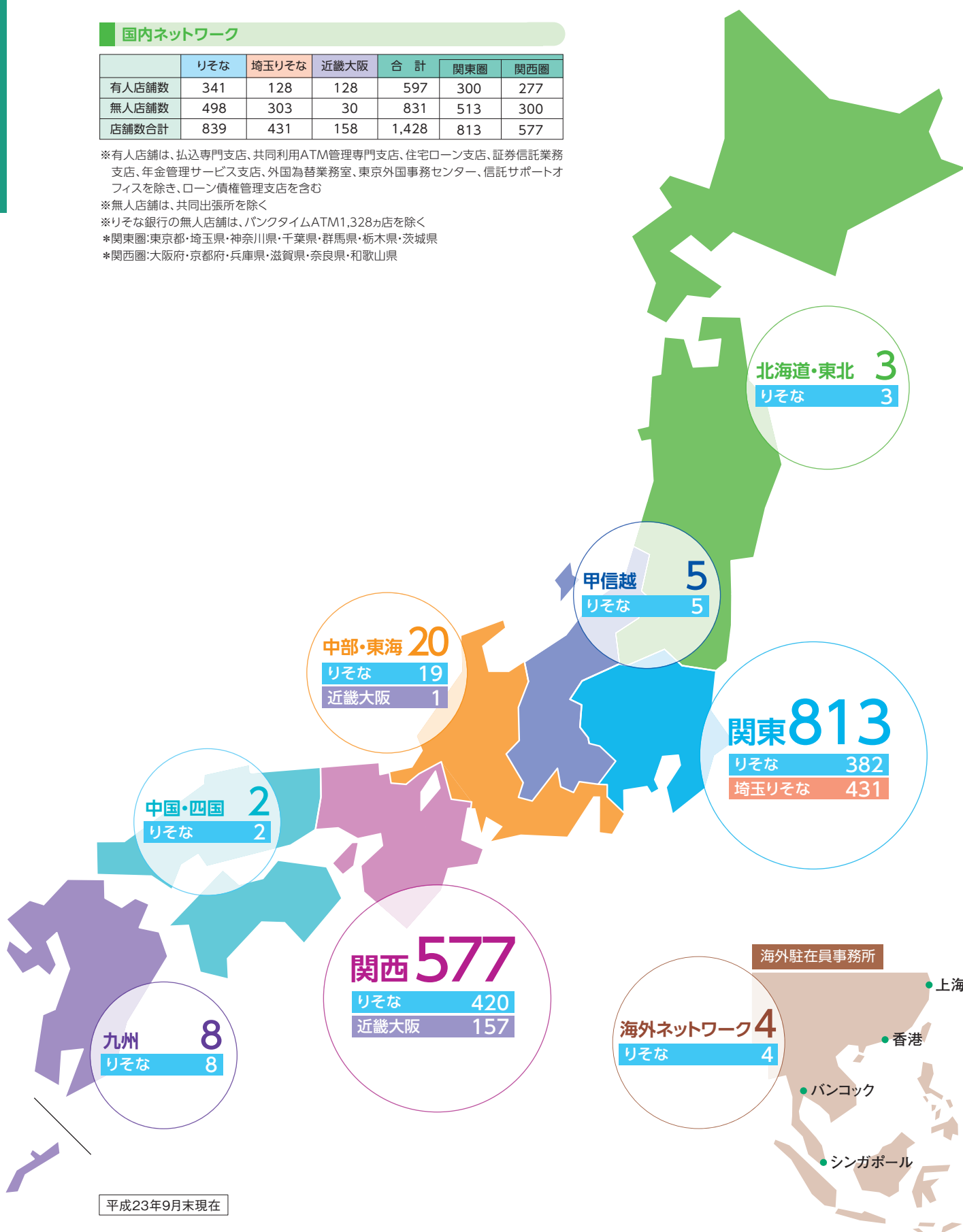
※有人店舗は、払込専門支店、共同利用ATM管理専門支店、住宅ローン支店、証券信託業務支店、年金管理サービス支店、外国為替業務室、東京外国事務センター、信託サポートオフィスを除き、ローン債権管理支店を含む

※無人店舗は、共同出張所を除く

※りそな銀行の無人店舗は、バンクタイムATM1,328か店を除く

*関東圏:東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県

*関西圏:大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県



平成23年9月末現在

りそなホールディングス

CONTENTS

財務・コーポレートデータセクション

主要な経営指標等の推移……………	11
中間連結財務諸表……………	14
有価証券及び金銭の信託の時価等情報……………	23
デリバティブ取引情報……………	25
セグメント情報……………	27
主要な業務の状況を示す指標……………	28
預金・貸出金に関する指標……………	31
不良債権処理について……………	32
有価証券に関する指標……………	34
信託業務に関する指標……………	34
主要な経営指標等の推移(単体)……………	36
中間単体財務諸表……………	37

主要な経営指標等の推移

最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

連結会計年度	平成21年9月中間期	平成22年9月中間期	平成23年9月中間期	平成22年3月期	平成23年3月期
連結経常収益	461,335	460,402	453,238	875,130	859,898
うち連結信託報酬	14,467	13,252	12,253	28,727	25,937
連結経常利益	75,779	114,793	156,695	152,314	210,290
連結中間純利益	85,593	81,778	128,235	—	—
連結当期純利益	—	—	—	132,230	160,079
連結中間包括利益	—	62,878	106,507	—	—
連結包括利益	—	—	—	—	132,513
連結純資産額	2,143,716	1,858,586	1,647,110	2,271,897	1,592,553
連結総資産額	39,805,611	40,503,644	42,712,632	40,743,531	42,706,848
1株当たり純資産額(円)	35.31	74.67	285.29	44.77	251.67
1株当たり中間純利益金額(円)	78.87	58.00	52.32	—	—
1株当たり当期純利益金額(円)	—	—	—	88.32	73.14
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額(円)	35.69	26.26	36.51	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額(円)	—	—	—	51.74	39.62
自己資本比率(%)	5.09	4.31	3.62	5.26	3.47
連結自己資本比率(第二基準)(%)	13.09	12.80	12.47	13.81	11.21
営業活動によるキャッシュ・フロー	308,285	527,767	△96,041	1,024,489	3,465,449
投資活動によるキャッシュ・フロー	△378,735	△235,833	△128,799	△858,062	△1,159,614
財務活動によるキャッシュ・フロー	△122,236	△571,829	△86,571	7,651	△909,124
現金及び現金同等物の中間期末残高	918,596	1,005,408	2,370,572	—	—
現金及び現金同等物の期末残高	—	—	—	1,285,371	2,682,038
従業員数(人)	17,072	17,286	17,136	16,756	16,941
[外、平均臨時従業員数]	[14,985]	[13,697]	[13,288]	[14,384]	[13,601]
信託財産額	26,836,851	26,563,803	25,056,702	26,709,717	26,093,642

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 平成22年9月中間期の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
3. 1株当たり情報の算定上の基礎は、中間連結財務諸表注記の「1株当たり情報」に記載しております。
- また、平成23年9月中間期から「潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額」の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。
- 当該会計方針の変更は遡及適用され、平成21年9月中間期以降の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び平成22年3月期以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について遡及処理しております。
4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は第二基準を採用しております。
6. 平成21年9月中間期及び平成22年9月中間期の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間(3ヵ月)における平均雇用人員数であります。
7. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき、信託業務を営む連結子会社の信託財産額を記載しております。

■連結損益の状況

(単位：百万円)

	平成22年9月中間期	平成23年9月中間期	平成22年9月中間期比
経常収益	460,402	453,238	△7,164
連結粗利益	344,717	337,854	△6,863
資金利益	243,361	234,425	△8,935
信託報酬(償却後)	13,252	12,253	△998
(信託勘定不良債権処理額)(A)	14	40	26
役務取引等利益	60,258	61,934	1,676
特定取引利益	25,543	16,233	△9,310
その他業務利益	2,302	13,006	10,703
一般貸倒引当金繰入額(B)	9,039	24,674	15,634
営業経費	△184,078	△181,456	2,621
臨時損益	△54,886	△24,376	30,510
うち株式等関係損益	△6,689	288	6,978
うち不良債権処理額(C)	△57,560	△54,715	2,845
貸出金償却	△27,059	△20,181	6,878
個別貸倒引当金繰入額	△28,733	△33,615	△4,881
特定海外債権引当勘定繰入額	△1	0	1
その他不良債権処理額	△1,766	△919	847
うち与信費用戻入額(D)	—	23,236	23,236
うち持分法による投資損益	214	111	△103
経常利益	114,793	156,695	41,902
特別利益	17,055	208	△16,846
うち与信費用戻入額(D)	16,225	—	△16,225
特別損失	△1,912	△1,765	147
税金等調整前中間純利益	129,936	155,138	25,202
法人税、住民税及び事業税	△4,984	△4,907	76
法人税等調整額	△40,705	△19,951	20,754
少数株主利益	△2,468	△2,044	423
中間純利益	81,778	128,235	46,456
与信費用総額(A) + (B) + (C) + (D)	△32,281	△6,764	25,516

(注) 従来「特別利益」の内訳科目として表示していた「与信費用戻入額」は、今期より「臨時損益」の内訳科目として表示しております。

(ご参考)

連結対象会社数

(単位：社)

	平成22年9月末	平成23年9月末	平成22年9月末比
連結子会社数	17	17	—
持分法適用会社数	2	1	△1
合計	19	18	△1

■平成23年9月中間期の業績について

当四半期連結累計期間における財政状態及び経営成績は、以下のとおりとなりました。

総資産は42兆7,126億円と前連結会計年度末比57億円の増加となりました。

資産では、有価証券が前連結会計年度末比1兆1,014億円増加して11兆13億円となりましたが、貸出金は前連結会計年度末比3,115億円減少して25兆5,414億円に、現金預け金は前連結会計年度末比3,037億円減少して2兆7,240億円となりました。

負債につきましては、譲渡性預金が前連結会計年度末比5,038億円増加して1兆9,284億円になりましたが、預金は前連結会計年度末比6,305億円減少して33兆5,494億円に、借入金 は前連結会計年度末比3,988億円減少して1兆3,020億円となりました。

純資産の部につきましては、中間純利益の計上などにより、純資産の部合計では前連結会計年度末比545億円増加して1兆6,471億円となりました。なお、優先株式に係る株主資本を控除して計算した1株当たり純資産額は、285円29銭となっております。

連結粗利益は、預貸金利回り差の縮小を主因とする資金利益の減少などにより前年同四半期連結累計期間比（以下前年同期比）68億円減少して3,378億円となりましたが、与信費用総額が前年同期比255億円減少して67億円となったことから税金等調整前中間純利益は前年同期比252億円増加して1,551億円となりました。一方、税金費用等は前年同期比212億円減少して269億円となり、この結果、連結中間純利益は前年同期比464億円増加して1,282億円となりました。また1株当たり中間純利益は52円32銭となっております。当社（単体）の経営成績につきましては、営業収益は傘下銀行か

らの受取配当金の増加などにより前中間会計期間比（以下前年同期比）632億円増加して800億円、経常利益は前年同期比618億円増加して762億円、中間純利益は前年同期比607億円増加して762億円となりました。

セグメントごとの業績は、以下のとおりとなりました。

個人部門は、業務粗利益が前年同四半期連結累計期間比（以下前年同期比）49億円減少し1,534億円、与信費用控除後業務純益は、前年同期比84億円増加し546億円となりました。

法人部門は、業務粗利益が前年同期比13億円増加し1,309億円に、与信費用控除後業務純益は、前年同期比157億円増加し576億円となりました。

市場部門は、業務粗利益が前年同期比82億円減少し330億円に、与信費用控除後業務純益は、前年同期比82億円減少し285億円となりました。

（平成23年9月末における剰余金の分配可能額について）

会社法第461条では、剰余金の配当等を行った場合の効力発生日における剰余金の分配可能額について定めています。当社では、平成23年9月30日（中間決算日）を臨時決算日とする臨時計算書類を作成しておりますので、同日における分配可能額は、臨時期間純利益を反映した上で、2,675億円となりました。

また、当社の子会社である株式会社りそな銀行の分配可能額（平成23年9月30日現在）は、4,183億円であります。（臨時計算書類は作成しておりません。）

当社は、平成22年9月中間期及び平成23年9月中間期の中間連結財務諸表すなわち中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

■中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

[illegible]

(単位：百万円)

	平成22年9月中間期 (平成22年9月30日)	平成23年9月中間期 (平成23年9月30日)
<負債の部>		
預金※8	32,573,611	33,549,410
譲渡性預金	1,483,610	1,928,440
コールマネー及び売渡手形	176,767	239,399
売現先勘定※8	24,998	1,999
債券貸借取引受入担保金	10,007	—
特定取引負債	247,966	310,310
借入金※8,12	905,126	1,302,011
外国為替	1,806	2,352
社債※13	705,521	650,172
信託勘定借	345,085	342,796
その他負債	1,365,687	2,011,035
賞与引当金	8,067	10,513
退職給付引当金	11,055	12,270
その他の引当金	34,759	36,591
繰延税金負債	8	—
再評価に係る繰延税金負債※10	28,675	28,031
支払承諾	722,301	640,190
負債の部合計	38,645,057	41,065,522
<純資産の部>		
資本金	327,201	340,472
資本剰余金	223,810	237,082
利益剰余金	1,161,726	959,873
自己株式	△86,846	△86,848
株主資本合計	1,625,892	1,450,579
その他有価証券評価差額金	60,151	36,683
繰延ヘッジ損益	26,913	24,815
土地再評価差額金※10	38,626	39,327
為替換算調整勘定	△4,082	△4,223
その他の包括利益累計額合計	121,608	96,604
少数株主持分	111,085	99,926
純資産の部合計	1,858,586	1,647,110
負債及び純資産の部合計	40,503,644	42,712,632

■中間連結損益計算書

（単位：百万円）

	平成22年9月中間期 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)	平成23年9月中間期 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)
経常収益	460,402	453,238
資金運用収益	278,838	263,824
(うち貸出金利息)	(238,318)	(223,477)
(うち有価証券利息配当金)	(28,456)	(30,696)
信託報酬	13,252	12,253
役務取引等収益	84,628	86,220
特定取引収益	25,678	16,572
その他業務収益	36,899	32,170
その他経常収益※1	21,104	42,196
経常費用	345,609	296,543
資金調達費用	35,477	29,398
(うち預金利息)	(21,188)	(16,144)
役務取引等費用	24,370	24,285
特定取引費用	134	339
その他業務費用	34,597	19,164
営業経費	184,078	181,456
その他経常費用※2	66,951	41,898
経常利益	114,793	156,695
特別利益	17,055	208
固定資産処分益	829	208
償却債権取立益	16,225	—
特別損失	1,912	1,765
固定資産処分損	687	412
減損損失	629	1,352
その他の特別損失	595	—
税金等調整前中間純利益	129,936	155,138
法人税、住民税及び事業税	4,984	4,907
法人税等調整額	40,705	19,951
法人税等合計	45,689	24,859
少数株主損益調整前中間純利益	84,246	130,279
少数株主利益	2,468	2,044
中間純利益	81,778	128,235

■中間連結包括利益計算書

（単位：百万円）

	平成22年9月中間期 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)	平成23年9月中間期 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)
少数株主損益調整前中間純利益	84,246	130,279
その他の包括利益	△21,368	△23,771
その他有価証券評価差額金	△23,052	△25,140
繰延ヘッジ損益	13,124	8,463
為替換算調整勘定	△11,445	△7,090
持分法適用会社に対する持分相当額	4	△3
中間包括利益	62,878	106,507
親会社株主に係る中間包括利益	71,649	111,800
少数株主に係る中間包括利益	△8,771	△5,292

■中間連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	平成22年9月中間期 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)	平成23年9月中間期 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)
株主資本		
資本金		
当期首残高	327,201	340,472
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	327,201	340,472
資本剰余金		
当期首残高	400,709	237,082
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	△0
自己株式の消却	△425,720	—
利益剰余金から資本剰余金への振替	248,821	0
当中間期変動額合計	△176,898	—
当中間期末残高	223,810	237,082
利益剰余金		
当期首残高	1,372,119	879,381
当中間期変動額		
剰余金の配当	△44,994	△46,894
中間純利益	81,778	128,235
土地再評価差額金の取崩	1,645	△848
利益剰余金から資本剰余金への振替	△248,821	△0
当中間期変動額合計	△210,392	80,491
当中間期末残高	1,161,726	959,873
自己株式		
当期首残高	△86,840	△86,847
当中間期変動額		
自己株式の取得	△425,725	△1
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	425,720	—
当中間期変動額合計	△5	△0
当中間期末残高	△86,846	△86,848
株主資本合計		
当期首残高	2,013,189	1,370,089
当中間期変動額		
剰余金の配当	△44,994	△46,894
中間純利益	81,778	128,235
自己株式の取得	△425,725	△1
自己株式の処分	0	0
土地再評価差額金の取崩	1,645	△848
当中間期変動額合計	△387,296	80,490
当中間期末残高	1,625,892	1,450,579

（単位：百万円）

	平成22年9月中間期 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)	平成23年9月中間期 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	83,129	61,826
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△22,978	△25,143
当中間期変動額合計	△22,978	△25,143
当中間期末残高	60,151	36,683
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	13,789	16,352
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	13,124	8,463
当中間期変動額合計	13,124	8,463
当中間期末残高	26,913	24,815
土地再評価差額金		
当期首残高	40,271	38,479
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△1,645	848
当中間期変動額合計	△1,645	848
当中間期末残高	38,626	39,327
為替換算調整勘定		
当期首残高	△3,807	△4,468
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△274	245
当中間期変動額合計	△274	245
当中間期末残高	△4,082	△4,223
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	133,382	112,190
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△11,774	△15,586
当中間期変動額合計	△11,774	△15,586
当中間期末残高	121,608	96,604
少数株主持分		
当期首残高	125,326	110,273
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△14,240	△10,347
当中間期変動額合計	△14,240	△10,347
当中間期末残高	111,085	99,926
純資産合計		
当期首残高	2,271,897	1,592,553
当中間期変動額		
剰余金の配当	△44,994	△46,894
中間純利益	81,778	128,235
自己株式の取得	△425,725	△1
自己株式の処分	0	0
土地再評価差額金の取崩	1,645	△848
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△26,014	△25,934
当中間期変動額合計	△413,310	54,556
当中間期末残高	1,858,586	1,647,110

■中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	平成22年9月中間期 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)	平成23年9月中間期 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	129,936	155,138
減価償却費	12,252	13,549
減損損失	629	1,352
持分法による投資損益(△は益)	△214	△111
貸倒引当金の増減(△)	△10,624	△12,103
投資損失引当金の増減額(△は減少)	△1,074	△357
賞与引当金の増減額(△は減少)	△4,345	△4,089
退職給付引当金の増減額(△は減少)	1,233	678
資金運用収益	△278,838	△263,824
資金調達費用	35,477	29,398
有価証券関係損益(△)	△19,952	△12,376
為替差損益(△は益)	△53,544	△58,468
固定資産処分損益(△は益)	△141	204
特定取引資産の純増(△)減	△79,863	△60,220
特定取引負債の純増減(△)	93,564	66,028
貸出金の純増(△)減	486,670	311,597
預金の純増減(△)	△381,998	△630,537
譲渡性預金の純増減(△)	364,020	503,830
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	284,505	△398,802
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△20,751	△7,700
コールローン等の純増(△)減	120,389	122,840
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減	56,541	—
コールマネー等の純増減(△)	△324,453	△179,494
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△45,926	—
外国為替(資産)の純増(△)減	△2,720	1,543
外国為替(負債)の純増減(△)	△1,279	596
普通社債発行及び償還による増減(△)	△30,016	29,156
信託勘定借の純増減(△)	△31,602	△33,069
資金運用による収入	286,414	272,982
資金調達による支出	△44,825	△34,481
その他	△6,956	105,610
小計	532,505	△81,130
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△4,737	△14,911
営業活動によるキャッシュ・フロー	527,767	△96,041

(単位：百万円)

	平成22年9月中間期 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)	平成23年9月中間期 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△21,846,659	△18,259,842
有価証券の売却による収入	19,567,188	16,329,654
有価証券の償還による収入	2,046,549	1,805,161
有形固定資産の取得による支出	△4,716	△4,093
有形固定資産の売却による収入	2,856	1,019
無形固定資産の取得による支出	△970	△662
その他	△81	△38
投資活動によるキャッシュ・フロー	△235,833	△128,799
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	1,000	—
劣後特約付借入金の返済による支出	△4,000	—
劣後特約付社債の発行による収入	39,810	24,875
劣後特約付社債の償還による支出	△137,550	△64,096
配当金の支払額	△44,994	△46,894
少数株主への配当金の支払額	△369	△455
自己株式の取得による支出	△425,725	△1
自己株式の売却による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△571,829	△86,571
現金及び現金同等物に係る換算差額	△68	△54
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△279,963	△311,466
現金及び現金同等物の期首残高	1,285,371	2,682,038
現金及び現金同等物の中間期末残高※1	1,005,408	2,370,572

■中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (平成23年9月中旬期)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 17社
 主要な会社名
 株式会社りそな銀行
 株式会社埼玉りそな銀行
 株式会社近畿大阪銀行
- (2) 非連結子会社
 主要な会社名
 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.
 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社はありません。
- (2) 持分法適用の関連会社 1社
 会社名
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- (3) 持分法非適用の非連結子会社
 主要な会社名
 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.
- (4) 持分法非適用の関連会社
 主要な会社名
 アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社
 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
- (5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連会社としなかった場合の当該会社等
 会社等名
 畿内総合信用保証株式会社
 近畿地区第二地銀の住宅ローン保証の共同出資会社として設立され、出資全行の協議・総意により運営される会社であり、傘下に入れる目的でないため、当社の関連会社としておりません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

- (1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。
 6月末日 4社
 9月末日 13社
- (2) 上記の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。
 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準
 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。
 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間連結決算日前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により

行っております。

(4) 減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除く）
 有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
 また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建 物：2年～50年
 その他：2年～20年
- ②無形固定資産（リース資産を除く）
 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。
- ③リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
 なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。
 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
 また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は421,754百万円であります。
 その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(9) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	発生年度に一括して損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

(10) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。
 主な内訳は次のとおりであります。

信託取引損失引当金	11,381百万円
	一部の銀行業を営む国内連結子会社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
預金払戻損失引当金	15,856百万円
	負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求

	に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。
信用保証協会負担金引当金	5,232百万円 信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。
ポイント引当金	2,772百万円 「りそなクラブ」等におけるポイントが将来利用される見込額を見積もり、計上しております。
利息返還損失引当金	623百万円 将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(12) リース取引の処理方法

当社及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ利益は45百万円（税効果額控除前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む国内連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

銀行業を営む国内連結子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外力バー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(16) 連結納税制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

■会計方針の変更

（平成23年9月中旬間）

当中間連結会計期間から、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号平成22年6月30日）を適用しております。

上記会計基準等の適用により、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定にあたり、期中に行われた優先株式の転換価格の修正を普通株式増加数の算定に反映する方法に変更しております。

■追加情報

（平成23年9月中旬間）

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。

■注記事項

（平成23年9月中旬間）

（中間連結貸借対照表関係）

※ 1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式19,198百万円及び出資金3,831百万円が含まれております。

※ 2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。
無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券はありません。

※ 3. 貸出金のうち、破綻先債権額は17,171百万円、延滞債権額は477,145百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は7,028百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※ 5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は277,015百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※ 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は778,361百万円であります。

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は178,289百万円であります。

※ 8. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	
現金預け金	1,787百万円
特定取引資産	1,999百万円
有価証券	6,919,135百万円
貸出金	159,447百万円
その他資産	3,928百万円

担保資産に対応する債務	
預金	162,367百万円
売現先勘定	1,999百万円
借入金	1,225,230百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金80百万円、有価証券1,000,978百万円、その他資産243,829百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は5,568百万円、敷金保証金は21,933百万円であります。

※ 9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反が

ない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,190,609百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,968,899百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- ※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- ・再評価を行った年月日
平成10年3月31日
 - ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格（平成10年1月1日基準日）に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。
- ※11. 有形固定資産の減価償却累計額 214,878百万円
- ※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金49,000百万円が含まれております。
- ※13. 社債には、劣後特約付社債567,414百万円が含まれております。
- ※14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は273,744百万円であります。
15. 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託400,034百万円であります。

（中間連結損益計算書関係）

- ※ 1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益23,236百万円及び株式等売却益2,869百万円を含んでおります。
- ※ 2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額8,940百万円、貸出金償却20,181百万円、株式等償却1,871百万円を含んでおります。

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項
（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間		当中間連結会計 期間末株式数	摘要
		増加株式数	減少株式数		
発行済株式					
普通株式	2,514,957	—	—	2,514,957	
種類株式					
丙種第一回優先株式	12,000	—	—	12,000	
己種第一回優先株式	8,000	—	—	8,000	
第3種第一回優先株式	225,000	—	—	225,000	
第4種優先株式	2,520	—	—	2,520	
第5種優先株式	4,000	—	—	4,000	
第6種優先株式	3,000	—	—	3,000	
合計	2,769,477	—	—	2,769,477	
自己株式					
普通株式	64,179	3	0	64,182	注
合計	64,179	3	0	64,182	

（注）元年末満株式の買取及び処分による増減であります。

2. 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の 総額 （百万円）	1株 当たり 配当額（円）	基準日	効力 発生日
平成23年 5月13日 取締役会	普通株式	29,409	12.00	平成23年 3月31日	平成23年 6月9日
	種類株式				
	丙種第一回優先株式	816	68.00		
	己種第一回優先株式	1,480	185.00		
	第3種第一回優先株式	5,301	23.56		
	第4種優先株式	2,501	992.50		
	第5種優先株式	3,675	918.75		
	第6種優先株式	3,712	1,237.50		

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

- ※ 1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
平成23年9月30日現在
- | | |
|-------------|--------------|
| 現金預け金勘定 | 2,724,015百万円 |
| 日本銀行以外への預け金 | △353,443百万円 |
| 現金及び現金同等物 | 2,370,572百万円 |

(リース取引関係)

(借手側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、電子計算機及び現金自動機であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。なお、中間連結貸借対照表に無形固定資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、849百万円であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(3) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額 相当額	減価償却 累計額相当額	中間連結会計期間末 残高相当額
有形固定資産	3,707	3,344	362
無形固定資産	347	259	88
合計	4,055	3,603	451

②未経過リース料中間期末残高相当額

1年内	505百万円
1年超	72百万円
合計	578百万円

③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	472百万円
減価償却費相当額	402百万円
支払利息相当額	10百万円

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	4,118百万円
1年超	23,820百万円
合計	27,939百万円

(貸手側)

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	58百万円
1年超	577百万円
合計	636百万円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	2,724,015	2,724,015	—
(2)コールローン及び買入手形	246,978	246,978	—
(3)買入金銭債権(*1)	414,224	415,476	1,252
(4)特定取引資産			
売買目的有価証券	372,712	372,712	—
(5)有価証券			
満期保有目的の債券	1,863,922	1,910,353	46,431
その他有価証券	9,038,353	9,038,353	—
(6)貸出金	25,541,424		
貸倒引当金(*1)	△344,367		
	25,197,057	25,574,939	377,881
(7)外国為替(*1)	61,929	61,929	—
資産計	39,919,193	40,344,759	425,565
(1)預金	33,549,410	33,560,343	10,933
(2)譲渡性預金	1,928,440	1,928,448	8
(3)コールマネー及び売渡手形	239,395	239,395	—
(4)売現先勘定	1,999	1,999	—
(5)借入金	1,302,011	1,303,691	1,680
(6)外国為替	2,352	2,352	—
(7)社債	650,172	660,471	10,298
(8)信託勘定借	342,796	342,796	—
負債計	38,016,577	38,039,499	22,921
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	65,065	65,065	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(16,715)	(16,890)	△174
デリバティブ取引計	48,349	48,175	△174

	契約額等	時価
その他		
債務保証契約(*3)	640,190	△17,545

(*)1 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。なお、買入金銭債権及び外国為替に対する個別貸倒引当金は重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*)2 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(*)3 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の中間連結貸借対照表計上額を記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、譲渡性預け金は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書は、外部業者(ブローカー)から提示された価格の他、貸出金の時価の算定方法((6)参照)に準じた方法で算出した価格を時価としております。

(4) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格、短期社債は、額面を市場金利で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

- (5) 有価証券
株式は中間連結会計期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券（私募債を除く）は日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。
- なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「有価証券及び金銭の信託の時価等情報」に記載しております。

- (6) 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。
- 貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
- (7) 外国為替
外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

- (1) 預金、及び (2) 譲渡性預金
要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。
- (3) コールマネー及び売渡手形、及び (4) 売現先勘定
これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (5) 借入金
借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (6) 外国為替
外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（1年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (7) 社債
当社及び連結子会社の発行する社債は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値、又は取引金融機関から提示された価格、もしくは元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。
- (8) 信託勘定借
信託勘定借は、信託勘定の余裕金、未運用元本を受け入れた実質的な短期の調達であり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「デリバティブ取引情報」に記載しております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先等に対する保証については、見積将

来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、当該価額を時価としております。

- (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)(※2)	74,461
組合出資金(※3)	24,628
合計	99,089

- (※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。上記は、投資損失引当金控除前、国内海外合計の計数であります。
- (※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について148百万円減損処理を行っております。
- (※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。上記は、国内海外合計の計数であります。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎	
1株当たり純資産額	285.29円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額	1,647,110百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	947,926百万円
うち少数株主持分	99,926百万円
うち優先株式	848,000百万円
普通株式に係る中間期末の純資産額	699,183百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	2,450,775千株
2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎	
(1) 1株当たり中間純利益金額	52.32円
(算定上の基礎)	
中間純利益	128,235百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円
普通株式に係る中間純利益	128,235百万円
普通株式の期中平均株式数	2,450,777千株
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	36.51円
(算定上の基礎)	
中間純利益調整額	—百万円
普通株式増加数	1,061,222千株
うち優先株式	1,061,222千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当ありません

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

Ⅱ 有価証券及び金銭の信託の時価等情報 Ⅱ

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預金、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

■満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	平成22年9月末			平成23年9月末			
	種類	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	997,790	1,018,706	20,916	1,518,924	1,551,883	32,959
	地方債	275,371	290,290	14,919	326,503	339,879	13,376
	社債	11,567	11,801	234	7,308	7,450	142
	小計	1,284,728	1,320,798	36,070	1,852,735	1,899,213	46,478
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	—	—	—	10,796	10,769	△27
	社債	1,930	1,874	△55	390	370	△19
	小計	—	—	—	11,186	11,139	△46
	合計	1,286,658	1,322,673	36,015	1,863,922	1,910,353	46,431

■その他有価証券

(単位：百万円)

		平成22年9月末			平成23年9月末			
		種類	中間連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	株式		322,453	217,338	105,115	300,048	196,459	103,589
	債券		4,231,040	4,204,319	26,721	3,355,451	3,338,948	16,502
	国債		3,162,750	3,148,757	13,993	2,651,284	2,644,591	6,692
	地方債		127,723	122,015	5,708	131,534	126,221	5,312
	社債		940,566	933,547	7,019	572,632	568,135	4,497
	その他		108,681	104,702	3,979	119,742	117,937	1,805
	小計		4,662,176	4,526,360	135,816	3,775,242	3,653,345	121,897
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの	株式		116,695	139,701	△23,006	116,681	153,106	△36,425
	債券		2,946,960	2,959,270	△12,309	5,018,936	5,026,823	△7,886
	国債		2,774,031	2,784,929	△10,898	4,627,071	4,633,808	△6,737
	地方債		518	519	△1	26,769	26,846	△77
	社債		172,410	173,821	△1,410	365,096	366,168	△1,071
	その他		161,844	167,012	△5,168	247,537	261,106	△13,568
	小計		3,225,500	3,265,985	△40,485	5,383,155	5,441,036	△57,880
合計		7,887,676	7,792,345	95,330	9,158,398	9,094,381	64,016	

(注) 非上場株式(平成22年9月末中間連結貸借対照表計上額63,320百万円、平成23年9月末同55,239百万円)及び組合出資金(平成22年9月末中間連結貸借対照表計上額23,197百万円、平成23年9月末同20,820百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

■減損処理を行った有価証券

平成22年9月中間期

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、4,217百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落
 要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落
 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

平成23年9月中間期

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,935百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落
 要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落
 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

■金銭の信託の時価等情報

満期保有目的の金銭の信託

平成22年9月末、平成23年9月末とも該当ありません。

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

平成22年9月末、平成23年9月末とも該当ありません。

■その他有価証券評価差額金

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	平成22年9月末	平成23年9月末
評価差額	84,225	54,277
その他有価証券	84,225	54,277
その他の金銭の信託	—	—
(△)繰延税金負債	24,010	17,596
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	60,215	36,681
(△)少数株主持分相当額	121	24
(+)持分法適用会社が所有する その他有価証券に係る評価 差額金のうち親会社持分相 当額	57	26
その他有価証券評価差額金	60,151	36,683

（注）評価差額からは、時価ヘッジにより当中間連結会計期間末までに損益に反映させた額を、平成22年9月末については11,105百万円、平成23年9月末については9,738百万円を、それぞれ除いております。

デリバティブ取引情報

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

金利関連取引

(単位：百万円)

			平成22年9月末				平成23年9月末			
			契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超				うち1年超			
金融商品 取引所	金利先物	売建	116,757	9,337	△971	△971	55,345	—	9	9
		買建	76,011	34,223	89	89	48,763	23,879	△30	△30
店頭	金利スワップ	受取固定・支払変動	14,967,067	9,085,310	221,053	221,053	18,469,937	16,790,929	273,068	273,068
		受取変動・支払固定	11,429,565	8,465,391	△213,144	△213,144	18,365,195	16,950,532	△286,546	△286,546
		受取変動・支払変動	2,618,000	1,837,000	3,102	3,102	5,969,700	5,459,700	10,778	10,778
	キャップ	売建	102,400	95,531	△1,484	1,661	117,077	109,599	△1,703	1,817
		買建	2,585	285	△3	△2	256	—	—	—
	フロアー	売建	9,000	9,000	465	△256	9,000	9,000	368	△197
		買建	73,864	73,262	2,061	1,857	75,541	73,990	1,712	1,515
	スワップション	売建	5,395,000	875,000	5,710	231	8,806,000	1,266,000	11,961	8,344
		買建	1,074,000	403,000	11,866	1,133	2,693,000	1,173,000	36,025	905
	連結会社 間取引	金利スワップ	受取固定・支払変動	106,900	86,500	2,051	2,051	93,400	63,900	1,329
受取変動・支払固定			15,000	—	△69	△69	—	—	—	—
合計			/	/	21,344	16,736	/	/	25,719	10,995

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

通貨関連取引

(単位：百万円)

		平成22年9月末				平成23年9月末			
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	通貨スワップ	2,681,849	2,369,687	△9,259	49,118	2,369,071	2,050,018	△13,319	44,069
	為替予約								
	売建	562,157	233,285	22,794	22,794	541,559	169,403	34,420	34,420
	買建	1,004,646	565,254	△75,153	△75,153	958,538	465,003	△100,182	△100,182
	通貨オプション								
	売建	1,492,732	1,219,509	94,089	11,739	1,321,597	942,305	88,194	11,174
	買建	1,550,969	1,254,827	204,566	99,487	1,323,268	958,293	206,241	107,059
合計		/	/	48,857	107,986	/	/	38,966	96,542

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

株式関連取引

(単位：百万円)

				平成22年9月末				平成23年9月末			
				契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
				うち1年超				うち1年超			
金融商品 取引所	株式指数先物	売建	—	—	—	—	6,854	—	△126	△126	
		買建	—	—	—	—	—	—	—	—	
	株式指数オプション	売建	1,875	—	29	4	9,125	—	80	△19	
		買建	—	—	—	—	29,750	—	490	△215	
合計			/	/	△29	4	/	/	283	△362	

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

■債券関連取引

(単位：百万円)

		平成22年9月末				平成23年9月末			
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
		うち1年超				うち1年超			
金融商品 取引所	債券先物 売建	92,087	—	△713	△713	68,092	—	109	109
	買建	12,905	—	2	2	7,125	—	△13	△13
	債券先物オプション 売建	3,612	—	2	0	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		/	/	△713	△710	/	/	96	96

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 2. 時価の算定
 東京証券取引所等における最終の価格によっております。

■商品関連取引

平成22年9月末、平成23年9月末とも該当ありません。

■クレジットデリバティブ取引

平成22年9月末、平成23年9月末とも該当ありません。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

■金利関連取引

(単位：百万円)

				平成22年9月末			平成23年9月末		
				契約額等		時価	契約額等		時価
原則的処理 方法	金利スワップ	受取固定・支払変動	貸出金、預金等の有利	1,714,057	1,579,057	98,722	1,650,657	1,439,657	91,279
		受取変動・支払固定	息の金融資産・負債	1,215,000	1,010,000	△62,983	1,011,934	841,934	△56,039
金利スワップ の特例処理	金利スワップ	受取変動・支払固定	貸出金	37,293	26,893	△313	33,666	19,166	△174
合計				/	/	35,426	/	/	35,065

(注) 1.主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。
 2.時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

■通貨関連取引

(単位：百万円)

		主なヘッジ対象	平成22年9月末			平成23年9月末		
			契約額等		時価	契約額等		時価
			うち1年超			うち1年超		
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の預金、社債等	284,332	212,458	△61,776	212,458	143,858	△51,955

(注) 1.主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジによっております。
 2.時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

■株式関連取引

平成22年9月末、平成23年9月末とも該当ありません。

■債券関連取引

平成22年9月末、平成23年9月末とも該当ありません。

セグメント情報

事業の種類別セグメント情報

平成22年9月中間期、平成23年9月中間期
全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の合計額に占める銀行信託業務の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

所在地別セグメント情報

平成22年9月中間期、平成23年9月中間期
全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

（参考情報）

「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）に基づくセグメント情報は以下のとおりです。

1. 報告セグメントの概要

セグメントの概要

当グループの報告セグメントは、当グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当グループでは、グループ傘下銀行3社（株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行）の管理会計を共通化した「グループ事業部門別管理会計」において、グループ事業部門を「個人部門」「法人部門」「市場部門」に区分して算定を行っているため、この3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントに属する主な事業活動は、以下のとおりであります。

報告セグメント	主な事業活動
個人部門	主として、個人のお客さまを対象として、個人ローン・資産運用・資産承継等に係るコンサルティングを中心とした事業活動を展開しております。
法人部門	主として、法人のお客さまを対象として、企業向け貸出、信託を活用した資産運用、不動産業務、企業年金、事業承継等、事業成長のサポートを中心とした事業活動を展開しております。
市場部門	主として、資金・為替・債券・デリバティブ等につきまして、金融市場を通じた調達と運用を行っております。

海外経常収益

平成22年9月中間期、平成23年9月中間期
海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

セグメント損益項目の概要

当グループは、銀行業が一般事業会社と異なる収支構造を持つこと等から、売上高、営業利益等の指標に代えて、銀行業における一般的な収益指標である「業務粗利益」「業務純益」をベースとしたセグメント別の収益管理を行っております。

それぞれの損益項目の概要は、以下のとおりであります。

- ①業務粗利益
預金・貸出金、有価証券等の利息収支などを示す「資金利益」や、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」などを含んでおり、連結財務諸表上の経常収益（株式等売却益などのその他経常収益を除く）から経常費用（営業経費及び貸倒引当金繰入額などのその他経常費用を除く）を差し引いた金額であります。
- ②経費
銀行の業務活動での人件費等の費用であり、連結財務諸表上の営業経費から退職給付費用の一部等を除いた金額であります。
- ③実勢業務純益
業務粗利益（信託勘定に係る不良債権処理額を除く）から人件費等の経費を差し引いたものであり、銀行本来の業務活動による利益を表わしております。
- ④与信費用
その他経常費用に含まれる貸倒引当金繰入額及び貸出金償却等、与信関連の費用の合計額から、その他経常収益（平成22年9月中間期については特別利益）に含まれる償却債権取立益等を控除した金額であります。
- ⑤与信費用控除後業務純益
実勢業務純益から与信費用を控除したものであり、当グループではこれをセグメント利益としております。

2. 報告セグメントごとの利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。なお、複数の部門に跨る損益については、社内の一定のルールに基づき、それぞれの部門の業績として振り分けております。

当グループでは、資産を事業セグメント別に配分していないことから、セグメント資産の開示を省略しております。

3. 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	平成22年9月中間期						平成23年9月中間期					
	報告セグメント				その他	合計	報告セグメント				その他	合計
	個人部門	法人部門	市場部門	計			個人部門	法人部門	市場部門	計		
業務粗利益	158,459	129,614	41,286	329,359	△2,809	326,550	153,499	130,999	33,086	317,585	7,260	324,846
経費	△97,461	△72,050	△4,479	△173,991	—	△173,991	△93,506	△73,785	△4,534	△171,825	—	△171,825
実勢業務純益	60,997	57,550	36,806	155,354	△2,809	152,545	59,993	57,173	28,551	145,719	7,260	152,979
与信費用	△14,792	△15,733	—	△30,525	—	△30,525	△5,342	432	—	△4,910	—	△4,910
与信費用控除後 業務純益(計)	46,205	41,817	36,806	124,829	△2,809	122,020	54,651	57,605	28,551	140,808	7,260	148,069

- (注) 1. 合計金額は、グループ傘下銀行3社及び当社子会社であるローン保証会社3社の計数を計上しております。
2. 個人部門には、当社子会社であるローン保証会社3社の業績を含めております。
3. 法人部門の実勢業務純益は、信託勘定に係る不良債権処理額を、平成22年9月中間期については14百万円（利益）、平成23年9月中間期については40百万円（利益）、それぞれ除いております。
4. 市場部門の業務粗利益には、株式関連損益の一部を含めております。
5. 「その他」の区分には、事業セグメントに該当しない経営管理部門の計数等が含まれております。
6. 減価償却費は、経費に含まれております。

4. 報告セグメントの合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：百万円)

利益	平成22年9月中間期	平成23年9月中間期
報告セグメント計	124,829	140,808
「その他」の区分の利益	△2,809	7,260
与信費用以外の臨時損益	1,645	3,761
与信費用以外の特別損益	△1,126	△1,554
報告セグメント対象外の連結子会社利益等	7,397	4,861
中間連結損益計算書の税金等調整前中間純利益	129,936	155,138

- (注) 1. 与信費用以外の臨時損益には、株式関連損益及び退職給付費用の一部等が含まれております。
2. 与信費用以外の特別損益には、減損損失等が含まれております。

■ 主要な業務の状況を示す指標 ■

■ 国内・海外別収支の内訳

(単位：百万円)

	平成22年9月中間期				平成23年9月中間期			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
資金運用収支	240,694	4,761	2,095	243,361	231,705	4,813	2,093	234,425
資金運用収益	277,065	5,754	3,981	278,838	261,674	5,926	3,776	263,824
資金調達費用	36,370	993	1,886	35,477	29,968	1,112	1,683	29,398
信託報酬	13,252	—	—	13,252	12,253	—	—	12,253
役務取引等収支	60,197	60	—	60,258	61,861	73	—	61,934
役務取引等収益	84,498	140	11	84,628	86,070	159	10	86,220
役務取引等費用	24,301	80	11	24,370	24,209	86	10	24,285
特定取引収支	25,543	—	—	25,543	16,233	—	—	16,233
特定取引収益	25,678	—	—	25,678	16,572	—	—	16,572
特定取引費用	134	—	—	134	339	—	—	339
その他業務収支	2,078	224	—	2,302	12,680	325	—	13,006
その他業務収益	36,814	85	—	36,899	32,057	113	—	32,170
その他業務費用	34,735	△138	—	34,597	19,376	△212	—	19,164

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

■国内・海外別資金運用／調達状況

(単位：百万円、%)

		平成22年9月中旬期				平成23年9月中旬期			
		国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
資金運用勘定	平均残高	36,455,343	179,221	139,335	36,495,229	37,446,862	175,758	133,896	37,488,724
	利息	277,065	5,754	3,981	278,838	261,674	5,926	3,776	263,824
	利回り	1.51	6.40	/	1.52	1.39	6.72	/	1.40
うち貸出金	平均残高	25,358,543	58,152	13,503	25,403,192	25,013,280	69,083	17,607	25,064,756
	利息	236,692	1,858	232	238,318	221,196	2,553	271	223,477
	利回り	1.86	6.37	/	1.87	1.76	7.37	/	1.77
有価証券	平均残高	9,458,878	111,698	124,846	9,445,730	10,524,172	99,400	116,002	10,507,570
	利息	28,488	3,717	3,748	28,456	30,981	3,218	3,504	30,696
	利回り	0.60	6.63	/	0.60	0.58	6.45	/	0.58
コールローン 及び買入手形	平均残高	838,919	5,461	—	844,380	312,068	3,182	—	315,251
	利息	806	168	—	975	373	136	—	509
	利回り	0.19	6.15	/	0.23	0.23	8.55	/	0.32
買現先勘定	平均残高	—	—	—	—	—	—	—	—
	利息	—	—	—	—	—	—	—	—
	利回り	—	—	/	—	—	—	/	—
債券貸借取引 支払保証金	平均残高	70,821	—	—	70,821	1,094	—	—	1,094
	利息	43	—	—	43	0	—	—	0
	利回り	0.12	—	/	0.12	0.10	—	/	0.10
預け金	平均残高	354,821	1,098	—	355,919	1,240,585	1,819	124	1,242,279
	利息	1,061	0	—	1,061	1,416	7	0	1,423
	利回り	0.59	0.06	/	0.59	0.22	0.76	/	0.22
資金調達勘定	平均残高	36,122,828	61,929	118,087	36,066,670	37,552,789	71,277	111,544	37,512,523
	利息	36,370	993	1,886	35,477	29,968	1,112	1,683	29,398
	利回り	0.20	3.19	/	0.19	0.15	3.11	/	0.15
うち預金	平均残高	31,954,703	40,084	—	31,994,788	33,043,555	40,268	—	33,083,824
	利息	20,643	544	—	21,188	15,617	527	0	16,144
	利回り	0.12	2.71	/	0.13	0.09	2.61	/	0.09
譲渡性預金	平均残高	1,410,817	—	—	1,410,817	1,496,369	—	—	1,496,369
	利息	895	—	—	895	925	—	—	925
	利回り	0.12	—	/	0.12	0.12	—	/	0.12
コールマネー 及び売渡手形	平均残高	441,635	—	—	441,635	215,104	695	118	215,680
	利息	244	—	—	245	87	0	—	87
	利回り	0.11	—	/	0.11	0.08	0.18	/	0.08
売現先勘定	平均残高	51,560	—	—	51,560	40,803	—	—	40,803
	利息	28	—	—	28	20	—	—	20
	利回り	0.11	—	/	0.11	0.09	—	/	0.09
債券貸借取引 受入担保金	平均残高	117,992	—	—	117,992	76,059	—	—	76,059
	利息	84	—	—	84	49	—	—	49
	利回り	0.14	—	/	0.14	0.12	—	/	0.12
コマーシャル・ ペーパー	平均残高	—	—	—	—	—	—	—	—
	利息	—	—	—	—	—	—	—	—
	利回り	—	—	/	—	—	—	/	—
借入金	平均残高	957,194	9,558	13,487	953,265	1,508,761	17,128	17,791	1,508,098
	利息	1,339	112	240	1,212	1,498	189	258	1,428
	利回り	0.27	2.35	/	0.25	0.19	2.20	/	0.18

- (注) 1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社及び一部の海外連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。
3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除してあります。
4. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

■国内・海外別役務取引等の内訳

(単位：百万円)

	平成22年9月中間期				平成23年9月中間期			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
役務取引等収益	84,498	140	11	84,628	86,070	159	10	86,220
うち預金・貸出業務	15,623	20	—	15,643	15,345	27	—	15,372
為替業務	17,951	116	—	18,068	17,595	129	—	17,724
信託関連業務	6,531	—	—	6,531	7,681	—	—	7,681
証券関連業務	15,854	—	—	15,854	16,542	—	—	16,542
代理業務	4,422	—	—	4,422	4,653	—	—	4,653
保護預り・貸金庫業務	1,736	0	—	1,736	1,712	0	—	1,713
保証業務	6,451	—	—	6,451	6,168	—	—	6,168
役務取引等費用	24,301	80	11	24,370	24,209	86	10	24,285
うち為替業務	4,432	—	—	4,432	4,181	—	—	4,181

(注) 1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

■国内・海外別特定取引の内訳

特定取引収益・費用の内訳

(単位：百万円)

	平成22年9月中間期				平成23年9月中間期			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
特定取引収益	25,678	—	—	25,678	16,572	—	—	16,572
うち商品有価証券収益	272	—	—	272	422	—	—	422
特定取引有価証券収益	—	—	—	—	—	—	—	—
特定金融派生商品収益	25,152	—	—	25,152	15,914	—	—	15,914
その他の特定取引収益	253	—	—	253	236	—	—	236
特定取引費用	134	—	—	134	339	—	—	339
うち商品有価証券費用	—	—	—	—	—	—	—	—
特定取引有価証券費用	134	—	—	134	339	—	—	339
特定金融派生商品費用	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の特定取引費用	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

特定取引資産・負債の内訳

(単位：百万円)

	平成22年9月中間期				平成23年9月中間期			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
特定取引資産	602,660	—	—	602,660	697,729	—	—	697,729
うち商品有価証券	18,797	—	—	18,797	19,581	—	—	19,581
商品有価証券派生商品	—	—	—	—	15	—	—	15
特定取引有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
特定取引有価証券派生商品	—	—	—	—	—	—	—	—
特定金融派生商品	259,078	—	—	259,078	325,001	—	—	325,001
その他の特定取引資産	324,783	—	—	324,783	353,131	—	—	353,131
特定取引負債	247,966	—	—	247,966	310,310	—	—	310,310
うち売付商品債券	—	—	—	—	—	—	—	—
商品有価証券派生商品	270	—	—	270	—	—	—	—
特定取引売付債券	—	—	—	—	—	—	—	—
特定取引有価証券派生商品	—	—	—	—	—	—	—	—
特定金融派生商品	247,696	—	—	247,696	310,310	—	—	310,310
その他の特定取引負債	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

預金・貸出金に関する指標

国内・海外別預金の種類別残高

(単位：百万円)

	平成22年9月末				平成23年9月末			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
預金								
流動性預金	18,832,916	23,860	—	18,856,777	19,904,190	21,993	—	19,926,183
定期性預金	12,887,212	18,717	—	12,905,930	12,783,693	20,468	—	12,804,161
その他	810,903	—	—	810,903	819,064	—	—	819,064
小計	32,531,033	42,578	—	32,573,611	33,506,948	42,461	—	33,549,410
譲渡性預金	1,483,610	—	—	1,483,610	1,928,440	—	—	1,928,440
合計	34,014,643	42,578	—	34,057,221	35,435,388	42,461	—	35,477,850

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
定期性預金＝定期預金
2. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
3. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

貸出金の業種別内訳

(単位：百万円、%)

	平成22年9月末		平成23年9月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	25,726,773	(100.00)	25,478,710	(100.00)
製造業	2,727,381	(10.60)	2,683,911	(10.53)
農業、林業	14,090	(0.05)	12,375	(0.05)
漁業	1,457	(0.01)	1,560	(0.01)
鉱業、採石業、砂利採取業	14,886	(0.06)	14,221	(0.06)
建設業	733,462	(2.85)	703,674	(2.76)
電気・ガス・熱供給・水道業	68,403	(0.27)	81,196	(0.32)
情報通信業	303,302	(1.18)	289,207	(1.13)
運輸業、郵便業	572,665	(2.22)	543,475	(2.13)
卸売業、小売業	2,570,802	(9.99)	2,558,806	(10.04)
金融業、保険業	678,747	(2.64)	666,379	(2.62)
不動産業	2,271,366	(8.83)	2,326,897	(9.13)
物品賃貸業	290,783	(1.13)	292,260	(1.15)
各種サービス業	1,654,433	(6.43)	1,584,452	(6.22)
国、地方公共団体	853,541	(3.32)	789,322	(3.10)
その他	12,971,448	(50.42)	12,930,969	(50.75)
海外及び特別国際金融取引勘定分	50,103	(100.00)	62,714	(100.00)
政府等	—	(—)	—	(—)
金融機関	—	(—)	—	(—)
その他	50,103	(100.00)	62,714	(100.00)
合計	25,776,877	(—)	25,541,424	(—)

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2. 「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には、下記の計数が含まれております。

(単位：百万円、%)

	平成22年9月末		平成23年9月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
住宅ローン	12,035,079	46.78	12,043,390	47.26

外国政府等向け債権残高(国別)

(単位：百万円)

	平成22年9月末	平成23年9月末
アルゼンチン	7	7
エクアドル	0	0
合計	7	7
(資産の総額に対する割合：%)	(0.00)	(0.00)

- (注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

不良債権処理について

■与信関連費用の内訳

(単位：百万円)

	平成22年9月中間期	平成23年9月中間期
信託勘定不良債権処理額(A)	14	40
一般貸倒引当金繰入額(B)	9,039	24,674
不良債権処理額(C)	△57,560	△54,715
貸出金償却	△27,059	△20,181
個別貸倒引当金純繰入額	△28,733	△33,615
特定海外債権引当勘定繰入額	△1	0
その他不良債権処理額	△1,766	△919
与信費用戻入額(D)	16,225	23,236
償却債権取立益	16,225	23,236
与信関連費用	△32,281	△6,764
計(A)+(B)+(C)+(D)		

■リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

	平成22年9月末		平成23年9月末	
	銀行勘定	銀信合算(※)	銀行勘定	銀信合算(※)
破綻先債権	27,494	27,570	17,171	17,184
延滞債権	468,684	485,813	477,145	492,120
3ヵ月以上延滞債権	13,586	13,646	7,028	7,028
貸出条件緩和債権	256,615	260,428	277,015	280,558
合計	766,380	787,458	778,361	796,892

※元本補てん契約のある信託勘定含む、部分直接償却実施後

■貸倒引当金等の状況

(単位：百万円)

	平成22年9月末	平成23年9月末
一般貸倒引当金	285,336	267,585
個別貸倒引当金	143,640	144,926
特定海外債権引当勘定	3	3
貸倒引当金 合計	428,980	412,515
債権償却準備金	278	241

■貸倒引当金等の状況（3行合算）(注)

(単位：百万円)

	平成22年9月末	平成23年9月末
一般貸倒引当金	204,697	188,497
個別貸倒引当金	133,890	136,755
特定海外債権引当勘定	3	3
貸倒引当金 合計	338,591	325,256
債権償却準備金	278	241

(注) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。

■リスク管理債権に対する引当率

(単位：%)

	平成22年9月末	平成23年9月末
部分直接償却実施後	54.51	51.79

引当率=(貸倒引当金合計+特定債務者支援引当金+債権償却準備金)/リスク管理債権合計

■リスク管理債権の状況（3行合算）(注)

(単位：百万円)

	平成22年9月末	平成23年9月末
破綻先債権	25,812	15,690
延滞債権	461,523	469,213
3ヵ月以上延滞債権	12,516	6,995
貸出条件緩和債権	174,512	151,072
合計	674,364	642,971
部分直接償却実施額	405,007	349,103

(注) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。

※元本補てん契約のある信託勘定含む、部分直接償却実施後

■リスク管理債権に対する引当率（3行合算）(注)

(単位：%)

	平成22年9月末	平成23年9月末
部分直接償却実施前	68.91	67.99
部分直接償却実施後	50.25	50.62

引当率=(貸倒引当金合計+特定債務者支援引当金+債権償却準備金)/リスク管理債権合計

(注) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。

■金融再生法基準開示債権（3行合算）(注)

(元本補てん契約のある信託勘定含む、部分直接償却実施後) (単位：百万円)

	平成22年9月末	平成23年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	83,516	74,142
危険債権	422,468	434,443
要管理債権	187,029	158,068
小計(A)	693,014	666,653
正常債権	25,917,621	25,941,020
合計(B)	26,610,636	26,607,673
不良債権比率(A)/(B)	2.60%	2.50%

(注) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。

金融再生法上の債権区分の説明

金融再生法による債権区分	各債権区分の説明
正常債権	正常先に対する債権及び要管理先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権
要管理債権	要管理先に対する債権のうち「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権
危険債権	破綻懸念先に対する債権
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権

自己査定状況（3行合算：りそな銀行+埼玉りそな銀行+近畿大阪銀行）

(単位：億円)

分類債権 債務者区分		自己査定				保全状況	金融再生法に基づく保全率
		金融再生法の 開示基準	非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	
破綻先／ 実質破綻先 (合計741)		破産更生債権 及びこれらに 準じる債権 741	323	417	引当率 100%	直接償却	破産更生債権 及びこれらに 準じる債権 100.00%
破綻懸念先 (合計4,344)		危険債権 4,344	1,934	1,859	550 引当率 63.98%	引当金 (979) 担保／保証 (2,813)	危険債権 87.30%
要 注 意 先	要管理先 (合計1,986)	要管理債権 1,580 小計 6,666	324	1,661		引当金 (223) 担保／保証 (745)	要管理債権 61.30%
	その他の 要管理先 (合計24,690)		8,116	16,573			
	正常先 (合計234,314)	正常債権 259,410	234,314				
合計 266,076		合計 266,076	非分類 245,013	Ⅱ分類 20,512	Ⅲ分類 550	Ⅳ分類 —	

全体の保全率
82.55%

(注) 債権額及び担保保証には、引当金計上対象外である銀行保証付私募債にかかる債権額、担保保証を含んでおります。

有価証券に関する指標

国内・海外別有価証券の残高

(単位：百万円)

	平成22年9月末				平成23年9月末			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
国債	6,934,572	—	—	6,934,572	8,797,279	—	—	8,797,279
地方債	403,613	—	—	403,613	495,603	—	—	495,603
社債	1,126,475	—	—	1,126,475	945,427	—	—	945,427
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
株式	521,135	—	—	521,135	490,753	—	—	490,753
その他の証券	166,360	4,615	6,615	164,360	277,274	1,455	6,428	272,301
合計	9,152,157	4,615	6,615	9,150,157	11,006,338	1,455	6,428	11,001,365

(注) 1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
 2.「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
 3.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

信託業務に関する指標

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、株式会社りそな銀行1社です。

信託財産残高表

(単位：百万円)

	平成22年9月末	平成23年9月末
資産 貸出金	91,382	79,200
有価証券	0	0
信託受益権	25,160,441	23,696,655
受託有価証券	1,707	2,764
金銭債権	292,029	316,287
有形固定資産	636,714	589,201
無形固定資産	3,371	3,347
その他債権	8,988	6,161
銀行勘定貸	345,085	342,796
現金預け金	24,083	20,288
合計	26,563,803	25,056,702

(単位：百万円)

	平成22年9月末	平成23年9月末
負債 金銭信託	7,244,233	7,226,366
年金信託	3,803,881	3,589,942
財産形成給付信託	1,036	1,031
投資信託	13,792,367	12,617,204
金銭信託以外の金銭の信託	270,176	284,344
有価証券の信託	229,922	137,054
金銭債権の信託	314,969	339,762
土地及びその定着物の信託	123,938	120,089
土地及びその定着物の賃借権の信託	2,866	2,842
包括信託	780,410	738,064
合計	26,563,803	25,056,702

(注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。
 2. 共同信託他社管理財産
 平成22年9月末 1,668,202百万円
 平成23年9月末 1,212,410百万円

■業種別貸出状況

(単位：百万円、%)

	平成22年9月末		平成23年9月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
製造業	165	(0.18)	156	(0.20)
農業,林業	—	(—)	—	(—)
漁業	—	(—)	—	(—)
鉱業,採石業,砂利採取業	—	(—)	—	(—)
建設業	—	(—)	—	(—)
電気・ガス・熱供給・水道業	—	(—)	—	(—)
情報通信業	—	(—)	—	(—)
運輸業,郵便業	52	(0.06)	47	(0.06)
卸売業,小売業	159	(0.17)	136	(0.17)
金融業,保険業	22,174	(24.27)	19,454	(24.56)
不動産業	2,436	(2.67)	1,864	(2.36)
物品賃貸業	—	(—)	—	(—)
各種サービス業	196	(0.21)	18	(0.02)
国,地方公共団体	—	(—)	—	(—)
その他	66,197	(72.44)	57,522	(72.63)
合計	91,382	(100.00)	79,200	(100.00)

(注)「その他」には、下記の計数が含まれております。

(単位：百万円、%)

	平成22年9月末		平成23年9月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
住宅ローン	56,415	61.73	49,417	62.39

■元本補てん契約のある信託の受入・運用状況 (単位：百万円)

	平成22年9月末	平成23年9月末
受入状況		
元本	416,618	400,034
債権償却準備金	278	241
その他	142	123
期末受託残高計	417,038	400,399
運用状況		
貸出金	91,382	79,200
有価証券	—	—
その他	325,656	321,199
期末運用残高計	417,038	400,399

(注) 1. 信託財産の運用のために再信託された信託を含みます。

2. リスク管理債権の状況

平成22年9月末 貸出金91,382百万円のうち、破綻先債権額は75百万円、延滞債権額は17,128百万円、3ヵ月以上延滞債権額は60百万円、貸出条件緩和債権額は3,813百万円であります。また、これらの債権額の合計額は21,078百万円であります。

平成23年9月末 貸出金79,200百万円のうち、破綻先債権額は13百万円、延滞債権額は14,974百万円、貸出条件緩和債権額は3,542百万円であります。なお、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。また、これらの債権額の合計額は18,530百万円であります。

主要な経営指標等の推移(単体)

最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

決算年月	平成21年9月中間期	平成22年9月中間期	平成23年9月中間期	平成22年3月期	平成23年3月期
営業収益	21,987	16,775	80,070	39,048	31,380
経常利益	18,405	14,343	76,222	32,606	23,381
中間純利益	25,917	15,422	76,222	—	—
当期純利益	—	—	—	34,979	26,223
資本金	327,201	327,201	340,472	327,201	340,472
発行済株式総数(千株)					
普通株式	1,214,957	1,214,957	2,514,957	1,214,957	2,514,957
優先株式	858,300	661,300	254,520	861,300	254,520
純資産額	1,613,847	1,242,604	948,481	1,697,902	919,155
総資産額	1,785,078	1,333,984	1,309,483	1,809,145	1,260,278
1株当たり純資産額(円)	△323.87	△364.06	40.99	△345.10	21.89
1株当たり中間純利益金額(円)	23.88	0.33	31.10	—	—
1株当たり当期純利益金額(△は1株当たり当期純損失金額)(円)	—	—	—	1.33	△25.17
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(円)	10.80	0.15	21.70	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	—	—	—	1.28	—
1株当たり中間配当額(1株当たり配当額)(円)					
普通株式	—	—	—	10.00	12.00
丙種第一回優先株式	—	—	—	68.00	68.00
己種第一回優先株式	—	—	—	185.00	185.00
第1種第一回優先株式	—	—	/	28.68	/
第2種第一回優先株式	—	—	/	28.68	/
第3種第一回優先株式	—	—	—	28.68	23.56
第4種優先株式	—	—	—	992.50	992.50
第5種優先株式	—	—	—	918.75	918.75
第6種優先株式	/	—	—	386.51	1,237.50
自己資本比率(%)	90.40	93.14	72.43	93.85	72.93
従業員数(人)	539	527	530	508	536

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、中間財務諸表注記の「1株当たり情報」に記載しております。
 また、第11期中(平成23年9月)から「潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額」の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。
 当該会計方針の変更は遡及適用され、第9期中(平成21年9月)以降の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び第9期(平成22年3月)以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について遡及処理しております。なお、第10期(平成23年3月)は、1株当たり当期純損失であることから、記載しておりません。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

中間単体財務諸表

中間貸借対照表

(単位：百万円)

	平成22年9月中間期 (平成22年9月30日)	平成23年9月中間期 (平成23年9月30日)
<資産の部>		
流動資産		
現金及び預金	266	1,306
有価証券	116,200	74,600
前払費用	6	6
繰延税金資産	56	70
未収収益	6	7
未収入金	10,340	9,560
未収還付法人税等	2,716	15,341
流動資産合計	129,593	100,894
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品(純額)	7	8
リース資産(純額)	8	6
有形固定資産合計※1	15	15
無形固定資産		
商標権	24	12
ソフトウェア	6	15
無形固定資産合計	30	28
投資その他の資産		
関係会社株式	1,119,003	1,122,362
関係会社長期貸付金※2	89,500	89,500
その他	1	1
投資損失引当金	△4,159	△3,319
投資その他の資産合計	1,204,345	1,208,545
固定資産合計	1,204,391	1,208,589
資産合計	1,333,984	1,309,483

(単位：百万円)

	平成22年9月中間期 (平成22年9月30日)	平成23年9月中間期 (平成23年9月30日)
<負債の部>		
流動負債		
1年内償還予定の社債	30,000	20,000
リース債務	—	1
未払金	10,583	9,389
未払費用	334	890
未払法人税等	14	13
未払消費税等	25	41
賞与引当金	187	238
その他	227	421
流動負債合計	41,373	30,995
固定負債		
社債	50,000	60,000
関係会社長期借入金	—	270,000
リース債務	6	5
固定負債合計	50,006	330,005
負債合計	91,380	361,001
<純資産の部>		
株主資本		
資本金	327,201	340,472
資本剰余金		
資本準備金	327,201	340,472
資本剰余金合計	327,201	340,472
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	675,048	354,384
利益剰余金合計	675,048	354,384
自己株式	△86,846	△86,848
株主資本合計	1,242,604	948,481
純資産合計	1,242,604	948,481
負債純資産合計	1,333,984	1,309,483

■中間損益計算書

（単位：百万円）

	平成22年9月中間期 （平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで）	平成23年9月中間期 （平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで）
営業収益	16,775	80,070
関係会社受取配当金	13,463	76,704
関係会社受入手数料	2,169	2,261
関係会社貸付金利息	1,143	1,103
営業費用	2,725	3,907
借入金利息	—	1,234
社債利息	634	426
社債発行費	—	114
販売費及び一般管理費※1、2	2,091	2,132
営業利益	14,050	76,162
営業外収益	326	70
有価証券利息	111	10
受取手数料	56	54
その他	159	5
営業外費用	34	11
経常利益	14,343	76,222
特別損失	142	142
投資損失引当金繰入額	142	142
固定資産除却損	0	—
税引前中間純利益	14,200	76,079
法人税、住民税及び事業税	68	△171
過年度法人税等	△1,317	—
法人税等調整額	26	28
法人税等合計	△1,222	△143
中間純利益	15,422	76,222

■中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	平成22年9月中間期 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)	平成23年9月中間期 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)
株主資本		
資本金		
当期首残高	327,201	340,472
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	327,201	340,472
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	327,201	340,472
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	327,201	340,472
その他資本剰余金		
当期首残高	176,898	—
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	△0
自己株式の消却	△425,720	—
利益剰余金から資本剰余金への振替	248,821	0
当中間期変動額合計	△176,898	—
当中間期末残高	—	—
資本剰余金合計		
当期首残高	504,099	340,472
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	△0
自己株式の消却	△425,720	—
利益剰余金から資本剰余金への振替	248,821	0
当中間期変動額合計	△176,898	—
当中間期末残高	327,201	340,472
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	953,442	325,057
当中間期変動額		
剰余金の配当	△44,994	△46,894
中間純利益	15,422	76,222
利益剰余金から資本剰余金への振替	△248,821	△0
当中間期変動額合計	△278,393	29,327
当中間期末残高	675,048	354,384
利益剰余金合計		
当期首残高	953,442	325,057
当中間期変動額		
剰余金の配当	△44,994	△46,894
中間純利益	15,422	76,222
利益剰余金から資本剰余金への振替	△248,821	△0
当中間期変動額合計	△278,393	29,327
当中間期末残高	675,048	354,384

(単位：百万円)

	平成22年9月中間期 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)	平成23年9月中間期 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)
自己株式		
当期首残高	△86,840	△86,847
当中間期変動額		
自己株式の取得	△425,725	△1
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	425,720	—
当中間期変動額合計	△5	△0
当中間期末残高	△86,846	△86,848
株主資本合計		
当期首残高	1,697,902	919,155
当中間期変動額		
剰余金の配当	△44,994	△46,894
中間純利益	15,422	76,222
自己株式の取得	△425,725	△1
自己株式の処分	0	0
当中間期変動額合計	△455,297	29,326
当中間期末残高	1,242,604	948,481
純資産合計		
当期首残高	1,697,902	919,155
当中間期変動額		
剰余金の配当	△44,994	△46,894
中間純利益	15,422	76,222
自己株式の取得	△425,725	△1
自己株式の処分	0	0
当中間期変動額合計	△455,297	29,326
当中間期末残高	1,242,604	948,481

■重要な会計方針

(平成23年9月中旬期)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券
移動平均法による償却原価法により行っております。
- (2) 子会社株式
移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。
工具、器具及び備品：2年～20年
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
商標権：定額法を採用し、10年で償却しております。
ソフトウェア：自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に一括費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 投資損失引当金
投資損失引当金は、子会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 連結納税制度の適用

当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

■会計方針の変更

(平成23年9月中旬期)

当中間会計期間から、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号平成22年6月30日）を適用しております。上記会計基準等の適用により、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定にあたり、期中に行われた優先株式の転換価格の修正を普通株式増加数の算定に反映する方法に変更しております。

■追加情報

(平成23年9月中旬期)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

■注記事項

(平成23年9月中旬期)

(中間貸借対照表関係)

- ※1. 有形固定資産の減価償却累計額は41百万円であります。
- ※2. 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸付金であります。

(中間損益計算書関係)

- ※1. 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。

給料・手当	1,253百万円
業務委託料	214百万円
賞与引当金繰入額	238百万円
支払手数料	149百万円

※2. 減価償却実施額

有形固定資産	2百万円
無形固定資産	8百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	64,179	3	0	64,182	注
合計	64,179	3	0	64,182	

(注) 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の処分によるものであります。

(リース取引関係)

(借手側)

1. ファイナンス・リース取引
 - (1) リース資産の内容
 - (ア) 有形固定資産
車両であります。
 - (2) リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針「2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。
2. オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	3百万円
1年超	16百万円
合計	20百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額
子会社株式	1,122,362
関連会社株式	—
合計	1,122,362

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

1株当たり純資産額	40.99円
-----------	--------

 (算定上の基礎)

純資産の部の合計額	948,481百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	848,000百万円
うち優先株式	848,000百万円
普通株式に係る中間期末の純資産額	100,481百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	2,450,775千株
2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

(1) 1株当たり中間純利益金額	31.10円
------------------	--------

 (算定上の基礎)

中間純利益	76,222百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円
普通株式に係る中間純利益	76,222百万円
普通株式の期中平均株式数	2,450,777千株
- (2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額

(算定上の基礎)	21.70円
----------	--------

 (算定上の基礎)

中間純利益調整額	—百万円
普通株式増加数	1,061,222千株
うち優先株式	1,061,222千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当ありません

りそなホールディングス

CONTENTS

自己資本の充実の状況・ バーゼルⅡ関連データセクション

連結の範囲等	43
自己資本	
自己資本の構成及び充実度評価	44
リスク管理	
信用リスク	49
信用リスク削減手法	60
派生商品取引	61
証券化エクスポージャー	62
銀行勘定における出資・株式等エクスポージャー	68
信用リスク・アセットのみなし計算	68
銀行勘定における金利リスク	68

■ 連結の範囲等 ■

■銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年3月27日金融庁告示第20号。以下「連結自己資本比率告示」という。）第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

自己資本

〈自己資本の構成及び充実度評価〉

自己資本の構成は、以下のとおりであります。

なお、自己資本比率は、「連結自己資本比率告示」に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。信用リスク・アセットの額は、基礎的内部格付手法を用いて算出しております。

■連結自己資本比率(第二基準)

(単位：百万円)

項目	平成22年9月末	平成23年9月末	(参考・第一基準) 平成23年9月末
基本的項目 (Tier1)	資本金	327,201	340,472
	うち非累積的永久優先株	(注1) —	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	223,810	237,082
	利益剰余金	1,161,728	959,875
	自己株式(△)	86,846	86,848
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△4,082	△4,223
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	110,964	99,902
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	96,381	88,124
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	10,446	9,606
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	1,722,329	1,536,654
	繰延税金資産の控除金額(△)	(注2) —	—
補完的項目 (Tier2)	計 (A)	1,722,329	1,536,654
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	(注3) (B) 96,381	88,124
	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	—	22,058
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	30,285	30,311
	一般貸倒引当金	29,018	11,874
	適格引当金が期待損失額を上回る額	46,664	47,533
	負債性資本調達手段等	620,249	593,510
	うち永久劣後債務	(注4) 246,949	225,210
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株	(注5) 373,300	368,300
	計	726,218	683,230
控除項目	うち自己資本への算入額 (C)	726,218	683,230
	控除項目 (注6) (D)	15,794	11,050
リスク・アセット等	自己資本額 (E)	2,432,753	2,208,834
	資産(オン・バランス)項目	16,358,112	15,227,524
	オフ・バランス取引等項目	1,441,812	1,337,948
	信用リスク・アセットの額 (F)	17,799,924	16,565,473
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	—	328,457
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	—	26,276
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/8%) (I)	1,198,917	1,140,957
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	95,913	91,276
	信用リスク・アセット調整額 (K)	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額調整額 (L)	—	—
計((F)+(G)+(I)+(K)+(L)) (M)		18,998,842	17,706,430
連結自己資本比率(第二基準)=(E)/(M)×100(%)		12.80	12.47
連結基本的項目比率=(A)/(M)×100(%)		9.06	8.67
連結基本的項目に占めるステップ・アップ金利条項付優先出資証券の割合=(B)/(A)×100(%)		5.59	5.73
連結総所要自己資本の額 (注7)		1,519,907	1,416,514

(注) 1. 当社の資本金は株式種類ごとに分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。

2. 平成22年9月末の繰延税金資産の純額に相当する額は198,883百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は344,465百万円であります。また、平成23年9月末の繰延税金資産の純額に相当する額は164,719百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は307,330百万円であります。

3. 連結自己資本比率告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む）であります。

4. 連結自己資本比率告示第18条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
5. 連結自己資本比率告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
6. 連結自己資本比率告示第20条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
7. 当社は第二基準行ですが、基礎的内部格付手法を採用しているため、連結総所要自己資本の額算出に当たり、8%を使用しております。
8. 平成20年金融庁告示第79号第2条第3項（銀行等の自己資本比率規制の一部を弾力化する特例）に則り算出しております。第一基準に基づく計数は（参考）欄に記載しております。

当社は、日本公認会計士協会業種別委員会報告第30号に基づき、平成23年3月末連結自己資本比率の算定に関し、新日本有限責任監査法人による外部監査を受けております。なお、本外部監査は、会社法等に基づく会計監査の一部ではありません。本外部監査は、当社及び監査法人の間で合意された手続きに基づき、自己資本比率の算定に係る当社の内部統制について、監査法人が調査の上、当社が評価を受けたもので、自己資本比率そのものについて意見を表明されたものではありません。

（※）優先出資証券の概要

当社の連結子会社である株式会社りそな銀行（以下同社とする）は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、当社は、当該優先出資証券を連結自己資本比率（第二基準）における自己資本の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし
任意償還	平成27年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	11億5千万米ドル
払込日	平成17年7月25日
配当率	平成27年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップあり。
配当支払日	毎年7月30日。ただし、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。なお、平成28年7月の配当支払日以降の各配当支払日について翌営業日が翌月となる場合、当該日の直前の営業日とする。
強制配当条項	ある事業年度について、以下の強制的配当停止(制限)及び裁量的配当停止(制限)のいずれにも該当しない場合、その事業年度終了直後の配当支払日に、本優先出資証券に対して満額の配当を行わなければならない。
強制的配当停止(制限)	清算事由、更生事由、支払不能事由または政府による宣言(注1)が発生した場合には配当の支払は停止される。優先株式配当制限または配当可能利益制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止もしくは減額される。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。
優先株式配当制限	同社優先株式(注2)への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。
配当可能利益制限	可処分配当可能利益(注3)不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。
裁量的配当停止(制限)	同社は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額することができる。ただし、他の優先出資証券に配当を行う場合には、配当支払日の先後にかかわらず、本優先出資証券にも同割合で配当を支払うものとする。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 監督事由(注4)が発生した場合 (2) 直近に終了した事業年度について同社が同社普通株式に対する配当を行わない場合
残余財産請求権	同社優先株式と実質的に同順位

(注) 1. 清算事由、更生事由、支払不能事由、政府による宣言

清算事由：

清算手続の開始、破産手続の開始決定、清算的更生計画作成許可、清算的再生計画提出

更生事由：

会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定がなされた場合

支払不能事由：

① 債務不履行またはその恐れのある場合、または当該配当により債務不履行またはその恐れのある場合

② 債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合

政府による宣言：

監督当局が、同社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは同社を公的管理下におくこと、または第三者に譲渡することを宣言した場合

2. 同社優先株式

同社により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式

3. 可処分配当可能利益

可処分配当可能利益とは、ある事業年度の直前の事業年度に係る同社の分配可能額から、当該事業年度中に同社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額（ただし、当該事業年度に同社優先株式に支払われる中間配当は可処分配当可能利益の計算上は考慮しない。）の合計額を控除したもの。ただし、同社の子会社によって発行され、配当請求権、議決権、及び清算時における権利が同社の財務状況及び経営業績によって決定され、本優先出資証券が発行体及び同社に対して有する劣後関係と同様の関係を有する証券が存在する場合には、可処分配当可能利益の調整を行う。

4. 監督事由

同社の自己資本比率または基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合

■信用リスクに対する所要自己資本額

(単位：百万円)

	平成22年9月末	平成23年9月末
信用リスクに対する所要自己資本の額(内部格付手法が適用される株式等エクスポージャー及びみなし計算が適用されるエクスポージャーに関連するものを除く)	1,991,336	1,863,020
標準的手法が適用されるポートフォリオ(注1)	177,772	57,686
内部格付手法が適用されるポートフォリオ(注2)	1,789,664	1,791,309
事業法人向けエクスポージャー(注3)	1,321,161	1,294,992
ソブリン向けエクスポージャー	10,235	11,253
金融機関等向けエクスポージャー	23,438	32,130
居住用不動産向けエクスポージャー	286,433	288,427
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	13,280	14,466
その他リテール向けエクスポージャー	81,117	94,143
その他内部格付手法が適用されるエクスポージャー(注4)	53,997	55,895
証券化エクスポージャー	23,899	14,024
内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	41,612	56,582
マーケット・ベース方式(簡易手法)	5,837	23,408
マーケット・ベース方式(内部モデル手法)(注5)	—	—
PD/LGD方式	3,616	3,345
連結自己資本比率告示附則第13条に定める経過措置を適用するエクスポージャー	32,158	29,828
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関連する信用リスクに対する所要自己資本の額	9,359	14,939
計	2,042,308	1,934,542

- (注) 1.標準的手法が適用されるポートフォリオの所要自己資本の額は、「信用リスク・アセットの額×8%+自己資本控除額」により算出しております。
2.内部格付手法が適用されるポートフォリオの所要自己資本の額は、「スケーリングファクター考慮後(×1.06)の信用リスク・アセットの額×8%+期待損失額+自己資本控除額」により算出しております。
3.「事業法人向けエクスポージャー」には、特定貸付債権、中堅中小企業向けエクスポージャーが含まれております。
4.「その他内部格付手法が適用されるエクスポージャー」には、購入債権、その他資産等が含まれております。
5.当社では内部モデル手法を採用しておりません。

■マーケット・リスクに対する所要自己資本額

当社はマーケット・リスク相当額は不算入特例を用いて算入しておりません。これに伴い、所要自己資本額はありません。

■オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額

(単位：百万円)

	平成22年9月末	平成23年9月末
粗利益配分手法	95,913	91,276

- (注) 1.オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額に8%を乗じて算出しております。
2.当社では基礎的手法・先進的計測手法は採用しておりません。

■発行済株式数

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成23年9月末)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,514,957,691	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	議決権あり
丙種第一回優先株式	12,000,000	—	
己種第一回優先株式	8,000,000	—	
第3種第一回優先株式	225,000,000	—	議決権あり
第4種優先株式	2,520,000	—	
第5種優先株式	4,000,000	—	
第6種優先株式	3,000,000	—	
計	2,769,477,691	—	—

■大株主の状況

(1)所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	728,262,500	26.29
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	94,472,700	3.41
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	67,105,600	2.42
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島4丁目16番13号)	62,006,490	2.23
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	59,241,900	2.13
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証 券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UK (東京都港区六本木6丁目10番1号)	50,002,668	1.80
CACEIS BANK / CREDIT AGRICOLE SA (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	91 93 BD PASTEUR 75015 PARIS FRANCE (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	41,341,700	1.49
THE CHASE MANHATTAN BANK 380501 (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行決済営業部)	5, RUE PLAETIS, L-2338 LUXEMBOURG (東京都中央区月島4丁目16番13号)	34,568,100	1.24
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行決済営業部)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4丁目16番13号)	33,556,884	1.21
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	30,748,300	1.11
計	—	1,201,306,842	43.37

(注) 1. 上記のほか、当会社が保有している自己株式が64,182,273株 (2.31%)あります。

2. 株式会社整理回収機構ほか1名から平成23年3月11日付で提出された大量保有 (変更) 報告書において、預金保険機構が平成23年3月8日現在で736,039,400株 (発行済株式総数に対する所有株式数の割合26.57%)を保有している旨が記載されておりますが、当会社としては、平成23年9月30日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

(2)所有議決権数別

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	7,282,625	27.22
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	944,727	3.53
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	671,056	2.50
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島4丁目16番13号)	620,064	2.31
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	552,419	2.06
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証 券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UK (東京都港区六本木6丁目10番1号)	500,026	1.86
CACEIS BANK / CREDIT AGRICOLE SA (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	91 93 BD PASTEUR 75015 PARIS FRANCE (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	413,417	1.54
THE CHASE MANHATTAN BANK 380501 (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行決済営業部)	5, RUE PLAETIS, L-2338 LUXEMBOURG (東京都中央区月島4丁目16番13号)	345,681	1.29
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行決済営業部)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4丁目16番13号)	335,568	1.25
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	307,483	1.14
計	—	11,973,066	44.76

(単位: 百万円)

	平成23年9月末					
	計	貸出金・ 外国為替等	有価証券	オフ・バランス 取引	派生商品 取引	うち、三月以 上延滞又は デフォルト
地域別						
国内	45,936,001	28,902,792	10,785,377	4,358,383	1,351,487	1,009,887
海外	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー	1,123,540	394,114	221,678	93,484	126	23,151
計	47,059,541	29,296,907	11,007,056	4,451,868	1,351,613	1,033,038
業種別						
製造業	3,260,265	2,594,420	290,705	253,332	118,778	148,525
農業、林業	48,224	47,558	70	587	5	1,717
漁業	1,719	1,719	—	0	—	29
鉱業、採石業、砂利採取業	14,431	13,335	891	160	42	400
建設業	649,760	541,002	43,504	63,392	1,048	50,311
電気・ガス・熱供給・水道業	129,157	99,476	20,266	9,079	333	128
情報通信業	286,848	246,981	16,200	18,942	4,071	29,295
運輸業、郵便業	554,224	483,992	28,968	32,346	8,813	13,722
卸売業、小売業	2,665,556	2,228,553	115,514	83,852	223,417	195,649
金融業、保険業	2,674,680	1,172,517	285,550	237,912	972,958	7,688
不動産業	3,913,364	3,809,270	26,257	57,004	10,368	242,320
物品賃貸業	383,413	367,118	4,933	10,618	707	2,877
各種サービス業	1,618,106	1,479,670	39,152	84,118	10,280	127,969
個人	9,981,916	9,883,639	—	97,205	—	189,244
我が国の政府・地方公共団体・ 政府関係機関・地方三公社等	18,591,114	5,451,797	9,748,643	3,390,013	661	—
外国の中央政府・中央銀行等	92,227	996	91,231	—	—	7
その他	1,070,989	480,741	73,487	19,816	—	0
標準的手法を適用するエクスポージャー	1,123,540	394,114	221,678	93,484	126	23,151
計	47,059,541	29,296,907	11,007,056	4,451,868	1,351,613	1,033,038
残存期間別						
1年以下	7,055,306	3,318,750	2,920,810	657,734	122,472	/
1年超3年以下	4,837,567	2,200,532	2,170,593	127,062	339,378	/
3年超5年以下	6,237,924	2,619,252	3,274,114	36,157	308,400	/
5年超7年以下	1,834,018	795,662	684,937	22,570	330,847	/
7年超	16,476,605	14,814,261	1,304,089	107,865	250,388	/
期間の定めのないもの等	9,494,578	5,154,332	430,831	3,406,992	—	/
標準的手法を適用するエクスポージャー	1,123,540	394,114	221,678	93,484	126	/
計	47,059,541	29,296,907	11,007,056	4,451,868	1,351,613	/

- (注) 1.基礎的内部格付手法が適用されるエクスポージャーを記載しております(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除いております)。但し、適用除外とする事業会社ならびに個々の債権額、その合計額、信用リスク・アセットの総額が極めて小さい資産区分等は、内部格付手法の適用除外資産として標準的手法を適用してリスク・アセットを算出しております(子会社の保有する株式については、内部格付手法を適用して適用除外資産に含まれません)。なお、平成22年9月末では段階的適用の近畿大阪銀行は、平成23年3月末より適用除外資産を除き、基礎的内部格付手法を用いて信用リスク・アセットの額を算出しております。
- 2.基礎的内部格付手法を適用するエクスポージャーは引当金等控除前、部分直接償却実施前、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高を記載しております。また、標準的手法を適用するエクスポージャーは引当金等控除後、部分直接償却実施後、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高を記載しております。
- 3.「貸出金・外国為替等」には以下の取引を含めて表示しております…現金預け金、コールローン、買入金銭債権、特定取引資産/商品有価証券、貸出金、外国為替等
- 4.「オフ・バランス取引」は支払承諾見返、コミットメント、信託勘定貸出金等を与信相当額へ引き直した額(CCF勘案後)にて表示しております(CCF=Credit Conversion Factor)。
- 5.エクスポージャーの種類に掲げる「計」には、その他資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産を含めており、また内部取引相殺後の計数であるため、各項目の額とは一致していません。

■一般貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定

(単位：百万円)

	平成22年9月中間期			平成23年9月中間期		
	期首残高	期中増減	期末残高	期首残高	期中増減	期末残高
一般貸倒引当金	296,349	△11,013	285,336	292,278	△24,692	267,585
特定海外債権引当勘定	1	1	3	3	△0	3

(注) 一般貸倒引当金は、地域別、業種別の区分は行っておりません。

■個別貸倒引当金(地域別)・〈業種別〉

(単位：百万円)

	平成22年9月中間期			平成23年9月中間期		
	期首残高	期中増減	期末残高	期首残高	期中増減	期末残高
地域別						
国内	141,025	400	141,426	130,005	12,695	142,700
海外	—	—	—	—	—	—
計	141,025	400	141,426	130,005	12,695	142,700
業種別						
製造業	29,878	1,008	30,887	31,100	2,673	33,773
農業、林業	69	△8	61	57	12	70
漁業	6	△6	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	61	△34	26	20	△2	17
建設業	3,606	2,870	6,476	2,369	2,012	4,381
電気・ガス・熱供給・水道業	—	1	1	1	58	59
情報通信業	18,591	△5,704	12,887	8,624	△714	7,910
運輸業、郵便業	1,666	△557	1,109	953	△199	754
卸売業、小売業	24,463	7,882	32,345	37,784	2,700	40,484
金融業、保険業	1,225	420	1,646	1,234	2,987	4,221
不動産業	18,604	△6,580	12,023	7,483	6,757	14,240
物品賃貸業	466	△212	254	257	△29	227
各種サービス業	13,656	1,769	15,425	11,796	1,391	13,188
個人	5,023	258	5,282	5,014	121	5,136
我が国の政府・地方公共団体・ 政府関係機関・地方三公社等	268	—	268	268	△75	193
外国の中央政府・中央銀行等	—	—	—	—	—	—
その他	23,436	△706	22,729	23,039	△4,998	18,040
計	141,025	400	141,426	130,005	12,695	142,700

(注) 1. 業種別の分類を行っているのは、りそな銀行、埼玉りそな銀行及び近畿大阪銀行が保有するエクスポージャーに関連するものであります。
2. 業種別の「その他」には、上記傘下銀行以外の子会社が保有するエクスポージャーに関連するものが含まれております。

■貸出金償却額(業種別)

(単位：百万円)

	平成22年9月中間期	平成23年9月中間期
製造業	4,784	3,179
農業、林業	3	45
漁業	2	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	1,154	842
電気・ガス・熱供給・水道業	—	0
情報通信業	546	1,099
運輸業、郵便業	663	221
卸売業、小売業	6,687	6,311
金融業、保険業	14	△5
不動産業	4,050	1,178
物品賃貸業	195	24
各種サービス業	2,816	2,300
個人	1,136	1,457
我が国の政府・地方公共団体・ 政府関係機関・地方三公社等	—	—
外国の中央政府・中央銀行等	—	—
その他	5,002	3,522
計	27,059	20,181

(注) 1. 業種別の分類を行っているのは、りそな銀行、埼玉りそな銀行及び近畿大阪銀行が保有するエクスポージャーに関連するものであります。
2. 業種別の「その他」には、上記傘下銀行以外の子会社が保有するエクスポージャーに関連するものが含まれております。

【標準的手法が適用されるエクスポージャー】

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

(単位：百万円)

	平成22年9月末		平成23年9月末	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	16,119	1,329,805	176	270,656
10%	—	461,963	—	99,583
20%	279,300	3,797	44,826	24
35%	—	709,190	—	—
50%	59,313	1,825	47,258	—
75%	—	427,644	—	45
100%	16,393	1,436,736	11,327	614,725
150%	—	44,420	—	34,915
350%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
計	371,128	4,415,385	103,589	1,019,951
自己資本控除	—	—	—	—

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限定しております。
2. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーは、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高で記載しております。
3. 上記「自己資本控除」は、連結自己資本比率告示第20条第1項第3号及び第6号（連結自己資本比率告示第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る）の規定により自己資本から控除した額であります。

【内部格付手法が適用されるエクスポージャー】

■スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権のリスク・ウェイト区分ごと残高

(1) プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、事業用不動産向け貸付

(単位：百万円)

スロットティング・クライテリア	残存期間	リスク・ウェイト	平成22年9月末	平成23年9月末
優	2年半未満	50%	9,566	7,483
	2年半以上	70%	10,510	12,686
良	2年半未満	70%	36,246	22,380
	2年半以上	90%	32,849	44,669
可	期間の別なし	115%	40,639	32,845
弱い	期間の別なし	250%	18,130	14,590
デフォルト	期間の別なし	0%	3,139	2,371
計			151,081	137,026

(2) ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付

(単位：百万円)

スロットティング・クライテリア	残存期間	リスク・ウェイト	平成22年9月末	平成23年9月末
優	2年半未満	70%	2,900	—
	2年半以上	95%	1,804	4,851
良	2年半未満	95%	2,385	620
	2年半以上	120%	4,944	5,403
可	期間の別なし	140%	—	—
弱い	期間の別なし	250%	—	—
デフォルト	期間の別なし	0%	—	—
計			12,033	10,874

■マーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごと残高

(単位：百万円)

リスク・ウェイト	平成22年9月末	平成23年9月末
300%	8,694	79,761
400%	10,673	9,173
計	19,367	88,935

■事業法人向けエクスポージャー

(単位：百万円)

格付区分	平成22年9月末					平成23年9月末				
	PD推計値 (注1)	LGD推計値 (注1)	RWの 加重平均値	オン・バランス EAD	オフ・バランス EAD	PD推計値 (注1)	LGD推計値 (注1)	RWの 加重平均値	オン・バランス EAD	オフ・バランス EAD
S A・A	0.15%	39.70%	27.99%	2,600,861	336,081	0.16%	43.67%	31.85%	2,607,635	430,056
B～E	1.55%	42.05%	83.90%	7,017,979	768,646	1.30%	41.87%	79.17%	7,306,023	627,568
F・G	12.64%	41.37%	173.04%	1,339,400	104,410	12.79%	41.30%	172.15%	1,369,758	96,332
デフォルト	100.00%	43.51%	/	738,156	60,304	100.00%	43.55%	/	707,666	68,300
計	/	/	/	11,696,398	1,269,442	/	/	/	11,991,083	1,222,257

(注) 1. EADによる加重平均値

2. スロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権は含まれておりません。

■ソブリン向けエクスポージャー

(単位：百万円)

格付区分	平成22年9月末					平成23年9月末				
	PD推計値 (注)	LGD推計値 (注)	RWの 加重平均値	オン・バランス EAD	オフ・バランス EAD	PD推計値 (注)	LGD推計値 (注)	RWの 加重平均値	オン・バランス EAD	オフ・バランス EAD
S A・A	0.00%	45.00%	0.48%	10,719,150	2,962,944	0.00%	45.01%	0.40%	15,252,213	3,388,886
B～E	1.14%	44.97%	110.29%	42,533	1,893	1.78%	44.97%	116.43%	43,117	1,704
F・G	16.72%	39.07%	197.55%	289	493	16.95%	35.29%	174.03%	545	234
デフォルト	100.00%	45.00%	/	7	—	100.00%	45.00%	/	7	—
計	/	/	/	10,761,979	2,965,331	/	/	/	15,295,883	3,390,825

(注) EADによる加重平均値

■金融機関等向けエクスポージャー

(単位：百万円)

格付区分	平成22年9月末					平成23年9月末				
	PD推計値 (注)	LGD推計値 (注)	RWの 加重平均値	オン・バランス EAD	オフ・バランス EAD	PD推計値 (注)	LGD推計値 (注)	RWの 加重平均値	オン・バランス EAD	オフ・バランス EAD
S A・A	0.11%	43.70%	17.82%	881,739	283,387	0.12%	45.04%	24.55%	933,206	327,334
B～E	1.08%	44.94%	70.88%	39,853	11,426	0.79%	45.51%	69.55%	31,128	12,721
F・G	16.72%	37.45%	176.72%	8,843	404	12.07%	40.82%	171.87%	9,990	2,632
デフォルト	—	—	/	—	—	—	—	/	—	—
計	/	/	/	930,436	295,218	/	/	/	974,325	342,689

(注) EADによる加重平均値

■PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

格付区分	平成22年9月末			平成23年9月末		
	PD推計値(注)	RWの加重平均値	残高	PD推計値(注)	RWの加重平均値	残高
S A・A	0.15%	137.89%	14,895	0.17%	146.69%	13,330
B～E	0.89%	229.93%	3,774	0.78%	222.70%	3,373
F・G	16.09%	505.02%	838	12.06%	469.73%	842
デフォルト	100.00%	/	0	100.00%	/	0
計	/	/	19,508	/	/	17,546

(注) 残高による加重平均値

■リテール向けエクスポージャー

(単位：百万円)

	平成22年9月末						
	PD推計値 (注)	LGD推計値 (注)	RWの 加重平均値	オン・バランス EAD	オフ・バランス EAD	コミットメント の未引出額	未引出額に 乗ずる掛目の 加重平均値
居住用不動産向け エクスポージャー	/	/	/	7,345,499	30,650	—	—
非デフォルト	1.10%	40.63%	34.80%	7,237,982	29,020	—	—
デフォルト	100.00%	40.97%	/	107,517	1,630	—	—
適格リボルビング型リテール向け エクスポージャー	/	/	/	109,444	46,051	424,125	10.86%
非デフォルト	3.80%	75.77%	62.90%	108,734	46,005	423,911	10.85%
デフォルト	100.00%	75.70%	/	710	46	213	21.54%
その他リテール向け エクスポージャー	/	/	/	1,884,303	39,109	44,826	26.03%
非デフォルト	1.55%	32.58%	27.45%	1,809,170	38,140	44,730	26.01%
デフォルト	100.00%	38.04%	/	75,132	968	96	31.77%

(注) EADによる加重平均値

(単位：百万円)

	平成23年9月末						
	PD推計値 (注)	LGD推計値 (注)	RWの 加重平均値	オン・バランス EAD	オフ・バランス EAD	コミットメント の未引出額	未引出額に 乗ずる掛目の 加重平均値
居住用不動産向け エクスポージャー	/	/	/	8,225,112	27,519	—	—
非デフォルト	1.20%	34.06%	31.15%	8,094,550	26,252	—	—
デフォルト	100.00%	34.44%	/	130,561	1,266	—	—
適格リボルビング型リテール向け エクスポージャー	/	/	/	126,248	44,176	453,538	9.74%
非デフォルト	3.97%	70.80%	62.68%	125,392	44,120	453,238	9.73%
デフォルト	100.00%	71.32%	/	856	55	299	18.53%
その他リテール向け エクスポージャー	/	/	/	2,056,997	36,911	50,575	23.20%
非デフォルト	1.67%	30.57%	27.45%	1,959,213	35,887	50,351	23.19%
デフォルト	100.00%	37.25%	/	97,784	1,024	223	26.20%

(注) EADによる加重平均値

■直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績対比 (注1) (注2)

(単位：百万円)

	平成22年9月中間期	平成23年9月中間期
りそなホールディングス(連結)	32,281(注4)	6,764(注4)
りそな銀行(単体)+埼玉りそな銀行(単体)+近畿大阪銀行(単体) (注5)	18,142(注4)	△416(注4)
うち 事業法人向けエクスポージャー	/	18,977
ソブリン向けエクスポージャー	/	0
金融機関等向けエクスポージャー	/	—
居住用不動産向けエクスポージャー	/	295
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	/	△0
その他リテール向けエクスポージャー	/	5,466
りそな銀行(連結)	7,067(注4)	△4,542(注4)
りそな銀行(単体)	8,151(注4)	△4,301(注4)
うち 事業法人向けエクスポージャー	14,591	13,354
ソブリン向けエクスポージャー	1	0
金融機関等向けエクスポージャー	—	—
居住用不動産向けエクスポージャー	666	407
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注3)	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	4,258	2,860
埼玉りそな銀行(単体)	3,935(注4)	1,645(注4)
うち 事業法人向けエクスポージャー	4,020	2,930
ソブリン向けエクスポージャー	—	—
金融機関等向けエクスポージャー	—	—
居住用不動産向けエクスポージャー	311	69
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注3)	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	1,148	1,483
近畿大阪銀行(連結) (注5)	7,538(注4)	2,959(注4)
近畿大阪銀行(単体) (注5)	6,055(注4)	2,239(注4)
うち 事業法人向けエクスポージャー	/	2,691
ソブリン向けエクスポージャー	/	—
金融機関等向けエクスポージャー	/	—
居住用不動産向けエクスポージャー	/	△180
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	/	△0
その他リテール向けエクスポージャー	/	1,122

- (注) 1. 損失額の実績値は、当該期間の与信関連費用—不良債権処理額、一般貸倒引当金純繰入額、信託勘定不良債権処理額、償却債権取立益—を指しております。なお、不良債権処理額には、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額、バルクセール・個別売却損益、その他の引当金純繰入額を含んでおります。また、エクスポージャー区分ごとの損失額の実績値については、正常先・要注意先の一般貸倒引当金純繰入額、及び責任共有制度に伴う引当金純繰入額を含めておりません。引当金の戻入等により利益が発生している場合には△を付しております。
2. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについては、損失額を与信関連費用として計上していない(信用リスクに伴うものかの判定が困難である)ことから、損失額の実績値には含めておりません。
3. りそなホールディングス連結子会社の保証が付されているエクスポージャーに限定されるため、上記のエクスポージャー区分ごとの計数においては、損失額の実績値の表示を割愛しております。
4. 適用除外単位ならびに適用除外資産に係る与信関連費用を含んでおります。
5. 近畿大阪銀行は平成23年3月末から内部格付手法を適用しているため、平成22年9月期の損失額の実績値に係るエクスポージャー区分ごとの内訳は記載しておりません。

要因分析

りそなホールディングスの平成23年9月期の与信関連費用は、前年同期比255億円減少し、67億円となっております。

りそな銀行(単体)、埼玉りそな銀行および近畿大阪銀行(単体)における破綻・債務者区分劣化等による与信関連費用の新規発生が、前年同期比117億円減少し、274億円となったことが主因であります。

エクスポージャー区分ごとの状況につきましては、不動産業等に対する貸出金償却額が減少したこと等により、事業法人向けエクスポージャーに対する与信関連費用が減少しております。

■長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

(単位：百万円)

	平成20年9月末(注4)		平成21年9月中間期
	損失額の推計値	引当控除後(注5)	損失額の実績値(注6)
りそなホールディングス(連結)(注1)(注2)	/	/	68,790(注7)
りそな銀行(単体)+埼玉りそな銀行(単体)	562,884	△54,062	46,285(注7)
うち 事業法人向けエクスポージャー	508,578	△68,138	39,817
ソブリン向けエクスポージャー	795	789	△69
金融機関等向けエクスポージャー	3,365	3,078	△596
居住用不動産向けエクスポージャー	12,121	8,344	628
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注3)	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	29,987	△6,143	6,057
りそな銀行(連結)	/	/	38,938(注7)
りそな銀行(単体)	501,437	△60,385	37,603(注7)
うち 事業法人向けエクスポージャー	454,671	△72,677	37,403
ソブリン向けエクスポージャー	517	511	△69
金融機関等向けエクスポージャー	3,018	3,018	△596
居住用不動産向けエクスポージャー	11,091	7,964	406
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注3)	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	24,102	△7,226	4,804
埼玉りそな銀行(単体)	61,446	6,322	8,682(注7)
うち 事業法人向けエクスポージャー	53,907	4,538	2,414
ソブリン向けエクスポージャー	277	277	—
金融機関等向けエクスポージャー	346	59	—
居住用不動産向けエクスポージャー	1,029	379	222
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注3)	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	5,885	1,082	1,252

- (注) 1. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについては、損失額を与信関連費用として計上していない(信用リスクに伴うものかの判定が困難である)ことから、損失額の推計値及び実績値には含めておりません。
2. りそなホールディングス連結子会社の保証が付いているエクスポージャーについては、損失額の推計値には含めておりません。
3. りそなホールディングス連結子会社の保証が付されているエクスポージャーに限定されるため、上記のエクスポージャー区分ごとの計数においては、損失額の推計値及び実績値の表示を割愛しております。
4. 損失額の推計値は、平成20年9月末の期待損失額(EL)を用いております。
5. 損失額の推計値の引当控除後については、損失額の推計値から要管理先以下に対する引当額(個別貸倒引当金、一般貸倒引当金、部分直接償却額)を控除した金額を表示しております。
6. 損失額の実績値は、当該期間の与信関連費用—不良債権処理額、一般貸倒引当金純繰入額、信託勘定不良債権処理額、償却債権取立益—を指しております。なお、不良債権処理額には、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額、バルクセール・個別売却損益、その他の引当金純繰入額を含んでおります。また、エクスポージャー区分ごとの損失額の実績値については、正常先・要注意先の一般貸倒引当金純繰入額、及び責任共有制度に伴う引当金純繰入額を含めておりません。引当金の戻入等により利益が発生している場合には△を付しております。
7. 損失額の実績値は、適用除外単位ならびに適用除外資産に係る与信関連費用を含んでおります。

(単位：百万円)

	平成21年9月末(注4)		平成22年9月中間期
	損失額の推計値	引当控除後(注5)	損失額の実績値(注6)
りそなホールディングス(連結)(注1)(注2)	/	/	32,281(注7)
りそな銀行(単体)+埼玉りそな銀行(単体)	562,223	△9,795	12,087(注7)
うち 事業法人向けエクスポージャー	509,730	△22,542	18,611
ソブリン向けエクスポージャー	552	547	1
金融機関等向けエクスポージャー	2,965	2,965	—
居住用不動産向けエクスポージャー	9,525	5,649	978
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注3)	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	33,839	△1,969	5,406
りそな銀行(連結)	/	/	7,067(注7)
りそな銀行(単体)	496,337	△22,527	8,151(注7)
うち 事業法人向けエクスポージャー	451,762	△33,543	14,591
ソブリン向けエクスポージャー	396	392	1
金融機関等向けエクスポージャー	2,743	2,743	—
居住用不動産向けエクスポージャー	8,309	5,300	666
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注3)	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	27,572	△2,963	4,258
埼玉りそな銀行(単体)	65,886	12,732	3,935(注7)
うち 事業法人向けエクスポージャー	57,968	11,001	4,020
ソブリン向けエクスポージャー	155	155	—
金融機関等向けエクスポージャー	221	221	—
居住用不動産向けエクスポージャー	1,215	349	311
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注3)	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	6,267	994	1,148

- (注) 1. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについては、損失額を与信関連費用として計上していない(信用リスクに伴うものかの判定が困難である)ことから、損失額の推計値及び実績値には含めておりません。
2. りそなホールディングス連結子会社の保証が付いているエクスポージャーについては、損失額の推計値には含めておりません。
3. りそなホールディングス連結子会社の保証が付されているエクスポージャーに限定されるため、上記のエクスポージャー区分ごとの計数においては、損失額の推計値及び実績値の表示を割愛しております。
4. 損失額の推計値は、平成21年9月末の期待損失額(EL)を用いております。
5. 損失額の推計値の引当控除後については、損失額の推計値から要管理先以下に対する引当額(個別貸倒引当金、一般貸倒引当金、部分直接償却額)を控除した金額を表示しております。
6. 損失額の実績値は、当該期間の与信関連費用—不良債権処理額、一般貸倒引当金純繰入額、信託勘定不良債権処理額、償却債権取立益—を指しております。なお、不良債権処理額には、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額、バルクセール・個別売却損益、その他の引当金純繰入額を含んでおります。また、エクスポージャー区分ごとの損失額の実績値については、正常先・要注意先の一般貸倒引当金純繰入額、及び責任共有制度に伴う引当金純繰入額を含めておりません。引当金の戻入等により利益が発生している場合には△を付しております。
7. 損失額の実績値は、適用除外単位ならびに適用除外資産に係る与信関連費用を含んでおります。

(単位：百万円)

	平成22年9月末(注4)		平成23年9月中間期
	損失額の推計値	引当控除後(注5)	損失額の実績値(注6)
りそなホールディングス(連結)(注1)(注2)	/	/	6,764(注7)
りそな銀行(単体)+埼玉りそな銀行(単体)+近畿大阪銀行(単体)(注8)	516,732	△19,150	△416(注7)
うち 事業法人向けエクスポージャー	469,803	△24,105	18,977
ソブリン向けエクスポージャー	337	333	0
金融機関等向けエクスポージャー	1,434	1,434	—
居住用不動産向けエクスポージャー	9,021	4,000	295
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	/	/	△0
その他リテール向けエクスポージャー	32,815	△4,075	5,466
りそな銀行(連結)	/	/	△4,542(注7)
りそな銀行(単体)	450,017	△34,894	△4,301(注7)
うち 事業法人向けエクスポージャー	412,488	△37,817	13,354
ソブリン向けエクスポージャー	202	198	0
金融機関等向けエクスポージャー	1,301	1,301	—
居住用不動産向けエクスポージャー	7,516	3,882	407
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注3)	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	25,454	△5,502	2,860
埼玉りそな銀行(単体)	66,714	15,744	1,645(注7)
うち 事業法人向けエクスポージャー	57,314	13,712	2,930
ソブリン向けエクスポージャー	134	134	—
金融機関等向けエクスポージャー	133	133	—
居住用不動産向けエクスポージャー	1,505	118	69
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注3)	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	7,360	1,427	1,483
近畿大阪銀行(連結)(注8)	/	/	2,959(注7)
近畿大阪銀行(単体)(注8)	/	/	2,239(注7)
うち 事業法人向けエクスポージャー	/	/	2,691
ソブリン向けエクスポージャー	/	/	—
金融機関等向けエクスポージャー	/	/	—
居住用不動産向けエクスポージャー	/	/	△180
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	/	/	△0
その他リテール向けエクスポージャー	/	/	1,122

- (注) 1. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについては、損失額を与信関連費用として計上していない(信用リスクに伴うものかの判定が困難である)ことから、損失額の推計値及び実績値には含めておりません。
2. りそなホールディングス連結子会社の保証が付いているエクスポージャーについては、損失額の推計値には含めておりません。
3. りそなホールディングス連結子会社の保証が付されているエクスポージャーに限定されるため、上記のエクスポージャー区分ごとの計数においては、損失額の推計値及び実績値の表示を割愛しております。
4. 損失額の推計値は、平成22年9月末の期待損失額(EL)を用いております。
5. 損失額の推計値の引当控除後については、損失額の推計値から要管理先以下に対する引当額(個別貸倒引当金、一般貸倒引当金、部分直接償却額)を控除した金額を表示しております。
6. 損失額の実績値は、当該期間の与信関連費用—不良債権処理額、一般貸倒引当金純繰入額、信託勘定不良債権処理額、償却債権取立益—を指しております。なお、不良債権処理額には、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額、バルクセール・個別売却損益、その他の引当金純繰入額を含んでおります。また、エクスポージャー区分ごとの損失額の実績値については、正常先・要注意先の一般貸倒引当金純繰入額、及び責任共有制度に伴う引当金純繰入額を含めておりません。引当金の戻入等により利益が発生している場合には△を付しております。
7. 損失額の実績値は、適用除外単位ならびに適用除外資産に係る与信関連費用を含んでおります。
8. 近畿大阪銀行は平成23年3月末から内部格付手法を適用しているため、平成22年9月末の期待損失額(EL)は算出しておりません。

〈信用リスク削減手法〉

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	平成22年9月末					平成23年9月末				
	適格金融資産 担保	適格資産 担保	保証	クレジット・ デリバティブ	計	適格金融資産 担保	適格資産 担保	保証	クレジット・ デリバティブ	計
内部格付手法適用 エクスポージャー	618,870	2,141,747	2,201,567	—	4,962,186	346,395	2,275,409	2,676,639	—	5,298,444
事業法人向け エクスポージャー	580,403	2,140,441	783,945	—	3,504,789	341,578	2,273,984	932,852	—	3,548,414
ソブリン向け エクスポージャー	50	388	192,851	—	193,289	102	452	167,246	—	167,800
金融機関等向け エクスポージャー	37,917	917	28,499	—	67,334	4,215	972	31,287	—	36,475
居住用不動産向け エクスポージャー	/	/	584,297	—	584,297	/	/	726,068	—	726,068
適格リボルビング型 リテール向け エクスポージャー	/	/	—	—	—	/	/	—	—	—
その他リテール向け エクスポージャー	/	/	611,975	—	611,975	/	/	819,184	—	819,184
標準的手法適用 エクスポージャー	53,325	/	28	—	53,354	2,187	/	—	—	2,187
計	672,196	2,141,747	2,201,596	—	5,015,540	348,583	2,275,409	2,676,639	—	5,300,632

(注) 1. オンバランスシート・ネットティングは含めておりません。

2. ファンドの構成資産に係る信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額は計上しておりません。

〈派生商品取引〉

■派生商品取引及び長期決済期間取引の実績

(単位：百万円)

	平成22年9月末					平成23年9月末				
	想定元本	時価	グロスの 再構築コスト	グロスの アドオン	与信相当額	想定元本	時価	グロスの 再構築コスト	グロスの アドオン	与信相当額
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金利関連取引										
金利スワップ	31,859,084	48,359	326,483	183,631	510,114	45,407,692	33,696	379,949	351,879	731,829
金利オプション	1,150,450	13,898	13,912	2,707	16,620	2,768,797	37,703	37,725	6,528	44,254
小計	33,009,534	62,257	340,396	186,338	526,735	48,176,489	71,400	417,675	358,408	776,084
通貨関連取引										
通貨スワップ	2,966,181	△73,853	89,594	162,524	252,119	2,581,529	△65,270	98,295	134,732	233,028
通貨オプション	1,535,746	204,309	204,309	70,083	274,393	1,299,104	205,870	205,870	53,321	259,191
先物為替予約	1,391,304	△52,309	28,160	48,935	77,095	1,346,479	△64,189	43,111	40,198	83,309
小計	5,893,231	78,146	322,064	281,543	603,607	5,227,113	76,411	347,277	228,251	575,529
小計(ネットting勘案前)	38,902,766	140,404	662,460	467,881	1,130,342	53,403,602	147,812	764,953	586,660	1,351,613
一括清算ネットting契約 による与信相当額削減効果					537,531					708,260
担保による与信相当額 削減効果(注3)					△88,460					△89,816
計(ネットting後)					681,271					733,169

(注) 1. 与信相当額の算出に当たっては、連結自己資本比率告示の規定に従い、下記の取扱いとしております。

(1) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出から除いております。

(2) 与信相当額は、個々の派生商品取引を時価評価して算出した「グロスの再構築コスト（零を下回らないものに限る）」に、残存期間に応じた相場変動リスク「グロスのアドオン」を加算するカレント・エクスポージャー方式を採用して算出しております。

2. クレジット・デリバティブについては平成23年9月末現在、取扱いがありません。

3. 担保付デリバティブ取引に係る与信相当額削減効果の内訳は以下のとおりであります。なお、担保の種類は全て現金担保であります。

差入	100,652百万円
受取	10,835百万円
受取－差入	△89,816百万円

〈証券化エクスポージャー〉

証券化エクスポージャー

本ディスクロージャー誌においては、連結自己資本比率告示に沿って証券化エクスポージャーの要件を充足するものを開示しております。

連結自己資本比率告示に定める要件とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する取引（ノン・リコースかつ優先劣後構造）を指しております。これらの中には住宅ローン債権等、当社保有債権の流動化による劣後持分や集団投資スキーム持分で優先劣後構造を有するものが含まれております。なお、特定貸付債権に該当するものは連結自己資本比率告示に沿って除いております。

■持株会社グループが保有する証券化商品と証券化エクスポージャー

(単位：百万円)

	商品別	勘定科目別	バーゼルⅡエクスポージャー区分別
証券化商品の残高 (11月11日開示)	ABS 1,864	買入金銭債権 149,843	証券化エクスポージャー 117,453
	CMBS 5,240	外国債券 11,027	特定貸付債権 3,605
	RMBS 165,272	有価証券 11,506	リテール向け 3,054
			購入債権 48,263
	小計 172,377	小計 172,377	小計 172,377
	(上記のほかにABCPプログラムにより発行された短期社債を売買目的有価証券として327億円保有しております)		
上記以外の残高	ABCP 5,655	買入金銭債権 1,639	証券化エクスポージャー 105,420
	ABL 64,417	特定取引資産 5,655	
	CMBS 4,069	貸出金 98,125	
	RMBS 31,278		
	小計 105,420	小計 105,420	小計 105,420
残高(計)	ABCP 5,655	買入金銭債権 151,482	証券化エクスポージャー 222,874
	ABL 64,417	特定取引資産 5,655	特定貸付債権 3,605
	ABS 1,864	外国債券 11,027	リテール向け 3,054
	CMBS 9,309	有価証券 11,506	購入債権 48,263
	RMBS 196,551	貸出金 98,125	
	合計 277,798	合計 277,798	合計 277,798
証券化エクスポージャーのEAD	214,518		
所要自己資本	6,150		
自己資本控除	8,128		

詳細は次頁以降に記載しております。

ABCP (Asset Backed Commercial Paper、資産担保コマーシャルペーパー)

ABL (Asset Based Lending、責任財産限定特約貸出)

ABS (Asset Backed Securities、資産担保証券)

RMBS (Residential Mortgage Backed Securities、住宅ローン担保証券)

CMBS (Commercial Mortgage Backed Securities、商業用不動産ローン担保証券)

・証券化商品は全てバンキング勘定で保有しております。

・上記に掲げる証券化商品等残高は、2,777億円、B/S全体に占める割合は0.65%であります。

・上記(※)の他に、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額(9,606百万円)を自己資本より控除しております。

・当社では、米国サブプライムローン、及び証券化商品に係る米国金融保証会社(モノライン)に対するエクスポージャーはありません。

■持株会社グループがオリジネーターである証券化エクスポージャー

1. 保有する証券化エクスポージャーに関する情報

(単位：百万円)

	平成22年9月末										計	
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	残高	所要自己 資本の額
保有する証券化エク スポージャーの額	—	15,894	23,409	—	—	—	—	—	—	3,627	42,931	12,251
RW20%以下	—	2,600	—	—	—	—	—	—	—	—	2,600	39
20%超 100%以下	—	—	23,409	—	—	—	—	—	—	—	23,409	1,675
100%超 1250%未満	—	9,246	—	—	—	—	—	—	—	—	9,246	2,860
自己資本控除(注)	—	4,048	—	—	—	—	—	—	—	3,627	7,675	7,675
証券化取引に伴い増加し た自己資本に相当する額	—	5,354	5,091	—	—	—	—	—	—	—	10,446	10,446

(注) 連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

(単位：百万円)

	平成23年9月末										計	
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	残高	所要自己 資本の額
保有する証券化エク スポージャーの額	—	15,858	23,409	—	—	—	—	—	—	—	39,268	7,572
RW20%以下	—	2,600	—	—	—	—	—	—	—	—	2,600	39
20%超 100%以下	—	—	23,409	—	—	—	—	—	—	—	23,409	1,220
100%超 1250%未満	—	9,222	—	—	—	—	—	—	—	—	9,222	2,276
自己資本控除(注)	—	4,036	—	—	—	—	—	—	—	—	4,036	4,036
証券化取引に伴い増加し た自己資本に相当する額	—	5,010	4,596	—	—	—	—	—	—	—	9,606	9,606

(注) 連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

2. 原資産に関する情報

(単位：百万円)

	平成22年9月末										
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・ マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	計
原資産の額	—	109,379	48,921	—	—	—	—	—	—	8,282	166,582
資産譲渡型証券化取引	—	109,379	48,921	—	—	—	—	—	—	8,282	166,582
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	2,839	—	—	—	—	—	—	—	302	3,141
当期の損失額	—	39	—	—	—	—	—	—	—	—	39
合成型証券化取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期の損失額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化取引に伴い、当期中に認識した売却損益の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
早期償還条項付証券化エクスポージャーに関する事項											
実行済みの信用供与の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オリジネーターとして留保するエクスポージャーに対する所要自己資本の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
投資家の持分に対して算出する所要自己資本の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

	平成23年9月末										
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・ マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	計
原資産の額	—	94,358	40,123	—	—	—	—	—	—	—	134,482
資産譲渡型証券化取引	—	94,358	40,123	—	—	—	—	—	—	—	134,482
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	3,105	—	—	—	—	—	—	—	—	3,105
当期の損失額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合成型証券化取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期の損失額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化取引に伴い、当期中に認識した売却損益の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
早期償還条項付証券化エクスポージャーに関する事項											
実行済みの信用供与の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オリジネーターとして留保するエクスポージャーに対する所要自己資本の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
投資家の持分に対して算出する所要自己資本の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

■持株会社グループが流動化プログラム（ABCP等）のスポンサーである証券化エクスポージャー

1. 保有する証券化エクスポージャーに関する情報

(単位：百万円)

	平成22年9月末											計	
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・ マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他		残高	所要自己 資本の額
保有する証券化エク スポージャーの額	—	—	—	—	7,130	—	—	43,751	536	2,241		53,660	5,658
RW20%以下	—	—	—	—	7,130	—	—	17,675	—	431		25,237	428
20%超 100%以下	—	—	—	—	—	—	—	16,102	—	—		16,102	990
100%超 1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	9,973	—	—		9,973	1,893
自己資本控除(注)	—	—	—	—	—	—	—	—	536	1,810		2,347	2,347
証券化取引に伴い増加し た自己資本に相当する額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—

(注) 連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

(単位：百万円)

	平成23年9月末											計	
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・ マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他		残高	所要自己 資本の額
保有する証券化エク スポージャーの額	—	—	—	—	18,865	—	—	48,773	489	1,946		70,075	3,346
RW20%以下	—	—	—	—	18,865	—	—	19,139	—	230		38,234	229
20%超 100%以下	—	—	—	—	—	—	—	27,834	—	609		28,444	1,319
100%超 1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	1,800	—	—		1,800	201
自己資本控除(注)	—	—	—	—	—	—	—	—	489	1,106		1,596	1,596
証券化取引に伴い増加し た自己資本に相当する額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—

(注) 連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

2. 原資産に関する情報

(単位：百万円)

	平成22年9月末										
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・ マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	計
原資産の額	—	—	—	—	9,161	—	—	50,988	1,771	3,386	65,308
資産譲渡型証券化取引	—	—	—	—	9,161	—	—	50,988	1,771	3,386	65,308
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	—	—	—	42	—	—	—	—	9	52
当期の損失額	—	—	—	—	266	—	—	246	561	2	1,077
合成型証券化取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期の損失額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額(注)	—	—	—	—	—	—	—	96,708	—	—	96,708
証券化取引に伴い、当期中に認識した売却損益の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
早期償還条項付証券化エクスポージャーに関する事項											
実行済みの信用供与の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オリジネーターとして留保するエクスポージャーに対する所要自己資本の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
投資家の持分に対して算出する所要自己資本の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) SPCが、CPを発行して取引先の保有する手形債権、リース料債権、売掛債権やこれらを裏付として発行された信託受益権を購入するABCP方式や、銀行・投資家からの借入により購入資金を賄うABL方式により証券化を行ったものであります。

(単位：百万円)

	平成23年9月末										
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・ マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	計
原資産の額	—	—	—	—	7,251	—	—	55,769	1,899	2,783	67,703
資産譲渡型証券化取引	—	—	—	—	7,251	—	—	55,769	1,899	2,783	67,703
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	—	—	—	8	—	—	3	—	12	25
当期の損失額	—	—	—	—	673	—	—	241	545	2	1,462
合成型証券化取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期の損失額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額(注)	—	—	—	—	—	—	—	104,136	—	962	105,099
証券化取引に伴い、当期中に認識した売却損益の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
早期償還条項付証券化エクスポージャーに関する事項											
実行済みの信用供与の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オリジネーターとして留保するエクスポージャーに対する所要自己資本の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
投資家の持分に対して算出する所要自己資本の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) SPCが、CPを発行して取引先の保有する手形債権、リース料債権、売掛債権やこれらを裏付として発行された信託受益権を購入するABCP方式や、銀行・投資家からの借入により購入資金を賄うABL方式により証券化を行ったものであります。

■持株会社グループが投資家である証券化エクスポージャー

(単位：百万円)

	平成22年9月末										計	
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	残高	所要自己 資本の額
保有する証券化エク スポージャーの額	7,382	118,573	13,715	1,522	—	249	71	1,514	—	5,674	148,704	5,385
RW20%以下	3,009	116,735	13,715	1,522	—	83	71	1,514	—	1,048	137,700	1,528
20%超 100%以下	2,806	1,837	—	—	—	166	—	—	—	361	5,172	159
100%超 1250%未満	442	—	—	—	—	—	—	—	—	1,930	2,372	239
自己資本控除(注)	1,123	—	—	—	—	—	—	—	—	2,334	3,458	3,458

(注) 連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

(単位：百万円)

	平成23年9月末										計	
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	残高	所要自己 資本の額
保有する証券化エク スポージャーの額	1,628	94,086	11,701	245	—	—	—	1,535	—	4,104	113,302	3,359
RW20%以下	134	93,858	11,701	245	—	—	—	1,535	—	535	108,011	654
20%超 100%以下	637	227	—	—	—	—	—	—	—	1,930	2,795	209
100%超 1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己資本控除(注)	856	—	—	—	—	—	—	—	—	1,639	2,496	2,496

(注) 連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

〈銀行勘定における出資・株式等エクスポージャー〉

■中間連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	平成22年9月末		平成23年9月末	
	中間連結貸借対照表計上額	時価	中間連結貸借対照表計上額	時価
上場株式その他これに類する出資・株式等エクスポージャー	451,271	451,271	479,496	479,496
上記以外の出資・株式等エクスポージャー	91,624	91,624	82,875	82,875
計	542,895	542,895	562,371	562,371

■出資・株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成22年9月中間期	平成23年9月中間期
売却益	1,735	2,869
売却損	△ 5,126	△ 696
償却	△ 3,282	△ 1,871
計	△ 6,673	300

(注) 中間連結損益計算書における株式関連損益について記載しております。

■中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成22年9月末	平成23年9月末
評価損益	71,873	47,385

■中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額
該当ありません。

■株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

(単位：百万円)

	平成22年9月末	平成23年9月末
マーケット・ベース方式 (簡易手法)	19,367	88,935
マーケット・ベース方式 (内部モデル手法)	—	—
PD/LGD方式	19,508	17,546
連結自己資本比率告示附則第13条に 定める経過措置を適用する エクスポージャー	377,456	351,514
標準的手法において債権の リスク・ウェイトがゼロ%とされる 事業体に対するエクスポージャー	1	1
計	416,334	457,998

〈信用リスク・アセットのみなし計算〉

■信用リスク・アセットのみなし計算

(単位：百万円)

	平成22年9月末	平成23年9月末
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	29,260	82,318

〈銀行勘定における金利リスク〉

■アウトライヤー基準

(単位：億円)

	平成22年9月末基準		平成23年9月末基準	
	経済価値の減少額	自己資本に対する割合	経済価値の減少額	自己資本に対する割合
りそな銀行	796	5.0%	640	3.9%
埼玉りそな銀行	157	3.5%	143	3.1%
近畿大阪銀行	325	18.0%	73	4.1%

(注) 1. 経済価値の減少額は、保有期間1年、観測期間5年で計測される信頼区間99%の金利ショックによって計算しております。

2. 満期のない流動性預金の金利リスク計測にあたり、りそな銀行及び埼玉りそな銀行では平成22年4月から、近畿大阪銀行では平成22年10月から内部モデルを採用しております。

りそなホールディングス 中間期ディスクロージャー誌 2011-2012

本誌は銀行法第52条の29等の法令に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

発行 平成24年1月

株式会社りそなホールディングス グループ戦略部

(東京本社)

〒135-8582 東京都江東区木場1丁目5番65号 深川ギャザリアW2棟 電話 (03) 6704-3111

(大阪本社)

〒540-8608 大阪市中央区備後町2丁目2番1号 電話 (06) 6268-7400

ホームページアドレス <http://www.resona-gr.co.jp>

CONTENTS

中間決算公告・開示項目等

中間決算公告【株式会社りそなホールディングス】	267
中間決算公告【株式会社りそな銀行】	273
中間決算公告【株式会社埼玉りそな銀行】	280
中間決算公告【株式会社近畿大阪銀行】	282
銀行法施行規則等による開示項目	287
金融庁告示第15号に基づく開示項目(バーゼルⅡ) ...	292
りそなグループの情報開示及び財務報告に関する基本方針 ...	304

■ 中間決算公告【株式会社りそなホールディングス】 ■

銀行法第52条の28に基づき、中間決算公告を下記ホームページアドレスに掲載しました。
http://www.resona-gr.co.jp/holdings/ir/koukoku/hd/index.html
なお、同法第52条の29第1項の規定により、本中間決算公告を本誌に掲載しています。

第 11 期 中 間 決 算 公 告

平成23年12月26日

東京都江東区木場一丁目5番65号
株式会社りそなホールディングス
代表執行役社長 増田 誠司

中間連結貸借対照表（平成23年9月30日現在）

		(単位:百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	2,724,015	預 金	33,549,410
コールローン及び買入手形	246,978	譲 渡 性 預 金	1,928,440
買 入 金 銭 債 権	414,325	コールマナー及び売渡手形	239,395
特 定 取 引 資 産	697,729	売 現 先 勘 定	1,999
有 価 証 券	11,001,365	特 定 取 引 負 債	310,310
貸 出 金	25,541,424	借 用 金	1,302,011
外 国 為 替	61,929	外 国 為 替	2,352
そ の 他 資 産	1,269,969	社 会 負 債	650,172
有 形 固 定 資 産	310,959	信 託 勘 定 借	342,796
無 形 固 定 資 産	52,427	そ の 他 負 債	2,011,035
繰 延 税 金 資 産	164,615	賞 与 引 当 金	10,513
支 払 承 諾 見 返	640,190	退 職 給 付 引 当 金	12,270
貸 倒 引 当 金	△ 412,515	そ の 他 の 引 当 金	36,591
投 資 損 失 引 当 金	△ 781	再評価に係る繰延税金負債	28,031
		支 払 承 諾	640,190
		負 債 の 部 合 計	41,065,322
		(純 資 産 の 部)	
		資 本	340,472
		資 本 剰 余 金	237,082
		利 益 剰 余 金	959,873
		自 己 株 式	△ 86,848
		株 主 資 本 合 計	1,450,579
		その他の有価証券評価差額金	36,683
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	24,815
		土 地 再 評 価 差 額 金	39,327
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 4,223
		その他の包括利益累計額合計	96,604
		少 数 株 主 持 分	99,926
		純 資 産 の 部 合 計	1,647,110
資 産 の 部 合 計	42,712,632	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	42,712,632

中間連結損益計算書

〔 平成23年 4月 1日から
平成23年 9月30日まで 〕

		(単位:百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	453,238		
資 金 運 用 収 益	263,824		
(うち 貸 出 金 利 息)	(223,477)		
(うち 有 価 証 券 利 息 配 当 金)	(30,696)		
信 託 報 酬	12,253		
役 務 取 引 等 収 益	86,220		
特 定 取 引 収 益	16,572		
そ の 他 業 務 収 益	32,170		
そ の 他 経 常 収 益	42,196		
経 常 費 用	296,543		
資 金 調 達 費 用	29,398		
(うち 預 金 利 息)	(16,144)		
役 務 取 引 等 費 用	24,285		
特 定 取 引 費 用	339		
そ の 他 業 務 費 用	19,164		
営 業 経 費 費 用	181,456		
そ の 他 経 常 費 用	41,898		
経 常 利 益	156,695		
特 別 利 益	208		
特 別 損 失	1,765		
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	155,138		
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,907		
法 人 税 等 調 整 額	19,951		
法 人 税 等 合 計	24,859		
少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益	130,279		
少 数 株 主 利 益	2,044		
中 間 純 利 益	128,235		

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 17 社

主要な会社名

株式会社りそな銀行

株式会社埼玉りそな銀行

株式会社近畿大阪銀行

- ② 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

Asahi Services e Representacoes Ltda.

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（特分に見合う額）、利益剰余金（特分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（特分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等はありません。

- ② 持分法適用の関連法人等 1 社

会社名

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

Asahi Services e Representacoes Ltda.

- ④ 持分法非適用の関連法人等

主要な会社名

アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、中間純損益（特分に見合う額）、利益剰余金（特分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（特分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- ⑤ 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連法人等としなかった場合の当該会社等

会社等名

畿内総合信用保証株式会社

近畿地区第二地銀の住宅ローン保証の共同出資会社として設立され、出資全行の協議・総意により運営される会社であり、傘下に入れる目的でないため、当社の関連法人等としておりません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6 月 末 日 4 社

9 月 末 日 13 社

- ② 連結される子会社及び子法人等は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

なお、中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他の有価証券で時価のあるもののうち株式については中間連結決算日前 1 ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（先原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～50年

そ の 他 2年～20年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として 5 年）に基づく定額法により償却しております。

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残存保証の取決めがあるものは当該残存保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

主要な連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は421,754百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(9) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	発生年度に一括して損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理

(10) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりです。

信託取引損失引当金	11,381百万円
一部の銀行業を営む国内の連結される子会社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	
預金払戻損失引当金	15,856百万円
負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。	
信用保証協会負担引当金	5,232百万円
信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。	
ポイント引当金	2,772百万円
「りそなクラブ」等におけるポイントが将来利用される見込額を見積もり、計上しております。	
利息返還損失引当金	623百万円
将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。	

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

銀行業を営む国内の連結される子会社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。

(12) リース取引の処理方法

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(i) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む国内の連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を

用いて総体で管理する従来からの「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ利益は45百万円（税効果額控除前）であります。

(ii) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む国内の連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(iii) 連結会社間取引等

銀行業を営む国内の連結される子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せしめ損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(14) 消費税等の会計処理

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(15) 連結納税制度の適用

当社及び一部の国内の連結される子会社は当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

当中間連結会計期間から、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号平成22年6月30日）を適用しております。

上記会計基準等の適用により、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定にあたり、期中に行われた優先株式の転換価格の修正を普通株式増加数の算定に反映する方法に変更しております。

追加情報

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権成立立」は、「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く）
23,030 百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券はありません。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は17,171百万円、延滞債権額は477,145百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は77,028百万円であります。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は277,015百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は778,361百万円であります。
- なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除後の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、178,289百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
現金預け金	1,787 百万円
特定取引資産	1,999
有価証券	6,919,135
貸出金	159,447
その他資産	3,928
担保資産に対応する債務	
預金	162,367 百万円
売先先勘定	1,999
借入金	1,225,230

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金80百万円、有価証券1,000,978百万円及びその他資産243,829百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は25,568百万円、敷金保証金は21,933百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,190,609百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,968,899百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、一部の国内の連結される子会社及び子法人等の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格（平成10年1月1日基準日）に基づいて、地点の修正、面地修正等、合理的な調整を行って算出しております。
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格（平成10年1月1日基準日）に基づいて、地点の修正、面地修正等、合理的な調整を行って算出しております。	

11. 有形固定資産の減価償却累計額 214,878百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金49,000百万円が含まれております。
13. 社債には、劣後特約付社債567,414百万円が含まれております。
14. 一部の連結される子会社が受託する元本建て契約のある信託の元本金額は、金銭信託400,034百万円であります。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は273,744百万円であります。
16. 銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率（第二基準）は、12.47%であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益 23,236 百万円及び株式等売却益 2,869 百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 8,940 百万円、貸出金償却 20,181 百万円及び株式等償却 1,871 百万円を含んでおります。
3. 中間包括利益 106,507百万円

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

平成 23 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非市場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	2,724,015	2,724,015	—
(2) コールローン及び買入手形	246,978	246,978	—
(3) 買入金銭債権（※1）	414,224	415,476	1,252
(4) 特定取引資産			
売買目的有価証券	372,712	372,712	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,863,922	1,910,353	46,431
その他有価証券	9,038,353	9,038,353	—
(6) 貸出金	25,541,424		
貸倒引当金（※1）	△ 344,367		
	25,197,057	25,574,939	377,881
(7) 外国為替（※1）	61,929	61,929	—
資産計	39,919,193	40,344,759	425,565
(1) 預金	33,549,410	33,560,343	10,933
(2) 譲渡性預金	1,928,440	1,928,448	8
(3) コールマナー及び売入手形	239,395	239,395	—
(4) 売先先勘定	1,999	1,999	—
(5) 借入金	1,302,011	1,303,691	1,680
(6) 外国為替	2,352	2,352	—
(7) 社債	650,172	660,471	10,298
(8) 信託勘定借	342,796	342,796	—
負債計	38,016,577	38,039,499	22,921
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	65,065	65,065	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(16,715)	(16,890)	△174
デリバティブ取引計	48,349	48,175	△174

	契約額等	時 価
その他		
債務保証契約（※3）	640,190	△17,545

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。なお、買入金銭債権及び外国為替に対する個別貸倒引当金は重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(※2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(※3) 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の中間連結貸借対照表計上額を記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、譲渡性預け金は、将来キャッシュ・フローを割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書は、外部業者（ブローカー）から提示された価格の他、貸出金の時価の算定方法（(6)参照）に準じた方法で算出した価格を時価としております。

(4) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格、短期社債は、額面を市場金利で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(5) 有価証券

株式は当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券（私募債を除く）は日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。私懸債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元金金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、

返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

(3) コーラルマネー及び売渡手形、及び(4)売現先勘定

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元金金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（1年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 社債

当社及び連結子法人等の発行する社債は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値、又は取引金融機関から提示された価格、もしくは元金金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(8) 信託勘定債

信託勘定債は、信託勘定の余裕金、未運用元本を受け入れた実質的な短期の調達であり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先等に対する保証については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、当該価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)	
区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)(※2)	74,461
組外出資金(※3)	24,628
合 計	99,089

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。上記は、投資損失引当金控除前、国内外外合計の計数であります。

(※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について148百万円減損処理を行っております。

(※3) 組外出資金のうち、組外財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。上記は、国内外外合計の計数であります。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,518,924	1,551,883	32,959
	地方債	326,503	339,879	13,376
	社債	7,308	7,450	142
	小計	1,852,735	1,899,213	46,478
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	10,796	10,769	△27
	社債	390	370	△19
	小計	11,186	11,139	△46
	合計	1,863,922	1,910,353	46,431

2. その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	300,048	196,459	103,589
	債券	3,355,451	3,338,948	16,502
	国債	2,651,284	2,644,591	6,692
	地方債	131,534	126,221	5,312
	社債	572,632	568,135	4,497
	その他	119,742	117,937	1,805
	小計	3,775,242	3,653,345	121,897
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	116,681	153,106	△36,425
	債券	5,018,936	5,026,823	△7,886
	国債	4,627,071	4,633,808	△6,737
	地方債	26,769	26,846	△77
	社債	365,096	366,168	△1,071
	その他	247,537	261,106	△13,568
	小計	5,383,155	5,441,036	△57,880
	合計	9,158,398	9,094,381	64,016

(注) 非上場株式(中間連結貸借対照表計上額55,239百万円)及び組外出資金(同20,820百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,935百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先: 原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先: 時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先: 時価が取得原価に比べて下落

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	285円29銭
1株当たり中間純利益金額	52円32銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	36円51銭

信託財産残高表

平成23年9月30日現在

(金額単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	79,200	金 銭 信 託	7,226,366
有 価 証 券	0	年 金 信 託	3,589,942
信 託 受 益 権	23,696,655	財 産 形 成 給 付 信 託	1,031
受 託 有 価 証 券	2,764	投 資 信 託	12,617,204
金 銭 債 権	316,287	金銭信託以外の金銭の信託	284,344
有 形 固 定 資 産	589,201	有 価 証 券 の 信 託	137,054
無 形 固 定 資 産	3,347	金 銭 債 権 の 信 託	339,762
そ の 他 債 権	6,161	土地及びその定着物の信託	120,089
銀 行 勘 定 貸	342,796	土地及びその定着物の貸借権の信託	2,842
現 金 預 け 金	20,288	包 括 信 託	738,064
合 計	25,056,702	合 計	25,056,702

- (注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。
2. 信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額 23,696,655百万円が含まれております。
3. 共同信託他社管理財産 1,212,410百万円
4. 元本補てん契約のある信託の貸出金 79,200百万円のうち、破綻先債権額は 13百万円、延滞債権額は 14,974百万円、貸出条件緩和債権額は 3,542百万円であります。なお、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。
また、これらの債権額の合計額は 18,530百万円であります。

(付) 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）の内訳は、次のとおりであります。

(金額単位：百万円)			
金銭信託	資 産	金 額	負 債
貸 出 金	79,200	元 債 権 却 準 備 金	400,034
そ の 他	321,199	の 他	241
計	400,399	計	400,399

第 1 1 期 中 間 決 算 公 告

平成23年12月26日

東京都江東区木場一丁目5番65号
株式会社りそなホールディングス
代表執行役社長 増垣 誠司

中 間 貸 借 対 照 表

(平成23年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	100,894	流動負債	30,995
現金及び預金	1,306	1年内償還予定の社債	20,000
有価証券	74,600	リース債務	1
前払費用	6	未払金	9,389
繰延税金資産	70	未払費用	890
未収収益	7	未払法人税等	13
未収入金	9,560	未払消費税等	41
未収還付法人税等	15,341	賞与引当金	238
固定資産	1,208,589	その他	421
有形固定資産	15	固定負債	330,005
工具、器具及び備品	8	社債	60,000
リース資産	6	関係会社長期借入金	270,000
無形固定資産	28	リース債務	5
商標権	12	負債合計	361,001
ソフトウェア	15	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	1,208,545	株主資本	948,481
関係会社株式	1,122,362	資本金	340,472
関係会社長期貸付金	89,500	資本剰余金	340,472
その他	1	資本準備金	340,472
投資損失引当金	△ 3,319	利益剰余金	354,384
		その他利益剰余金	354,384
		繰越利益剰余金	354,384
		自己株式	△ 86,848
		純資産合計	948,481
資産合計	1,309,483	負債・純資産合計	1,309,483

中 間 損 益 計 算 書

(平成23年 4月 1日から
平成23年 9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	80,070
関係会社受取配当金	76,704
関係会社受入手数料	2,261
関係会社貸付金利息	1,103
営業費用	3,907
借入金利息	1,234
社債利息	426
社債発行費	114
販売費及び一般管理費	2,132
営業利益	76,162
営業外収益	70
有価証券利息	10
受取手数料	54
その他	5
営業外費用	11
経常利益	76,222
特別損失	142
投資損失引当金繰入額	142
税引前中間純利益	76,079
法人税、住民税及び事業税	△ 171
法人税等調整額	28
中間純利益	76,222

<重要な会計方針>

- 有価証券の評価基準及び評価方法
(1)満期保有目的の債券：移動平均法による原価原価法により行っております。
(2)子会社株式：移動平均法による原価法により行っております。
2. 固定資産の減価償却の方法
(1)有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。
工具、器具及び備品：2年～20年
(2)無形固定資産（リース資産を除く）
商標権：定額法を採用し、10年で償却しております。
ソフトウェア：自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
(3)リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
3. 引当金の計上基準
(1)投資損失引当金
投資損失引当金は、子会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
(2)賞与引当金
賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
4. 繰延資産の処理方法
社債発行費は支出時に一括費用処理しております。
5. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
6. 連結納税制度の適用
当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

<追加情報>

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

<中間貸借対照表の注記>

- 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 関係会社に対する短期金銭債権 85,463 百万円
関係会社に対する長期金銭債権 89,501 百万円
関係会社に対する短期金銭債務 10,035 百万円

- | | |
|----------------|-------------|
| 関係会社に対する長期金銭債務 | 270,000 百万円 |
|----------------|-------------|
3. 有形固定資産の減価償却累計額 41 百万円
4. 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸付金であります。

<中間損益計算書の注記>

1. 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高

営業収益	80,070 百万円
営業費用	1,307 百万円
営業取引以外の取引高	12 百万円

<税効果会計関係>

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式償却否認額	792,206 百万円
税務上の繰越欠損金	19,870 百万円
投資損失引当金否認額	1,348 百万円
その他	102 百万円

繰延税金資産小計 813,528 百万円

評価性引当額 △ 813,458 百万円

繰延税金資産の純額 70 百万円

<1株当たり情報>

1株当たり純資産額	40円 99銭
1株当たり中間純利益金額	31円 10銭

● 中間決算公告【株式会社りそな銀行】 ●

銀行法第20条に基づき、中間決算公告を下記ホームページアドレスに掲載しました。
http://www.resona-gr.co.jp/holdings/ir/koukoku/rb/index.html
なお、同法第21条の規定により、本中間決算公告を本誌に掲載しています。

第 10 期 中 間 決 算 公 告

平成23年12月26日

大阪市中央区備後町二丁目2番1号
株式会社りそな銀行
代表取締役社長 岩田 直樹

中間連結貸借対照表（平成23年9月30日現在）

		(単位:百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	2,154,643	預 金	20,232,270
コールローン及び買入手形	124,989	譲 渡 性 預 金	1,841,170
買 入 金 銭 債 権	49,856	コールマネー及び売渡手形	176,707
特 定 取 引 資 産	651,777	売 場 先 勘 定	1,999
有 価 証 券	6,107,738	特 定 取 引 負 債	310,968
貸 出 金	16,987,889	借 入 金	1,172,071
外 国 為 替	54,766	外 国 為 替	6,126
そ の 他 資 産	1,212,281	社 債 勘 定 借	474,672
有 形 固 定 資 産	219,008	信 託 勘 定 借	342,796
無 形 固 定 資 産	47,634	其 他 負 債	1,568,809
繰 延 税 金 資 産	108,285	買 入 引 当 金	6,132
支 払 承 諾 見 返	359,037	退 職 給 付 引 当 金	0
貸 倒 引 当 金	△ 251,831	そ の 他 の 引 当 金	23,900
		再評価に係る繰延税金負債	28,031
		支 払 承 諾	359,037
		負 債 の 部 合 計	26,544,725
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	279,928
		資 本 剰 余 金	429,378
		利 益 剰 余 金	395,955
		株 主 資 本 合 計	1,105,262
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	19,833
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	25,622
		土 地 再 評 価 差 額 金	39,287
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 4,223
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	80,520
		少 数 株 主 持 分	95,568
		純 資 産 の 部 合 計	1,281,351
資 産 の 部 合 計	27,826,076	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	27,826,076

中間連結損益計算書

平成23年 4月 1日から
平成23年 9月30日まで

		(単位:百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	313,440		
資 金 運 用 収 益	166,803		
(うち貸出金利)	(141,341)		
(うち有価証券利息配当)	(17,721)		
信 託 報 酬	12,253		
役 務 取 引 等 収 益	52,445		
特 定 取 引 収 益	17,147		
そ の 他 業 務 収 益	28,972		
そ の 他 経 常 収 益	35,816		
経 常 費 用	201,250		
資 金 調 達 費 用	21,914		
(うち預金利息)	(10,480)		
役 務 取 引 等 費 用	24,162		
特 定 取 引 費 用	339		
そ の 他 業 務 費 用	18,328		
當 業 務 経 費	112,063		
そ の 他 経 常 費 用	23,843		
経 常 利 益	112,189		
特 別 利 益	208		
特 別 損 失	1,591		
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	110,806		
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△ 1,010		
法 人 税 等 調 整 額	13,602		
法 人 税 等 合 計	12,592		
少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益	98,214		
少 数 株 主 利 益	1,831		
中 間 純 利 益	96,383		

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

- 連結の範囲に関する事項
 - 連結される子会社及び子法人等
5 社
主要な会社名
P.T.Bank Resona Perdanía
 - 非連結の子会社及び子法人等
主要な会社名
Asahi Services e Representações Ltda.
非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
- 持分法の適用に関する事項
 - 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等はありません。
 - 持分法適用の関連法人等
3 社
主要な会社名
りそな保証株式会社
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 - 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
主要な会社名
Asahi Services e Representações Ltda.
持分法非適用の関連法人等はありません。
 - 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
- 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項
 - 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。
6 月末日 4 社
9 月末日 1 社
 - 連結される子会社及び子法人等は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。
なお、中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

会計処理基準に関する事項

- 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準
金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。
また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間連結決算日前 1 ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
- 減価償却の方法
 - 有形固定資産（リース資産を除く）
当社の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 2年～50年
その他 2年～20年
連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
 - 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として 5 年）に基づく定額法により償却しております。
 - リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しています。

(6) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で信用額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てしております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は315,799百万円であります。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	発生年度に一括して損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

(9) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりです。

信託取引損失引当金	11,381百万円
-----------	-----------

当社が受託者として管理・運用している元本補填契約的な信託取引について、将来発生する可

能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

預金払戻損失引当金	9,108百万円
-----------	----------

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

信用保証協会負担引当金	2,100百万円
-------------	----------

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

当社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(11) リース取引の処理方法

当社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(i) 金利リスク・ヘッジ

当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にダルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ利益は45百万円（税効果額控除前）であります。

(ii) 為替変動リスク・ヘッジ

当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金融債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金融債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(iv) 連結社間取引等

デリバティブ取引のうち連結社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(13) 消費税等の会計処理

当社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(14) 連結納税制度の適用

当社は株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

当中間連結会計期間から、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号平成22年6月30日）を適用しております。

上記会計基準等の適用により、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定にあたり、期中に行われた優先株式の転換価格の修正を普通株式増加数の算定に反映する方法に変更しております。

追加情報

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び貸出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び貸出金を除く）

49,094百万円

2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債務貸借取引により受け入れている有価証券はありません。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は8,914百万円、延滞債権額は298,403百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のいからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4,695百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は98,497百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決を行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は410,510百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（両）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、120,029百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
現金預け金	1,787百万円
特定取引資産	1,999
有価証券	3,484,593
貸出金	37,530
その他資産	3,928
担保資産に対応する債務	
預金	98,950百万円
売現先勘定	1,999
借入金	1,157,190

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券802,358万円及びその他資産243,805百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は25,334百万円、敷金保証金は17,332百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,378,600百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,170,773百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時に必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布令第119号）第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格（平成10年1月1日基準日）に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 138,045百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円が含まれております。
13. 社債には、劣後特約付社債471,914百万円が含まれております。
14. 当社の受託する元本増えん契約のある信託の元金総額は、金銭信託400,034百万円であります。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は241,719百万円であります。
16. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号に規定する連結自己資本比率（国内基準）は13.14%であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権立受益 20,471百万円及び株式等売却益 2,593百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 3,969百万円、貸出金償却 11,856百万円及び株式等償却 1,601百万円を含んでおります。
3. 中間包括利益 71,786百万円

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書は、外部業者（ブローカー）から提示された価格の他、貸出金の時価の算定方法（6の参照）に準じた方法で算出した価格を時価としております。

(4) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格、短期社債は、額面を市場金利で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(5) 有価証券

株式は当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券（私債債を除く）は日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。私債債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積り来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（金融商品関係）

○金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	2,154,643	2,154,643	—
(2) コールローン及び買入手形	124,989	124,989	—
(3) 買入金銭債権（※1）	49,755	51,607	1,252
(4) 特定取引資産 売買目的有価証券	323,109	323,109	—
(5) 有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券	1,184,995 4,808,417	1,202,984 4,808,417	17,988 —
(6) 貸出金 貸倒引当金（※1）	16,987,889 △201,687		
	16,786,202	16,997,962	211,760
(7) 外国為替（※1）	54,766	54,766	—
資産計	25,496,879	25,717,880	231,000
(1) 預金	20,232,270	20,238,981	6,710
(2) 譲渡性預金	1,841,170	1,841,178	8
(3) コールマネー及び売渡手形	176,707	176,707	—
(4) 完現先勘定	1,999	1,999	—
(5) 借入金	1,172,071	1,172,105	34
(6) 外国為替	6,126	6,126	—
(7) 社債	474,672	483,604	8,931
(8) 信託勘定債	342,796	342,796	—
負債計	24,247,814	24,263,498	15,684
デリバティブ取引（※2） ヘッジ会計が適用されていないもの ヘッジ会計が適用されているもの	64,100 (15,184)	64,100 (15,197)	— △12
デリバティブ取引計	48,916	48,903	△12

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。なお、買入金銭債権及び外国為替に対する個別貸倒引当金は重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（※2）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び(4) 売現先勘定

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（1年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 社債

当社及び連結子法人等の発行する社債は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値、又は取引金融機関から提示された価格、もしくは元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(8) 信託勘定債

信託勘定債は、信託勘定の余裕金、未運用元本を受け入れた実質的な短期の調達であり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)	
区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)(※2)	92,985
組合出資金(※3)	21,340
合 計	114,325

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。上記は、国内外合計の計数であります。

(※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について55百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。上記は、国内外合計の計数であります。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種別	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,184,995	1,202,984	17,988

2. その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	203,183	126,899	76,283
	債券	246,952	244,314	2,637
	国債	—	—	—
	地方債	5,718	5,694	23
	社債	241,234	238,619	2,614
	その他	56,355	55,014	1,341
	小計	506,491	426,228	80,262
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	112,393	147,234	△34,840
	債券	4,073,302	4,080,122	△6,820
	国債	3,846,164	3,852,227	△6,062
	地方債	23,304	23,381	△76
	社債	203,833	204,514	△681
	その他	116,229	126,567	△10,337
	小計	4,301,926	4,353,924	△51,998
合計		4,808,417	4,780,153	28,264

(注) 非上場株式(中間連結貸借対照表計上額43,890百万円)及び組合出資金(同21,340百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復の見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,685百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて30%以上下落

要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	6円80銭
1株当たり中間純利益金額	1円3銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	69銭

第10期中間決算公告

平成23年12月26日

大阪市中央区備後町二丁目2番1号
株式会社りそな銀行
代表取締役社長 岩田 直樹

中間貸借対照表(平成23年9月30日現在)

(単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,146,289	預 け 金	20,189,808
コールローン	120,516	譲 渡 性 預 金	1,841,170
買入金銭債権	49,856	コー ル マ ネ	176,547
特定取引資産	651,777	売 現 先 勘 定	1,999
有 価 証 券	6,086,347	特 定 取 引 負 債	310,968
貸 出 金	16,934,698	借 用 金	1,170,152
外 国 為 替	52,983	外 国 為 替	6,288
そ の 他 資 産	1,209,795	社 債	551,571
有 形 固 定 資 産	218,921	信 託 勘 定 借	342,796
無 形 固 定 資 産	47,371	そ の 他 負 債	1,569,314
繰 延 税 金 資 産	107,927	未 払 法 人 税 等	1,310
支 払 承 諾 見 返	364,396	リ ー ス 債 務	38,333
貸 倒 引 当 金	△ 251,161	資 産 除 去 債 務	1,140
		そ の 他 の 負 債	1,528,531
		賞 与 引 当 金	6,132
		そ の 他 の 引 当 金	23,930
		再評価に係る繰延税金負債	28,031
		支 払 承 諾	364,396
		負債の部合計	26,583,110
		(純資産の部)	
		資 本	279,928
		資 本 剰 余 金	377,178
		資 本 準 備 金	279,928
		そ の 他 資 本 剰 余 金	97,250
		利 益 剰 余 金	414,366
		そ の 他 利 益 剰 余 金	414,366
		繰越利益剰余金	414,366
		株 主 資 本 合 計	1,071,473
		その他有価証券評価差額金	19,807
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	26,041
		土 地 再 評 価 差 額 金	39,287
		評 価 ・ 機 算 差 額 等 合 計	85,135
		純資産の部合計	1,156,609
資 産 の 部 合 計	27,739,720	負債及び純資産の部合計	27,739,720

中間損益計算書(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)

(単位：百万円)	
科 目	金 額
経 常 収 益	309,362
資 金 運 用 収 益	164,803
(うち貸出金利息)	(139,060)
(うち有価証券利息配当金)	(18,156)
信 託 報 酬	12,253
役 務 取 引 等 収 益	52,296
特 定 取 引 収 益	17,147
そ の 他 業 務 収 益	28,858
そ の 他 経 常 収 益	34,002
経 常 費 用	201,652
資 金 調 達 費 用	22,484
(うち預金利息)	(9,953)
役 務 取 引 等 費 用	24,085
特 定 取 引 費 用	339
そ の 他 業 務 費 用	18,673
営 業 経 費 費 用	112,155
そ の 他 経 常 費 用	23,913
経 常 利 益	107,709
特 別 利 益	208
特 別 損 失	1,591
税 引 前 中 間 純 利 益	106,326
法人税、住民税及び事業税	△ 1,394
法 人 税 等 調 整 額	13,602
法 人 税 等 合 計	12,207
中 間 純 利 益	94,119

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間決算日前 1 ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見額を期間により按し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から換出した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 315,799 百万円であります。

（2）賞与引当金

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

（3）退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去退職債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去退職債務	発生年度に一括して損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌年から損益処理

（4）その他の引当金

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりであります。

信託取引損失引当金	11,381 百万円
-----------	------------

当社が受托者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

おります。

（3）内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業績別監査委員会報告第 24 号及び同第 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ選定が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せず損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

11. 連結納税制度の適用

株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

当中間会計期間から、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第 2 号平成 22 年 6 月 30 日）、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 4 号平成 22 年 6 月 30 日）及び「1 株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 9 号平成 22 年 6 月 30 日）を適用しております。

上記会計基準等の適用により、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定にあたり、期中に行われた優先株式の転換価格の修正を普通株式増加数の算定に反映する方法に変更しております。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第 24 号平成 21 年 12 月 4 日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 24 号平成 21 年 12 月 4 日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号）に基づき、当中間会計期間の「償却債権成立立」は、「その他経常収益」に計上しております。

預金払戻損失引当金

9,108 百万円

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

信用保証協会負担金引当金

2,100 百万円

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。

7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

（1）金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業績別監査委員会報告第 24 号。以下「業績別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相対するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当中間期末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業績別監査委員会報告第 15 号）を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成 15 年度から最長 10 年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ利益は 45 百万円（税効果額控除前）であります。

（2）為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業績別監査委員会報告第 25 号。以下「業績別監査委員会報告第 25 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用して

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び貸出金総額

29,158 百万円

2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券はありません。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は18,914百万円、延滞債権額は296,012百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は返済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債理を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4,695百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は96,925百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は406,547百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除後の金額であります。

7. 手形割引は、裏種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、寄付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は119,751百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
特定取引資産	1,999 百万円
有価証券	3,484,593
貸出金	37,530
その他資産	3,928
担保資産に対応する債務	
預金	98,950 百万円
売戻先勘定	1,999
借入金	1,155,330

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券801,986百万円及びその他資産243,805百万円を差し入れています。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は5,334百万円、敷金保証金は17,326百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,366,858百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,151,741百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法に基づき、再評価を行った年月日(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、面地修正等、合理的な調整を行って算出しております。

1. 有形固定資産の減価償却累計額 137,620百万円
2. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金12,000百万円が含まれております。
3. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
4. 元本超過し契約のある信託の元本金額は、金融信託400,034百万円であります。
5. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は241,719百万円であります。
6. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は13.05%であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益 20,286百万円及び株式等売却益 2,593百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 4,272百万円、貸出金償却 11,610百万円及び株式等償却 1,601百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,184,995	1,202,984	17,988

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年9月30日現在）

時価のあるものではありません。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	6,451
関連法人等株式	22,707
合計	29,158

3. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	203,183	126,899	76,283
	債券	246,952	244,314	2,637
	国債	—	—	—
	地方債	5,718	5,694	23
	社債	241,234	238,619	2,614
	その他	56,355	55,014	1,341
	小計	506,491	426,228	80,262
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	112,393	147,234	△ 34,840
	債券	4,073,302	4,080,122	△ 6,820
	国債	3,846,164	3,852,227	△ 6,062
	地方債	23,304	23,281	△ 26
	社債	203,833	204,514	△ 681
	その他	114,819	125,157	△ 10,337
	小計	4,300,516	4,352,514	△ 51,998
合計		4,807,007	4,778,742	28,264

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額（百万円）
株式	43,476
その他	21,709
合計	65,185

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、1,685百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金繰入限度超過額及び貸出金償却否認額	175,002百万円
税務上の繰越欠損金	109,933
有価証券償却否認額	107,543
退職給付引当金	45,349
その他	68,449
繰延税金資産小計	506,277
評価性引当額	△356,142
繰延税金資産合計	150,134
繰延税金負債	
繰延ヘッジ利益	△17,814
退職給付信託設定益	△12,827
その他有価証券評価差額金	△8,456
その他	△3,109
繰延税金負債合計	△42,207
繰延税金資産の純額	107,927百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	6 円 49 銭
1株当たり中間純利益金額	1 円 0 銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	67 銭

信託財産残高表
平成23年9月30日現在

(金額単位：百万円)			
資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	79,200	金 銭 信 託	7,226,366
有 価 証 券	0	年 金 信 託	3,589,942
信 託 受 益 権	23,696,655	財 産 形 成 給 付 信 託	1,031
受 託 有 価 証 券	2,764	投 資 信 託	12,617,204
金 銭 債 権	316,287	金銭信託以外の金銭の信託	284,344
有 形 固 定 資 産	589,201	有 価 証 券 の 信 託	137,054
無 形 固 定 資 産	3,347	金 銭 債 権 の 信 託	339,762
そ の 他 債 権	6,161	土地及びその定着物の信託	120,089
銀 行 勘 定 貸	342,796	土地及びその定着物の賃貸権の信託	2,842
現 金 預 け 金	20,288	包 括 信 託	738,064
合 計	25,056,702	合 計	25,056,702

(注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。
2. 信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額 23,696,655百万円が含まれております。
3. 共同信託他社管理財産 1,212,410百万円
4. 元本補てん契約のある信託の貸出金 79,200百万円のうち、破綻先債権額は 13百万円、延滞債権額は 14,974百万円、貸出条件緩和債権額は 3,542百万円であります。なお、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。
また、これらの債権額の合計額は 18,530百万円であります。

(付) 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）の内訳は、次のとおりであります。

(金額単位：百万円)			
金銭信託	資 産	金 額	負 債
貸 出 金	79,200	元 本	400,034
そ の 他	321,199	債 権 償 却 準 備 金	241
		そ の 他	123
計	400,399	計	400,399

銀行法第20条に基づき、中間決算公告を下記ホームページアドレスに掲載しました。
http://www.resona-gr.co.jp/holdings/ir/koukoku/sr/pdf/201109_sr.pdf
 なお、同法第21条の規定により、本中間決算公告を本誌に掲載しています。

記載内容は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価（売却原価は移動平均法による算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期日付の満期日に基づいて移動平均法による買入原価法（定額法）、その他有価証券と同等のものとのうち株主については開示項目1「前月の移動平均法による買入原価法」にて算定されております。また、株主に付している当該年度末の市場価格等に基づく評価（売却）は移動平均法による買入原価法と異なると認められる場合には移動平均法による買入原価法に改定して表示しております。

3. グラフィック配当の評価基準及び評価方法
グラフィック配当の評価は、時価により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産
有形固定資産は、用途等に応じて定額法を、動産については定額法をそれぞれ採用し、年額減価償却費を積算期間により按し計算しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～20年
機 器 2年～20年

無形固定資産
無形固定資産は、定額法により算定しております。

なお、自社の利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準
①貸倒引当金
貸倒引当金は、予定している貸倒・引当基準により、次のとおり計上しております。

債権、特約債等、及び債権回収の事実が生じている債務（以下「債権」といふ。）に係る債権、及び返済の経緯が債権回収の事実が生じていないものの債権に係る債権回収に係る債務（以下「債務」といふ。）に係る債権について、以下の方法により計上しております。

債権回収の確率が高い、当該債権の分散化程度及び返済による回収可能性を勘案した債権割合を計上しております。

また、当該債権の返済の状況が良好、今後債権回収の可能性があると思われる債権及び今後返済の予定に基いて返済を希望する債権者に対する営業上の交渉により回収率が高いと認められるもの、債権の元金の回収及び返済の状況に受けるキャッシュ・フローの増減に大きく影響することとなる債権については、当該キャッシュ・フローを年初の営業利益に割った金額と債権回収率の差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー割増法）により算定して計上しております。

②貸倒損失
貸倒損失の発生については、通常の一定期間における貸倒実績率及び予想損失発生率等に基づいて算定しております。

すべての債権に、資産の自己査定を基準とし、営業実績等から実績した発生率を、当該債権に共通した貸倒実績率で概算し、その定額に債権額を乗じて、上計の引当金としております。

③繰上償却及び繰下償却
繰上償却及び繰下償却については、債権額から当該債権及び返済による回収が可視と認められる額を控除した残額を返済不能に転じたとして債権額から控除額を引く、その金額（24,184百万円）であります。

④買戻引当金
買戻引当金は、従業員が退職引金（セメント）給付の支払に用いるため、従業員に対する業績引金（セメント）給付の支給は5年以内、当年中間会計期に満期する権利を有するとして計上しております。

⑤退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務（年金債務）の見込額に基づき、当年中間会計期において発生している負債を計上しております。また、過去退職給付及び数値計上の差額の退職給付引当金としております。

⑥退職給付上の差異
退職給付上の差異は、従業員の退職給付の事業年度の平均給与と退職期間平均の一定の割合（10％）による定額法により算出した額とそれぞれ見込の事業年度末の差額を計上しております。

(6)その他の引当金
その他の引当金は、将来発生が認められ費用計上期間について合理的に見ても起こることがき金額を計上しております。

主な引当金のとおりです。

預金払戻引当金 5,313百万円
税引上計上した売上金について、将来の戻戻金に応じて発生する将来損失見込み、計上しております。
信用保証協会保証引当金 1,536百万円
信用保証協会の保証有価証券の償却期間における引当金計上、将来発生する費用を見込み、計上しております。

6. 外貨買入及び外貨売却の対価の取崩しの取崩し
外貨買入及び外貨売却、またその外貨買入の取崩しによる外貨買入を計上しております。

7. 子会社の取得方法
買得株式の取得は、株式取得の対価として、事業年度の平均20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の買得株式に準じて会社会計処理しております。

8. ヘッジ会計の方法
金融資産・負債の生じる金利リスクに対するヘッジ取引の方法は、「銀行に貸し入れ金融商品取引基準」に準じて算出した貸し入れの残高（1）（日本金融証券の貸し入れ）と、貸し入れの残高（2）と、貸し入れの残高（3）と、貸し入れの残高（4）と、貸し入れの残高（5）と、貸し入れの残高（6）と、貸し入れの残高（7）と、貸し入れの残高（8）と、貸し入れの残高（9）と、貸し入れの残高（10）と、貸し入れの残高（11）と、貸し入れの残高（12）と、貸し入れの残高（13）と、貸し入れの残高（14）と、貸し入れの残高（15）と、貸し入れの残高（16）と、貸し入れの残高（17）と、貸し入れの残高（18）と、貸し入れの残高（19）と、貸し入れの残高（20）と、貸し入れの残高（21）と、貸し入れの残高（22）と、貸し入れの残高（23）と、貸し入れの残高（24）と、貸し入れの残高（25）と、貸し入れの残高（26）と、貸し入れの残高（27）と、貸し入れの残高（28）と、貸し入れの残高（29）と、貸し入れの残高（30）と、貸し入れの残高（31）と、貸し入れの残高（32）と、貸し入れの残高（33）と、貸し入れの残高（34）と、貸し入れの残高（35）と、貸し入れの残高（36）と、貸し入れの残高（37）と、貸し入れの残高（38）と、貸し入れの残高（39）と、貸し入れの残高（40）と、貸し入れの残高（41）と、貸し入れの残高（42）と、貸し入れの残高（43）と、貸し入れの残高（44）と、貸し入れの残高（45）と、貸し入れの残高（46）と、貸し入れの残高（47）と、貸し入れの残高（48）と、貸し入れの残高（49）と、貸し入れの残高（50）と、貸し入れの残高（51）と、貸し入れの残高（52）と、貸し入れの残高（53）と、貸し入れの残高（54）と、貸し入れの残高（55）と、貸し入れの残高（56）と、貸し入れの残高（57）と、貸し入れの残高（58）と、貸し入れの残高（59）と、貸し入れの残高（60）と、貸し入れの残高（61）と、貸し入れの残高（62）と、貸し入れの残高（63）と、貸し入れの残高（64）と、貸し入れの残高（65）と、貸し入れの残高（66）と、貸し入れの残高（67）と、貸し入れの残高（68）と、貸し入れの残高（69）と、貸し入れの残高（70）と、貸し入れの残高（71）と、貸し入れの残高（72）と、貸し入れの残高（73）と、貸し入れの残高（74）と、貸し入れの残高（75）と、貸し入れの残高（76）と、貸し入れの残高（77）と、貸し入れの残高（78）と、貸し入れの残高（79）と、貸し入れの残高（80）と、貸し入れの残高（81）と、貸し入れの残高（82）と、貸し入れの残高（83）と、貸し入れの残高（84）と、貸し入れの残高（85）と、貸し入れの残高（86）と、貸し入れの残高（87）と、貸し入れの残高（88）と、貸し入れの残高（89）と、貸し入れの残高（90）と、貸し入れの残高（91）と、貸し入れの残高（92）と、貸し入れの残高（93）と、貸し入れの残高（94）と、貸し入れの残高（95）と、貸し入れの残高（96）と、貸し入れの残高（97）と、貸し入れの残高（98）と、貸し入れの残高（99）と、貸し入れの残高（100）と、貸し入れの残高（101）と、貸し入れの残高（102）と、貸し入れの残高（103）と、貸し入れの残高（104）と、貸し入れの残高（105）と、貸し入れの残高（106）と、貸し入れの残高（107）と、貸し入れの残高（108）と、貸し入れの残高（109）と、貸し入れの残高（110）と、貸し入れの残高（111）と、貸し入れの残高（112）と、貸し入れの残高（113）と、貸し入れの残高（114）と、貸し入れの残高（115）と、貸し入れの残高（116）と、貸し入れの残高（117）と、貸し入れの残高（118）と、貸し入れの残高（119）と、貸し入れの残高（120）と、貸し入れの残高（121）と、貸し入れの残高（122）と、貸し入れの残高（123）と、貸し入れの残高（124）と、貸し入れの残高（125）と、貸し入れの残高（126）と、貸し入れの残高（127）と、貸し入れの残高（128）と、貸し入れの残高（129）と、貸し入れの残高（130）と、貸し入れの残高（131）と、貸し入れの残高（132）と、貸し入れの残高（133）と、貸し入れの残高（134）と、貸し入れの残高（135）と、貸し入れの残高（136）と、貸し入れの残高（137）と、貸し入れの残高（138）と、貸し入れの残高（139）と、貸し入れの残高（140）と、貸し入れの残高（141）と、貸し入れの残高（142）と、貸し入れの残高（143）と、貸し入れの残高（144）と、貸し入れの残高（145）と、貸し入れの残高（146）と、貸し入れの残高（147）と、貸し入れの残高（148）と、貸し入れの残高（149）と、貸し入れの残高（150）と、貸し入れの残高（151）と、貸し入れの残高（152）と、貸し入れの残高（153）と、貸し入れの残高（154）と、貸し入れの残高（155）と、貸し入れの残高（156）と、貸し入れの残高（157）と、貸し入れの残高（158）と、貸し入れの残高（159）と、貸し入れの残高（160）と、貸し入れの残高（161）と、貸し入れの残高（162）と、貸し入れの残高（163）と、貸し入れの残高（164）と、貸し入れの残高（165）と、貸し入れの残高（166）と、貸し入れの残高（167）と、貸し入れの残高（168）と、貸し入れの残高（169）と、貸し入れの残高（170）と、貸し入れの残高（171）と、貸し入れの残高（172）と、貸し入れの残高（173）と、貸し入れの残高（174）と、貸し入れの残高（175）と、貸し入れの残高（176）と、貸し入れの残高（177）と、貸し入れの残高（178）と、貸し入れの残高（179）と、貸し入れの残高（180）と、貸し入れの残高（181）と、貸し入れの残高（182）と、貸し入れの残高（183）と、貸し入れの残高（184）と、貸し入れの残高（185）と、貸し入れの残高（186）と、貸し入れの残高（187）と、貸し入れの残高（188）と、貸し入れの残高（189）と、貸し入れの残高（190）と、貸し入れの残高（191）と、貸し入れの残高（192）と、貸し入れの残高（193）と、貸し入れの残高（194）と、貸し入れの残高（195）と、貸し入れの残高（196）と、貸し入れの残高（197）と、貸し入れの残高（198）と、貸し入れの残高（199）と、貸し入れの残高（200）と、貸し入れの残高（201）と、貸し入れの残高（202）と、貸し入れの残高（203）と、貸し入れの残高（204）と、貸し入れの残高（205）と、貸し入れの残高（206）と、貸し入れの残高（207）と、貸し入れの残高（208）と、貸し入れの残高（209）と、貸し入れの残高（210）と、貸し入れの残高（211）と、貸し入れの残高（212）と、貸し入れの残高（213）と、貸し入れの残高（214）と、貸し入れの残高（215）と、貸し入れの残高（2

注記事項

(中間貸付対照表関係)

- 貸出金のうち、繰上返済債権は1,904百万円、延滞繰上返済債権は92,165百万円であります。
なお、繰上返済債権は、元金又は利息の支払が遅延が継続していることその他の事由により元金又は利息の取立て又は返済の見込がないものとして未決済債権としてなかった貸出金(貸倒債権)のた部分を除く。以下「取戻債金」とし「貸出金」という。のうち、法人税法施行令第40条(第49条)第9号第4項第1項第9号から第11号までに掲げる事項(第2項第4号に掲げる事項)が定まっている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息を上し上貸出金を除く、繰上返済債権及び債務者の経営内容又は支払遅延等によることを目的として利息の支払を停止した貸出金(第4号)の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権は2,965百万円であります。
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元金又は利息の支払が、前貸支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、繰上返済債権及び延滞債権に該当しないものである。
- 貸出金のうち、貸倒未回収繰上返済債権は22,299百万円であります。
なお、貸倒未回収繰上返済とは、債務者の経営内容又は支払遅延をことを目的として、金利の減免、利息の支払停止、元金の返済停止、債権放棄その他の債権者に有利となる取組の取った後の貸出金で、繰上返済債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものである。
繰上返済債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権及び貸倒未回収繰上返済債権の合計額は121,176百万円であります。
なお、上記1.から4.に掲げる繰上返済債権は、貸倒引当金控除後の金額であります。
- 手形割引は、東京証券取引会貸付部第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(有)売却により当該引当金に56分まで準備を有しておりますが、その額面金額は28,926百万円であります。

6. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	3,387,175百万円
	貸付金	21,917百万円
	預金	53,893百万円
	借入金	58,549百万円

上記のほか、為替決済準備の取引引当金あるいは有価証券引当証金等の代用として、有価証券148,989百万円を差入しております。また、その他資産のうち有価証券引当引当金金は234百万円、敷金保証金は3,054百万円であります。

- 当社は貸倒引当引当金についてはモニタリング管理下に、顧客からの繰上返済の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度まで貸出を停止することを予定する契約であります。このうち原定期満期が1年以上又は任意の時期に無条件で返済可能なものが1,270,586百万円あります。

なお、これらの契約のうちには、融資貸付行けしに終了するものであったり、融資貸付行けし終了後もその必須、当社の将来のキャッシュ・フローに影響を及ぼすものがあります。これらに属するものには、金融時勢の変動、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が貸付し込みを受け入れた融資の引当は契約満期の満期前までとすることができる旨の条項が附けられています。

また、契約において定められている「有価証券の担保の確保」は、契約満期までの間に定められている社内手続に基づき顧客の状況等を把握し、必要に応じて貸付の停止し、有価証券上の担保等を確保しております。

- 有担保貸倒金の繰上返済債権は3,625百万円

6. 使用貸付は、他の融資より3ヶ月以上の繰上返済が要求された有担保貸付とみなされ、有担保貸付と扱われ、5,000百万円が含まれております。

- 社債は、全額有担保の貸付金であります。

11. 「有担保」とは、当社のうち、有担保の社債(金融商品取引法第2条第3項)による仕債に対する当社の担保債務額は21,326百万円であります。

- 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号(10)に規定する単体自己資本比率(国内含み)は13.07%であります。

(中間貸付計算書関係)

- 「その他繰上返済取立」は、借倒債権取立1,882百万円を含んでおります。
- 「その他繰上返済費用」は、貸倒引当金繰入金796百万円及び貸出金償却と、603百万円を含んでおります。
- 「特別損失」は、固定資産売却損45百万円を含んでおります。

（金融商品関係）

○ 金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非市場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）			
	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	299,363	299,363	—
(2) コールローン	124,343	124,343	—
(3) 買入金融債権	37,265	37,265	—
(4) 商品有価証券	—	—	—
(5) 売買目的有価証券	49,589	49,589	—
(5) 有価証券 定期保有目的の債券	527,061	548,037	20,955
その他の有価証券	3,430,955	3,498,995	—
(6) 貸出金	6,386,016	—	—
貸倒引当金（※1）	△45,239	—	—
	6,340,776	6,428,582	87,806
(7) 外国為替	7,418	7,418	—
資産計	10,950,334	10,950,096	108,762
(1) 現金	10,141,092	10,145,047	3,554
(2) 流動性預金	124,570	124,570	—
(3) コールローン	65,042	65,042	—
(4) 借入金	130,840	131,795	1,755
(5) 外国為替	296	296	—
(6) 仕立	95,500	96,308	808
負債計	10,556,961	10,563,680	6,179
デリバティブ取引（※2）	—	—	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	919	919	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,531)	(1,531)	—
デリバティブ取引計	(611)	(611)	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
（※2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の損益・損益は網欄で表示しており、合計で正味の損益となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

現金預け金

（1）現金預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（2）コールローン 約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（3）買入金融債権 貸付債権信託の受益権証書は、外部業者（ブローカー）から提示された価格を時価としております。

（4）商品有価証券 デイモンダブルのために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
（5）有価証券 株主が当中間会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券（私募債を除く）は日本証券業協会より公表される会社債権目録参考利率情報をもとに算出した価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。私募債は、原則として内部割付に基づくそれぞれの区分、保全会社ごとに、元金金の合計額を同様の新債発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的の金融商品に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。
（6）貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状況が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部割付、期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額と同様の新債発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見返待たしキャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見込額を算定しているため、時価は中間決算日における中間貸借対照表価額からの貸倒見込額を控除した金額に近似しており、当該帳簿価額を時価としております。
貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

（7）外国為替 外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・銀行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（貸入外国為替）であります。これらは、流動的な預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

借入金

（1）預金、及び（2）流動性預金

要求払預金については、中間決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び流動性預金の時価は、一定の期間ごとに区分した元金金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新債に資金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

（3）コールローン 約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（4）借入金 借入金は、一定の期間ごとに区分した元金金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（5）外国為替 外国為替は、他の銀行への未払金（売入外国為替）や顧客への未払金（未払外国為替）であり、約定期間が短期間（1年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（6）仕立 当社の発行する仕立の時価は、元金金の合計額と同様の仕立を發行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引後の現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価値によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報（貸借）(5)その他の有価証券）には含まれておりません。

（単位：百万円）	
区 分	中間貸借対照表計上額
① 非市場株式(※1)(※2)	4,745
② 組合出資金等(※3)	1,130
合 計	5,878

（※1）非市場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価表示の対象とはしていません。
（※2）当中間会計期間において、非市場株式について9百万円減損処理を行っております。
（※3）組合出資金のうち、組合財産が非市場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価表示の対象とはしていません。

（有価証券関係）

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金融債権」中の引当受益権が含まれております。

1. 流動保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	389,783	397,389	7,607
	地方債	326,503	339,879	13,376
	小計	516,285	537,268	20,983
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	10,796	10,799	△27
	小計	10,796	10,799	△27
合計		527,081	548,037	20,955

2. その他の有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	91,728	66,659	25,069
	債券	2,622,507	2,609,514	12,992
	国債	2,407,496	2,401,100	6,396
	地方債	122,453	117,109	5,362
	計債	92,569	91,224	1,344
	その他	25,134	24,831	302
	小計	2,739,399	2,703,405	38,994
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,265	2,922	△617
	債券	759,885	760,678	△788
	国債	748,281	748,917	△635
	地方債	11,606	11,758	△152
	その他	28,214	28,872	△658
合計		790,398	795,472	△5,163

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他の有価証券	
株 式	中間貸借対照表計上額（百万円）
そ の 他	4,745
合 計	1,130
	5,878

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他の有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売却目的有価証券を除く）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで下落する見込みがあると認められるものについては、当該時価をもった中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に依り、次のとおりとっております。

正常先：原因として時価が取得原価に比べて50%以上下落
要注意先、未破綻先：時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金引当限度超過額	25,385 百万円
株式等売却超過	11,142
退職給付超過	9,696
土地評価差額	3,974
その他	7,795
繰延税金資産小計	57,088
評価引当額	△21,227
繰延税金資産合計	36,788
繰延税金負債	
その他の有価証券評価差額金	△9,696
土地評価差額	△6,925
その他	△536
繰延税金負債合計	△16,559
繰延税金資産の純額	20,248 百万円

（1株当たり情報）	
1株当たりの純資産額	85,948 円 04 銭
1株当たり中間純利益金額	5,229 円 16 銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。	

【中間決算公告【株式会社近畿大阪銀行】】

銀行法第20条に基づき、中間決算公告を下記ホームページアドレスに掲載しました。
http://www.resona-gr.co.jp/holdings/ir/koukoku/ko/index.html
なお、同法第21条の規定により、本中間決算公告を本誌に掲載しています。

第 1 2 期 中 間 決 算 公 告

平成23年12月26日

大阪市中央区城見一丁目4番27号
株式会社近畿大阪銀行
代表取締役社長 池田 博之

中 間 連 結 貸 借 対 照 表 (平成23年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	302,294	預 金	3,294,049
買 入 金 銭 債 権	64,361	譲 渡 性 預 金	206,500
商 品 有 価 証 券	14	借 用 金	74,500
有 価 証 券	889,344	外 国 為 替	80
貸 出 金	2,456,636	そ の 他 負 債	37,935
外 国 為 替	3,855	賞 与 引 当 金	1,474
そ の 他 資 産	17,459	退 職 給 付 引 当 金	6,120
有 形 固 定 資 産	31,442	そ の 他 の 引 当 金	3,265
無 形 固 定 資 産	783	支 払 承 諾	16,728
繰 延 税 金 資 産	9,683	負 債 の 部 合 計	3,640,654
支 払 承 諾 見 返	16,728	(純 資 産 の 部)	
貸 倒 引 当 金	△ 30,913	資 本 金	38,971
		資 本 利 余 金	55,439
		利 益 剰 余 金	27,252
		株 主 資 本 合 計	121,663
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 626
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△ 626
		純 資 産 の 部 合 計	121,036
資 産 の 部 合 計	3,761,690	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,761,690

中 間 連 結 損 益 計 算 書 (平成23年4月1日から
平成23年9月30日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		35,617
資 金 運 用 収 益	25,312	
(うち 貸 出 金 利 息)	(22,458)	
(うち有価証券利息配当金)	(2,567)	
役 務 取 引 等 収 益	7,437	
そ の 他 業 務 収 益	951	
そ の 他 経 常 収 益	1,914	
経 常 費 用		31,624
資 金 調 達 費 用	2,581	
(うち 預 金 利 息)	(1,899)	
役 務 取 引 等 費 用	2,413	
そ の 他 業 務 費 用	370	
営 業 経 費	21,322	
そ の 他 経 常 費 用	4,935	
経 常 利 益		3,992
特 別 損 失		125
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益		3,867
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△ 7,205	
法 人 税 等 調 整 額	2,423	
法 人 税 等 合 計		△ 4,781
少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益		8,649
少 数 株 主 利 益		—
中 間 純 利 益		8,649

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

- 連結の範囲に関する事項
 - 連結される子会社及び子法人等 1 社
会社名
近畿大阪信用保証株式会社
 - 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- 持分法の適用に関する事項
 - 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
 - 持分法適用の関連法人等
該当ありません。
 - 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
 - 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。
- 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。
9 月 末 日 1 社

会計処理基準に関する事項

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定期法)、その他の有価証券で時価のあるもののうち株式については中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 減価償却の方法
 - 有形固定資産(リース資産を除く)
当社の有形固定資産は、定率法(ただし、平成 10 年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定期法を採用し、年間減価償却費見額を期間により配分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 6 年～50 年
その他 2 年～20 年
連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
 - 無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産は、定期法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結される子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - リース資産
所有権移転外ファイナンスリース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定期法により計上しております。
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金の計上基準
当社の貸倒引当金は、予め定めている貸倒引当基準に照り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。))に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。))に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現行は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び貸出条件緩和と債権等を有する債務者で信用額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和と実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見込法)により引き当てております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を回収不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 31,810百万円であります。
- 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。
過去勤務債務 その発生年度一括して損益処理
数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10 年)による定期額により按分した額を、それぞれ発生時の連結会計年度から損益処理

(8) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積ることができる金額を計上しております。
主な内容は次のとおりであります。

預金払戻損失引当金 1,535 百万円

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に発生する損失を見積り、計上しております。

信用保証協会負担金引当金 1,596 百万円

信用保証協会の責任共有制度導入に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積り、計上しております。

(9) 外貨建資産・負債の換算基準

当社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付けております。

(10) リース取引の処理方法

当社及び連結される子会社の所有権移転外ファイナンスリース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(11) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(12) 消費税等の会計処理

当社及び連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(13) 連結納税制度の適用

当社及び連結される子会社は、株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

追加情報

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成12年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成12年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第4号)に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立金」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 2,091 百万円、延滞債権額は 67,102 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒債権を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和60年政令第67号)第96条第1項第3号のいからみでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権は、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

なお、3ヵ月以上延滞債権は、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 47,093 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利なる取扱いを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 117,881 百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業務監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた産業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 36,518 百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	47,267 百万円
貸出金	100,000 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	9,523 百万円
借入金	9,500 百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金 4,000 百万円、有価証券 49,630 百万円及びその他資産 24 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち敷金保証金は 1,199 百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資実行残高は、435,648 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 433,937 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資実行残高そのものが必ずしも当社及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他の事由が等ることは、当社及び連結される子会社から実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約満期後の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を行うしております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 20,655 百万円

9. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付けられた劣後特約借入金 65,000 百万円が含まれております。

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私惠(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は 7,698 百万円であります。

11. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準)は 14.34%であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、償却債権取立金 852 百万円を含んでおります。

2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 898 百万円及び貸出金償却 2,661 万円を含んでおります

3. 特別損失には、減損損失 81 百万円を含んでおります。

4. 中間包括利益 12,055 百万円

(金融商品関係)

○ 金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非市場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。

(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	302,294	302,294	—
(2) 買入金銭債権	64,361	64,361	—
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	14	14	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	151,844	159,331	7,486
その他有価証券	735,264	735,264	—
(5) 貸出金	2,456,636		
貸倒引当金(※1)	△30,202		
	2,426,434	2,444,488	18,054
(6) 外国為替			
資産計	3,855	3,855	—
負債計	3,684,069	3,709,590	25,521
(1) 預金	3,294,049	3,294,717	668
(2) 満償性預金	206,500	206,500	—
(3) 借入金	74,500	76,674	2,174
(4) 外国為替	80	80	—
負債計	3,575,129	3,577,972	2,842
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されているもの	39	39	—
デリバティブ取引計	39	39	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、満償性預け金は、将来のキャッシュ・フローを割引いて算定した現在価値を時価としております。

(2) 買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証券等については、外部業者(ブローカー)から提示された価格や市場価格に基づく価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

トレーディング目的で保有している債券は、市場価格に基づく価額を時価としております。

(4) 有価証券

株式で中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額、債券(私募債を除く)は市場価格や外部業者から提示された価格に基づく価額を時価としております。投資信託は、公表されている基準価格や外部業者から提示された価格に基づく価額を時価としております。私募債は、原則として内部価格に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を発行体の信用力を反映した利率で割引いて時価を算定しております。

なお、保有目的の他の有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付に基づく区分、残存期間ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しております。また、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見込額を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見込額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出に係る担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預金)、輸出手形(買入外国為替)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間(1年以内)であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 満償性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び満償性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金は、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 外国為替

外国為替は、外国送金に伴う他の銀行への未払金(売渡外国為替)、及びお客さまへの未払金(未払外国為替)であります。これらは約定期間が短期間(1年以内)の取引であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は為替先物予約であり、割引現在価値等により算定した価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報(「資産」及び「有価証券」)には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非市場株式(※1)	1,910
② 組合出資金(※2)	324
合 計	2,235

(※1) 非市場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金については、組合対非市場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のうち、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」中の信用付収益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	144,146	151,510	7,363
	社債	7,308	7,450	142
	小計	151,454	158,960	7,506
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	390	370	△19
	合計	151,844	159,331	7,486

2. その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	4,622	2,610	2,012
	債券	485,991	485,119	872
	国債	243,797	243,491	306
	地方債	3,364	3,337	27
	社債	238,829	238,290	538
	その他	38,253	38,091	161
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	小計	528,867	525,821	3,046
	株式	1,958	2,782	△823
	債券	185,736	186,015	△278
	国債	32,624	32,693	△69
	地方債	3,464	3,465	△1
	社債	149,648	149,586	△62
合計	その他	103,063	105,634	△2,570
	小計	290,759	294,432	△3,673
合計		819,626	820,253	△626

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位:百万円)	
	中間連結貸借対照表計上額
株式	1,909
その他	325
合計	2,235

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間における減損処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、33百万円(うち、株式1百万円、その他52百万円)であります。

また時価が著しく下落した」と判断するための基準は、債券・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりであります。

正常先:原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先:時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先:時価が取得原価に比べて下落

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	45円30銭
1株当たり中間純利益金額	6円42銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	4円73銭

第12期中間決算公告

平成23年12月26日

大阪市中央区城見一丁目4番27号
株式会社近畿大阪銀行
代表取締役社長 池田 博之

中間貸借対照表(平成23年9月30日現在)

科 目		金 額	
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	302,277	預 渡 性 預 金	3,313,388
買入金銭債権	64,361	譲渡性預金	206,500
商品有価証券	14	借 用 金	74,500
有 価 証 券	891,561	外 国 為 替	80
貸 出 金	2,454,361	そ の 他 負 債	28,837
外 国 為 替	3,855	未 払 法 人 税 等	185
そ の 他 資 産	17,347	リ ー ス 債 務	545
有 形 固 定 資 産	31,419	資 産 除 去 債 務	147
無 形 固 定 資 産	716	そ の 他 の 負 債	27,959
繰 延 税 金 資 産	9,146	賞 与 引 当 金	1,458
支 払 承 諾 見 返	14,794	退 職 給 付 引 当 金	6,099
貸 倒 引 当 金	△ 25,736	そ の 他 の 引 当 金	3,265
		支 払 承 諾	14,794
		負 債 の 部 合 計	3,648,923
		(純資産の部)	
		資 本 金	38,971
		資 本 利 余 金	55,439
		資 本 準 備 金	38,971
		そ の 他 資 本 利 余 金	16,467
		利 益 剰 余 金	21,412
		そ の 他 利 益 剰 余 金	21,412
		繰 越 利 益 剰 余 金	21,412
		株 主 資 本 合 計	115,823
		その他有価証券評価差額金	△ 626
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 626
		純 資 産 の 部 合 計	115,196
資 産 の 部 合 計	3,764,120	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,764,120

中間損益計算書〔平成23年4月1日から
平成23年9月30日まで〕

科 目		金 額	
経 常 収 益			35,024
資 金 運 用 収 益	25,303		
(うち貸出金利息)	(22,449)		
(うち有価証券利息配当金)	(2,567)		
役 務 取 引 等 収 益	6,853		
そ の 他 業 務 収 益	951		
そ の 他 経 常 収 益	1,914		
経 常 費 用			31,708
資 金 調 達 費 用	2,584		
(うち預金利息)	(1,901)		
役 務 取 引 等 費 用	3,479		
そ の 他 業 務 費 用	370		
営 業 経 費	21,070		
そ の 他 経 常 費 用	4,203		
経 常 利 益			3,315
特 別 損 失			125
税 引 前 中 間 純 利 益			3,190
法人税、住民税及び事業税	△ 7,468		
法 人 税 等 調 整 額	2,415		
法 人 税 等 合 計			△ 5,053
中 間 純 利 益			8,244

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償還原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については中間決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基く時価法(売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づき時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産(リース資産を除く)
有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費月額を期間により按分計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 6年～50年
その他 2年～20年
(2) 無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
(3) リース資産
所有権移転外ファイナンスリース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている貸倒引当基準に則し、次のとおり計上しております。
概率、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接破綻後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び貸出条件緩和と債権等を有する債務者で信用額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に際しキャッシュフローを合理的に見積もることができず債権については、当該キャッシュフローを貸出条件緩和と実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュフロー見積法)により引当しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業管理部が資産査定を実施し、当該部署から設立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を立上不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 28,798百万円であります。
- (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給付の支払に備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給付の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。
- | | 過去勤務債務 | その発生年度に一括して損益処理 |
|----------|--------|---|
| 数理計算上の差異 | | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌期から損益処理 |

- (4) その他の引当金
その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。
主な内容は次のとおりであります。
- | 預金払戻引当金 | 1,535百万円 | |
|---|----------|--|
| 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、計上しております。 | | |
| 信用保証協会負担引当金 | 1,596百万円 | |
| 信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積り、計上しております。 | | |
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンスリース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
9. 連結納税制度の適用
株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

- (中間貸借対照表関係)
1. 関係会社の株式総額 2,216 百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,858百万円、延滞債権額は 65,009百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元金又は利息の支払が遅延が相当期間継続していることその他の事由により元金又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上した貸出金(貸倒債権)を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人法施行令(昭和40年政令第7号)第6条第1項第3号の4から5までに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 1,294百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和と債権額は 28,404百万円であります。
なお、貸出条件緩和と債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和と債権の合計額は 96,717百万円であります。
なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業績影響調査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 2,365,518 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | 担保に供している資産 | |
|-------------|------------|
| 有価証券 | 47,367百万円 |
| 貸出金 | 100,000百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 9,523百万円 |
| 借入金 | 9,500百万円 |
- 上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは1ヵ月物取引証拠金等の代用として、現金預け金 4,000百万円、有価証券 49,630百万円及びその他資産 24百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち敷金保証金は 1,176 百万円であります。
8. 当直貸倒契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付れることを約する契約であります。これらの契約に係る融資実行残高は 435,648 百万円であります。このうち原契約期間1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 433,937 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行された後に終了するものであるため、融資実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融環境の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるとは、必要が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約限度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約済において必要に応じて不動態・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の営業等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 20,591 百万円
10. 借入金には、他の債務より債務の履行が優先位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 65,000 百万円が含まれております。
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私取(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は 7,698 百万円であります。
12. 銀行法施行規則第19条の2 第1項第3号(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は 13.62%であります。

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、償却債権取立益 852百万円を含んでおります。
2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 192百万円及び貸倒金償却 2,661百万円を含んでおります。
3. 特別損失には、減損損失 81 百万円を含んでおります。

(有価証券関係)
中間貸借対照表の有価証券のなか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を 超えるもの	国債	144,146	151,510	7,363
	社債	7,208	7,450	142
	小計	151,454	158,960	7,506
時価が中間貸借対照表計上額 を超えないもの	社債	390	370	△19
	合計	151,844	159,331	7,486

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成23年9月30日現在)

時価のあるものはありません。
なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	2,216

3. その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	4,622	2,610	2,012
	債券	485,991	485,119	872
	国債	243,797	243,491	306
	地方債	3,364	3,337	27
	社債	238,829	238,290	538
	その他	38,253	38,091	161
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	小計	528,867	525,821	3,046
	株式	1,958	2,782	△823
	債券	185,736	186,015	△278
	国債	32,624	32,663	△39
	地方債	3,464	3,465	△1
	社債	149,648	149,886	△238
合計	その他	103,063	105,634	△2,570
	小計	290,759	294,432	△3,673
合計		819,626	820,253	△626

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,309
その他	325
合計	2,235

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、53百万円(うち、株式 1百万円、その他 52百万円)であります。

また時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとなっております。

正常先-原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先-時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先-時価が取得原価に比べて下落

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳額は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	30,783	百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	17,863	
有価証券償却否認額	6,230	
その他有価証券評価差額金	254	
退職給付引当金	2,478	
その他	7,535	
繰延税金資産小計	65,146	
評価性引当額	△55,887	
繰延税金資産合計	9,259	
繰延税金負債		
未配当金	△29	
その他	△84	
繰延税金負債合計	△113	
繰延税金資産の純額	9,146	百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	40円97銭
1株当たりの中間純利益金額	6円11銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	4円51銭

● 銀行法施行規則等による開示項目

銀行法施行規則第19条の2（単体ベース）

銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項
- (1) 氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称).....
- (2) 各株主の持株数.....
- (3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合.....

銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

- 2.直近の中間事業年度における事業の概況.....
- 3.直近の3中間事業年度及び2事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項
- (1) 経常収益.....
- (2) 経常利益又は経常損失.....
- (3) 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失.....
- (4) 資本金及び発行済株式の総数.....
- (5) 純資産額.....
- (6) 総資産額.....
- (7) 預金残高.....
- (8) 貸出金残高.....
- (9) 有価証券残高.....
- (10) 単体自己資本比率（法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率）.....
- (11) 従業員数.....
- (12) 信託報酬.....
- (13) 信託勘定貸出金残高.....
- (14) 信託勘定有価証券残高.....
- (15) 信託財産額.....
- 4.直近の2中間事業年度における業務粗利益及び業務粗利益率.....
- 5.直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの次に掲げる事項
- (1) 資金運用収支.....
- (2) 役務取引等収支.....
- (3) 特定取引収支.....
- (4) その他業務収支.....
- 6.直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の次に掲げる事項
- (1) 平均残高.....
- (2) 利息.....
- (3) 利回り.....
- (4) 資金利ざや.....
- 7.直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減.....
- 8.直近の2中間事業年度における次に掲げる事項
- (1) 総資産経常利益率及び資本経常利益率.....
- (2) 総資産中間純利益率及び資本中間純利益率.....
- 9.直近の2中間事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金・定期性預金・譲渡性預金その他の預金の平均残高.....
- 10.直近の2中間事業年度における固定金利定期預金・変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高.....
- 11.直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高.....
- 12.直近の2中間事業年度における固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高.....

りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
119	184	238
119	184	238
119	184	238
90	158	215
89	157	214
89	157	214
89	157	214
89	157	214
89	157	214
89	157	214
89	157	214
89	157	214
89	157	214
89	157	214
89	157	214
89	157	214
89	—	—
89	—	—
89	—	—
89	—	—
100	170	224
101	171	225
103	173	227
103	—	—
103	173	227
101	171	225
101	171	225
101	171	225
103	173	227
102	172	226
89	157	214
89	157	214
104	174	228
104	174	228
105	175	229
105	175	229

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
13.直近の2中間事業年度における担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び支払承諾見返額.....	106	176	230
14.直近の2中間事業年度における使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高.....	106	176	230
15.直近の2中間事業年度における業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合.....	106	176	230
16.直近の2中間事業年度における中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合.....	106	176	230
17.直近の2中間事業年度における特定海外債権（特定海外債権引当金勘定の引当対象となる貸出金をいう。）残高の5%以上を占める国別の残高.....	106	176	230
18.直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値.....	104	175	229
19.直近の2中間事業年度における商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高（銀行が特定取引勘定を設けている場合を除く。）.....	—	180	233
20.直近の2中間事業年度における有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の残存期間別の残高.....	109	180	233
21.直近の2中間事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の平均残高.....	109	180	233
22.直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値.....	104	175	229
23.直近の2中間事業年度における金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第8号の7の信託財産残高表（注記事項を含む。）.....	110	—	—
24.直近の2中間事業年度における金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の受託残高.....	111	—	—
25.直近の2中間事業年度における元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の種類別の受託残高.....	111	—	—
26.直近の2中間事業年度における信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高.....	111	—	—
27.直近の2中間事業年度における金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高.....	111	—	—
28.直近の2中間事業年度における金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の残高.....	111	—	—
29.直近の2中間事業年度における金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高.....	112	—	—
30.直近の2中間事業年度における担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高.....	112	—	—
31.直近の2中間事業年度における使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高.....	112	—	—
32.直近の2中間事業年度における業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合.....	112	—	—
33.直近の2中間事業年度における中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合.....	112	—	—
34.直近の2中間事業年度における金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分をいう。）の残高.....	112	—	—
銀行の直近の2中間事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項			
35.中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書.....	91～95	159～164	216～219
36.貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額			
（1）破綻先債権に該当する貸出金.....	107	177	231
（2）延滞債権に該当する貸出金.....	107	177	231

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
(3) 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	107	177	231
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	107	177	231
37.元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	111	—	—
38.自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	136～154	183～197	251～264
39.有価証券に関する次に掲げる事項			
（1）取得価額又は契約価額	96,97	165,166	221,222
（2）時価	96,97	165,166	221,222
（3）評価損益	96,97	165,166	221,222
40.金銭の信託に関する次に掲げる事項			
（1）取得価額又は契約価額	97	166	222
（2）時価	97	166	222
（3）評価損益	97	166	222
41.第13条の3第1項第5号に掲げる取引に関する次に掲げる事項			
（1）取得価額又は契約価額	98,99	167,168	223
（2）時価	98,99	167,168	223
（3）評価損益	98,99	167,168	223
42.貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	107	177	231
43.貸出金償却の額	107	177	231
44.中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	91	159	—
45.単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	—	—	—
中間事業年度の末日において、当該銀行が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	—	—	—

銀行法施行規則第19条の3（連結ベース）

銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

- 1.直近の中間事業年度における事業の概況
- 2.直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項
 - （1）経常収益
 - （2）経常利益又は経常損失
 - （3）中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失
 - （4）包括利益
 - （5）純資産額
 - （6）総資産額
 - （7）連結自己資本比率

銀行及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

- 3.中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書
- 4.貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - （1）破綻先債権に該当する貸出金
 - （2）延滞債権に該当する貸出金
 - （3）3カ月以上延滞債権に該当する貸出金
 - （4）貸出条件緩和債権に該当する貸出金
- 5.自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項
- 6.銀行及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの
- 7.銀行が中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨
- 8.連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨

中間事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

りそな銀行 近畿大阪銀行

72	201
71	201
71	201
71	201
71	201
71	201
71	201
71	201
73～81	202～206
88	213
88	213
88	213
88	213
115～135	235～250
86～87	211～212
73	—
—	—
—	—

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第6条

- 1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権
- 2.危険債権
- 3.要管理債権
- 4.正常債権

りそな銀行 埼玉りそな銀行 近畿大阪銀行

88,107	177	213,231
88,107	177	213,231
88,107	177	213,231
88,107	177	213,231

銀行法施行規則第34条の26

りそな
ホールディングス

銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1.資本金及び発行済株式の総数	44,47
2.持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
（1）氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）.....	48
（2）各株主の持株数.....	48
（3）発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	48

銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

3.直近の中間事業年度における事業の概況	13
4.直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
（1）経常収益.....	11
（2）経常利益又は経常損失	11
（3）中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失	11
（4）包括利益.....	11
（5）純資産額.....	11
（6）総資産額.....	11
（7）連結自己資本比率	11

銀行持株会社及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

5.中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書	14～22
6.貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
（1）破綻先債権に該当する貸出金.....	32
（2）延滞債権に該当する貸出金.....	32
（3）3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	32
（4）貸出条件緩和債権に該当する貸出金	32
7.自己資本の充実について金融庁長官が別に定める事項.....	43～68
8.銀行持株会社及びその子法人等（令第4条の2第2項に規定する子法人等をいう。）が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この項目において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）.....	27～28
9.銀行持株会社が中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	14
10.連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	—

中間事業年度の末日において、当該銀行持株会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

金融庁告示第15号に基づく開示事項（バーゼルⅡ）

【銀行法施行規則第34条の26第1項第4号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日付金融庁告示第15号）】

りそな
ホールディングス

定量的な開示事項

1. 連結自己資本比率告示第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	43
2. 自己資本の構成に関する次に掲げる事項	
（1）連結における基本的項目の額及び次に掲げる項目の額	44
① 資本金及び資本剰余金	44
② 利益剰余金	44
③ 連結子法人等の少数株主持分の合計額	44
④ 連結自己資本比率告示第17条第2項に規定するステップ・アップ金利等を上乘せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び連結における基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合	44
⑤ 基本的項目の額のうち①から④までに該当しないもの	44
⑥ 連結自己資本比率告示第17条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額	44
⑦ 連結自己資本比率告示第17条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額	44
⑧ 連結自己資本比率告示第17条第6項の規定により基本的項目から控除した額	44
（2）連結自己資本比率告示第18条に定める補完的項目の額及び連結自己資本比率告示第19条に定める準補完的項目の額の合計額	44
（3）連結自己資本比率告示第20条に定める控除項目の額	44
（4）連結における自己資本の額	44
3. 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	
（1）信用リスクに対する所要自己資本の額（（2）及び（3）の額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額 ...	46
① 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	46
② 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）	
（i）事業法人向けエクスポージャー	46
（ii）ソブリン向けエクスポージャー	46
（iii）金融機関等向けエクスポージャー	46
（iv）居住用不動産向けエクスポージャー	46
（v）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	46
（vi）その他リテール向けエクスポージャー	46
③ 証券化エクスポージャー	46
（2）内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額 ...	46
① マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	46
（i）簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	46
（ii）内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	46
② PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	46
（3）信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	46
（4）マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる方式ごとの額	46
① 標準的方式	—
② 内部モデル方式	—
（5）オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる手法ごとの額	
① 粗利益配分手法	46
（6）連結自己資本比率及び連結基本的項目比率	44
（7）連結総所要自己資本額	44
4. 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項	
（1）信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	49,50

りそな
ホールディングス

(2) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	
①地域別.....	49,50
②業種別又は取引相手の別.....	49,50
③残存期間別.....	49,50
(3) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳.....	
①地域別.....	49,50
②業種別又は取引相手の別.....	49,50
(4) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）.....	
①地域別.....	51
②業種別又は取引相手の別.....	51
(5) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額.....	52
(6) 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに連結自己資本比率告示第20条第1項第3号及び第6号（連結自己資本比率告示第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額.....	
(7) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、連結自己資本比率告示第131条第3項及び第5項並びに第144条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高.....	
(8) 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）	
①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値.....	54
②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高.....	54
③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項	
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値.....	55
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析.....	—
(9) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析.....	
(10) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比.....	
5.信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項	
(1) 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）.....	

60

	りそな ホールディングス
①適格金融資産担保	60
②適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る。）	60
（2）標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用された エクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォ リオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエク スポージャーごとに開示することを要する。）	60
6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項	
（1）与信相当額の算出に用いる方式	61
（2）グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額	61
（3）担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相 当額を含む。）	61
（4）（2）に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から（3）に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャ ー方式を用いる場合に限る。）	61
（5）担保の種類別の額	61
（6）担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	61
（7）与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、ブ ロケーションの購入又は提供の別に区分した額	61
（8）信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	61
7. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
（1）持株会社グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原 資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産につい ては、当期の証券化取引に係るものに限る。）	64,66
②原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャ ーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポ ージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）	64,66
③保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	63,65
④保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	63,65
⑤証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	63,65
⑥連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種 別の内訳	63,65
⑦早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）	
（i）早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	64,66
（ii）持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済 みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	64,66
（iii）持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済 みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	64,66
⑧当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種 別の内訳を含む。）	64,66
⑨証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	64,66
⑩連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	63,65
（2）持株会社グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	67
②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	67
③連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種 別の内訳	67
④連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	67
8. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
（1）連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額	68
①上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下「上場株式等エクスポージャー」という。）	68

	りそな ホールディングス
②上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	68
(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	68
(3) 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	68
(4) 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	68
(5) 連結自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額	68
9. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	68
10. 銀行勘定における金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	68

【銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日付金融庁告示第15号）（単体ベース）】

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
定量的な開示事項			
1.自己資本の構成に関する次に掲げる事項			
（１）基本的項目の額及び次に掲げる事項の額	136	183	251
①資本金及び資本剰余金	136	183	251
②利益剰余金	136	183	251
③自己資本比率告示第40条第2項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合	136	183	251
④基本的項目の額のうち①から③までに該当しないもの	136	183	251
⑤自己資本比率告示第40条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額	136	183	251
⑥自己資本比率告示第40条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額	136	183	251
⑦自己資本比率告示第40条第7項の規定により基本的項目から控除した額	136	—	—
（２）自己資本比率告示第41条に定める補完的項目の額及び自己資本比率告示第42条に定める準補完的項目の額の合計額	136	183	251
（３）自己資本比率告示第43条に定める控除項目の額	136	183	251
（４）自己資本の額	136	183	251
2.自己資本の充実度に関する次に掲げる事項			
（１）信用リスクに対する所要自己資本の額（（２）及び（３）の額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	138	184	252
①標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	138	184	252
②内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）			
（i）事業法人向けエクスポージャー	138	184	252
（ii）ソブリン向けエクスポージャー	138	184	252
（iii）金融機関等向けエクスポージャー	138	184	252
（iv）居住用不動産向けエクスポージャー	138	184	252
（v）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	138	184	252
（vi）その他リテール向けエクスポージャー	138	184	252
③証券化エクスポージャー	138	184	252
（２）内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	138	184	252
①マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	138	184	252
（i）簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	138	184	252
（ii）内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	138	184	252
②PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	138	184	252
（３）信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	138	184	252
（４）マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額	138	184	252
①標準的方式	—	—	—
②内部モデル方式	—	—	—
（５）オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額	138	184	252
①粗利益配分手法	138	184	252

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
(6) 単体自己資本比率及び単体基本的項目比率	136	183	251
(7) 単体総所要自己資本額	136	183	251
3.信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項			
(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	139,140	185,186	253,254
(2) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳			
①地域別	139,140	185,186	253,254
②業種別又は取引相手の別	139,140	185,186	253,254
③残存期間別	139,140	185,186	253,254
(3) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳			
①地域別	139,140	185,186	253,254
②業種別又は取引相手の別	139,140	185,186	253,254
(4) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）	141	187	255
①地域別	141	187	255
②業種別又は取引相手の別	141	187	255
(5) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	142	187	256
(6) 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第43条第1項第2号及び第5号（自己資本比率告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額	142	188	256
(7) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	143	188	257
(8) 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）			
①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値	144	189	258
②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高	144	189	258
③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項			
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値	145	190	259
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析	—	—	—

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
(9) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	146	191	260
(10) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比	146	191	260
4.信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項			
(1) 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方向調整を行っている場合は、当該上方向調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	147	192	261
①適格金融資産担保	147	192	261
②適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る。）	147	192	261
(2) 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	147	192	261
5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項			
(1) 与信相当額の算出に用いる方式	148	193	262
(2) グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額	148	193	262
(3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）	148	193	262
(4) (2) に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から (3) に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）	148	193	262
(5) 担保の種類別の額	148	193	262
(6) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	148	193	262
(7) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	148	193	262
(8) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	148	193	262
6.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項			
(1) 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項			
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）	150,152	195	263
②原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）	150,152	195	263
③保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	149,151	194	263

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
④保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額.....	149,151	194	263
⑤証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳..	149,151	194	263
⑥自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳.....	149,151	194	263
⑦早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）			
（i）早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額.....	150,152	195	263
（ii）銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額.....	150,152	195	263
（iii）銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額.....	150,152	195	263
⑧当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）.....	150,152	195	263
⑨証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳..	150,152	195	263
⑩自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額..	149,151	194	263
（2）銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項			
①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳.....	153	196	263
②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額.....	153	196	263
③自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳.....	153	196	263
④自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額..	153	196	263
7.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項			
（1）貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額.....	154	197	264
①上場株式等エクスポージャー.....	154	197	264
②上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー.....	154	197	264
（2）出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額.....	154	197	264
（3）貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額.....	154	197	264
（4）貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額.....	154	197	264
（5）自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額.....	154	197	264
8.信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額.....	154	197	264
9.銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額.....	154	197	264

【銀行法施行規則第19条の3第1項第3号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日付金融庁告示第15号）（連結ベース）】

	りそな銀行	近畿大阪銀行
定量的な開示事項		
1. 自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額.....	115	235
2. 自己資本の構成に関する次に掲げる事項		
（1）基本的項目の額及び次に掲げる事項の額	116	236
①資本金及び資本剰余金	116	236
②利益剰余金	116	236
③連結子法人等の少数株主持分の合計額	116	236
④自己資本比率告示第28条第2項に規定するステップ・アップ金利等を上乘せる特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合	116	236
⑤基本的項目の額のうち①から④までに該当しないもの	116	236
⑥自己資本比率告示第28条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額.....	116	236
⑦自己資本比率告示第28条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額.....	116	236
⑧自己資本比率告示第28条第6項の規定により基本的項目から控除した額	116	—
（2）自己資本比率告示第29条に定める補完的項目の額及び自己資本比率告示第30条に定める準補完的項目の額の合計額...	116	236
（3）自己資本比率告示第31条に定める控除項目の額	116	236
（4）自己資本の額.....	116	236
3. 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項		
（1）信用リスクに対する所要自己資本の額（（2）及び（3）の額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	118	237
①標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	118	237
②内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）		
（i）事業法人向けエクスポージャー	118	237
（ii）ソブリン向けエクスポージャー	118	237
（iii）金融機関等向けエクスポージャー	118	237
（iv）居住用不動産向けエクスポージャー	118	237
（v）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	118	237
（vi）その他リテール向けエクスポージャー	118	237
③証券化エクスポージャー	118	237
（2）内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	118	237
①マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳 ...		237
（i）簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	118	237
（ii）内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	118	237
②PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	118	237
（3）信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額.....	118	237
（4）マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額...	118	237
①標準的方式	—	—
②内部モデル方式	—	—
（5）オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額.....	118	237
①粗利益配分手法	118	237
（6）連結自己資本比率及び連結基本的項目比率	116	236
（7）連結総所要自己資本額	116	236

	りそな銀行	近畿大阪銀行
4.信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項		
（１）信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳.....	120,121	239,240
（２）信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳		
①地域別.....	120,121	239,240
②業種別又は取引相手の別.....	120,121	239,240
③残存期間別.....	120,121	239,240
（３）三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳		
①地域別.....	120,121	239,240
②業種別又は取引相手の別.....	120,121	239,240
（４）一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）..	122	241
①地域別.....	122	241
②業種別又は取引相手の別.....	122	241
（５）業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額.....	123	242
（６）標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第31条第1項第3号及び第6号（自己資本比率告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額.....	123	242
（７）内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高.....	124	243
（８）内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）		
①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値.....	125	244
② PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高.....	125	244
③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項		
（i）プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値.....	126	245
（ii）適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析.....	—	—
（９）内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析.....	127	246
（１０）内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比.....	127	246

	りそな銀行	近畿大阪銀行
5.信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項		
(1) 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）.....	128	247
①適格金融資産担保	128	247
②適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る。）	128	247
(2) 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）...	128	247
6.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項		
(1) 与信相当額の算出に用いる方式	129	248
(2) グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額	129	248
(3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）	129	248
(4) (2) に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から (3) に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）	129	248
(5) 担保の種類別の額	129	248
(6) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	129	248
(7) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	129	248
(8) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	129	248
7.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
(1) 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）	131,133	249
②原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）	131,133	249
③保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	130,132	249
④保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	130,132	249
⑤証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	130,132	249
⑥自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	130,132	249
⑦早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）		
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	131,133	249
(ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	131,133	249
(iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	131,133	249
⑧当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）	131,133	249

	りそな銀行	近畿大阪銀行
⑨証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	131,133	249
⑩自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	130,132	249
(2) 連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	134	249
②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額...	134	249
③自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	134	249
④自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	134	249
8. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
(1) 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額	135	250
①上場株式等エクスポージャー	135	250
②上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	135	250
(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	135	250
(3) 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	135	250
(4) 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	135	250
(5) 自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額	135	250
9. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	135	250
10. 銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	135	250

■ 情報開示及び財務報告に関する基本方針 ■

りそなグループは、公平かつ適時・適切な情報開示及び信頼性ある財務報告の実施、並びに情報開示統制の有効性確保を目的として、情報開示及び財務報告に関する基本方針を定めています。同方針の主な内容は以下の通りです。

基本姿勢

1. 国内外のお客さま・株主・投資家等が当グループの状況を正確に認識し判断できるよう、より広く、継続して、分かり易い情報開示及び財務報告に努める。
2. 金融商品取引法及び当社の有価証券を上場している金融商品取引所の規則、並びに会社法及び銀行法その他の関係諸法令・規則等を遵守する。
3. 内容、時間、手法等の適時・適切性を確保すべく、金融商品取引所の情報システム、当グループのウェブサイト、各種印刷物など様々なツールを積極的に活用する。
4. 情報開示統制の整備・運用に努め、不断の改善を実施する。

情報開示及び財務報告のための体制と役割

取締役会は、本基本方針の制定、見直しを行うとともに、代表執行役及び執行役等が行う情報開示及び財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を適切に監督する。

監査委員会は、執行役の職務の執行に対する監査の一貫として、独立した立場から、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視する。

代表執行役は、情報開示の適切性及び財務報告の信頼性に関する責任を有し、内部統制の有効性を確保すべく最適な整備・運用を行う。

以上

平成17年6月制定

平成17年7月改定

平成18年5月改定

平成20年2月改定

上記「情報開示及び財務報告に関する基本方針」は、りそなグループにおける情報開示及び財務報告に関する基本方針を対外的に表明するものであり、プライバシーを侵害する情報等、開示が不適切と判断された情報の取り扱いについてはこの指針の対象ではありません。

また、りそなグループが開示する情報の中には、将来に関する記述（将来情報）が含まれることがありますが、こうした将来情報は、

次のような要因により重要な変動を受ける可能性があります。

すなわち、本邦における株価水準の変動、政府の方針、法令、実務慣行及び解釈に係る展開及び変更、新たな企業倒産の発生、日本及び海外の経済環境の変動、並びにりそなグループのコントロールの及ばない要因等が考えられます。こうした将来情報は、将来の業績その他の動向について保証するものではなく、また実際の結果に比べて違いが生じる可能性があることにご注意ください。

—Note—

りそなホールディングスの概要

商号	株式会社りそなホールディングス	従業員数	17,136人(連結)
代表者	会長 細谷英二 社長 檜垣誠司		530人(単体)
本店所在地	東京都江東区木場1丁目5番65号	事業内容	グループの経営戦略、 営業戦略等の策定、グループ内の経営 資源の配分及び子会社各社の経営管理等
設立	平成13年12月	ホームページ	http://www.resona-gr.co.jp/
資本金	3,404億円		

りそな銀行の概要

商号	株式会社りそな銀行	有人店舗数	341店
代表者	社長 岩田直樹	従業員数	9,675人(連結)
本店所在地	大阪市中央区備後町2丁目2番1号		9,446人(単体)
設立	大正7年5月	預金残高	20兆1,898億円
資本金	2,799億円	貸出金残高	16兆9,346億円(銀行勘定)
株主(持株比率)	株式会社りそなホールディングス(100%)	ホームページ	http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/

埼玉りそな銀行の概要

商号	株式会社埼玉りそな銀行	有人店舗数	128店(うち埼玉県内126店)
代表者	社長 上條正仁	従業員数	3,160人
本店所在地	埼玉県さいたま市浦和区常盤7丁目4番1号	預金残高	10兆1,414億円
設立	平成14年8月	貸出金残高	6兆3,860億円
資本金	700億円	ホームページ	http://www.resona-gr.co.jp/saitamaresona/
株主(持株比率)	株式会社りそなホールディングス(100%)		

近畿大阪銀行の概要

商号	株式会社近畿大阪銀行	有人店舗数	128店
代表者	社長 池田博之	従業員数	2,337人(連結)
本店所在地	大阪市中央区城見1丁目4番27号		2,306人(単体)
設立	昭和25年11月	預金残高	3兆3,133億円
資本金	389億円	貸出金残高	2兆4,543億円
株主(持株比率)	株式会社りそなホールディングス(100%)	ホームページ	http://www.kinkiosakabank.co.jp/

■ 格付情報

	Moody's		S&P		R&I		JCR	
	長期	短期	長期	短期	長期	短期	長期	短期
りそなホールディングス	—	—	—	—	A	—	—	—
りそな銀行	A2	P-1	A	A-1	A+	a-1	A+	J-1+
埼玉りそな銀行	A2	P-1	—	—	A+	—	A+	J-1+
近畿大阪銀行	A2	P-1	—	—	—	—	—	—